

第3章 震災応急対策計画

第1節 初動対応

第1 職員参集・動員

市及び防災関係機関は、市域内及び近隣市町村に地震災害が発生した場合、市災害対策本部を設置するなど、災害応急対策を迅速に行うための体制を直ちに整え、民間団体、市民等も含めて一致協力して被害の発生を最小限度にとどめ、被災者の救援・救護に努め、迅速かつ適切な防災業務の遂行にあたる。

■ 対策

- 1 初動対応の基準 (各部共通)
- 2 初動対応の組織及び活動体制 (各部共通)
- 3 警戒本部 (各部共通)
- 4 災害対策本部 (各部共通)
- 5 職員の動員・配備 (各部共通)

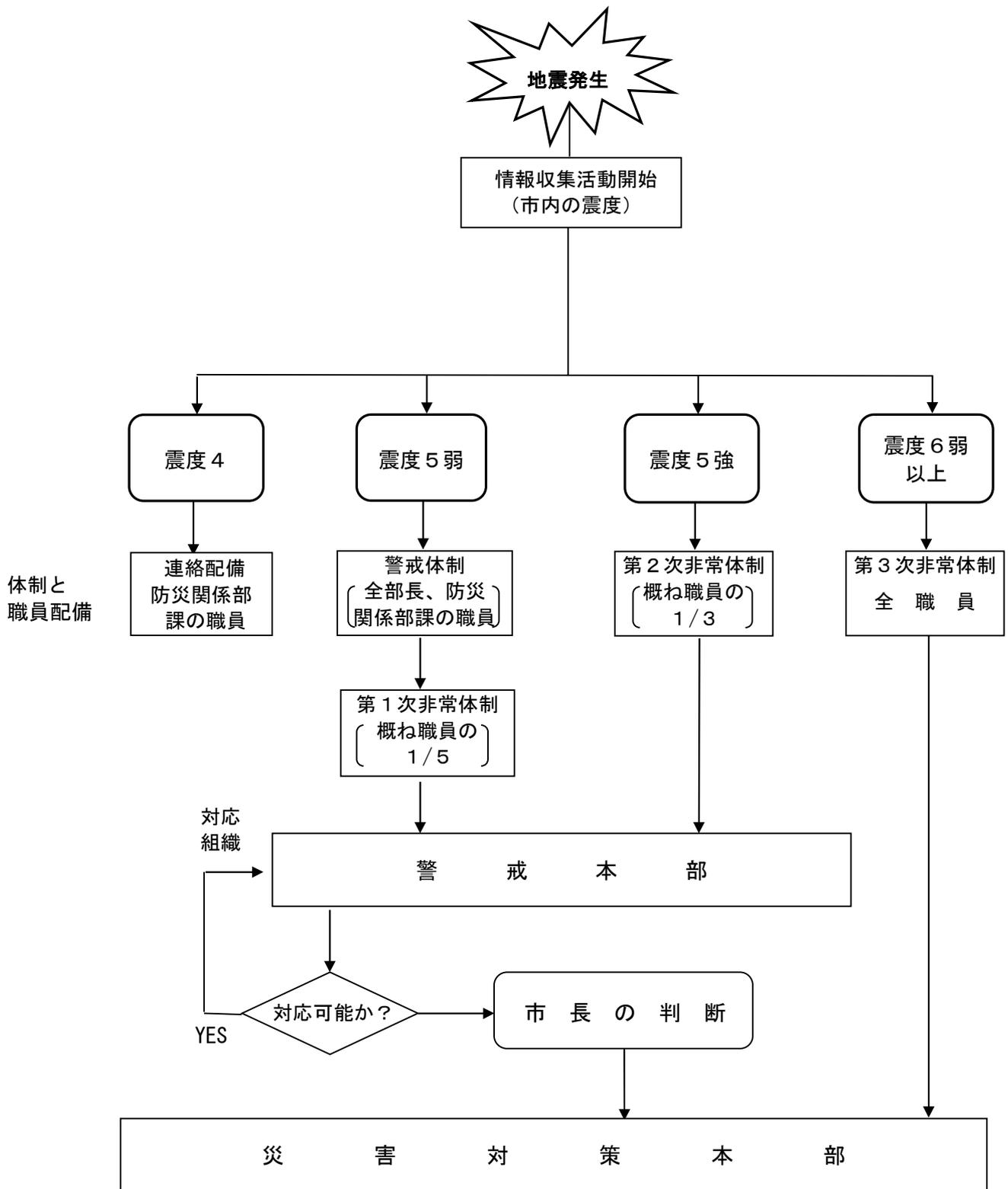
■ 内容

1 初動対応の基準

地震は、風水害等の災害と異なり、予測が困難であることから、初動時に迅速な災害対応組織の編成と必要な職員の確保を、自動的に確立することが重要である。

そのため、市域に震度4以上が観測されたときの組織及び防災要員の参集基準をあらかじめ定めることで、迅速な初動体制を確保する。

初動体制の基準



2 初動対応の組織及び活動体制

災害の状況に応じた配備体制は、次のとおりとする。

体制	区分	設置基準	体制内容	対応組織
連絡配備		・市内の地震計で震度4以上を観測したとき	・あらかじめ定める防災関係部課の職員をもって情報収集連絡活動にあたり、被災の状況により、速やかに高次の配備体制へ移行する準備を行う。	
警戒体制		・市内周辺地域の地震計で震度5弱以上を観測したとき (自動配備)	・全部長及びあらかじめ定める防災関係部課の職員をもって情報収集連絡活動にあたり、被災の状況により、速やかに高次の配備体制へ移行する準備を行う。	
第1次非常体制		・市内の地震計で震度5弱を観測し、市長が必要と認めたとき	・発生した地震に対し、必要に応じた周囲の救助活動と、情報収集連絡活動等を円滑に実施し、状況に応じて、第2次非常体制へ移行できる体制とする。	・警戒本部 又は 災害対策本部
第2次非常体制		・市内の地震計で震度5強を観測し、市長が必要と認めたとき	・発生した地震に対し、必要に応じた周囲の救助活動と、情報収集連絡活動等を円滑に実施し、状況に応じて、第3次非常体制へ移行できる体制とする。	
第3次非常体制		・市内の地震計で震度6弱以上を観測したとき(自動設置) ・その他の状況により、市長が必要と認めたとき	・市の組織、機能の全てをもって応急対策活動にあたる体制とする。	・災害対策本部

注) 勤務時間外では報道メディアによる気象庁が発表する取手市の観測地点の震度とする。
気象庁の発表がない場合や、震度情報が得られない場合は、体感その他によるものとする。

① 連絡配備

市内の震度が4以上の地震が発生した場合、昼夜間及び平休日、勤務時間内、時間外を問わず、あらかじめ定められた参集要員による連絡配備をとり、その後防災対策を滞り無く実施するための初期の防災活動を行う。

② 警戒体制

市内周辺地域の震度が5弱以上の地震が発生した場合、昼夜間及び平休日、勤務時間内、時間外を問わず、全部長、参集要員による警戒体制をとり、その後防災対策を滞り無く実施するための初期の防災活動を行う。

③ 非常体制

市内の震度が5弱以上の場合、昼夜間及び平休日、勤務時間内、時間外を問わず、あらかじめ定められた参集要員による非常体制をとり、応急対策活動を行う。
非常体制は、被害の状況により1次から3次までの体制を整える。

3 警戒本部

(1) 警戒本部の設置

警戒本部の設置は、以下のとおり行う。

- ① 警戒本部設置の責任者は、副市長とする。
なお、副市長に事故あるときは、総務部長がその職務を代行する。
ただし、緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、市警戒本部にいち早く到着した部長が職務を代行する。
- ② 副市長は、災害状況を把握し、警戒本部を設置する。
- ③ 総務部長は、警戒本部設置の指令に基づき、警戒本部を構成する全部長に招集連絡を行う。
- ④ 各部長は、配備された職員に応急活動の実施を指示する。
- ⑤ 警戒本部の設置場所は、市役所総務部内とする。

(2) 警戒本部の職務

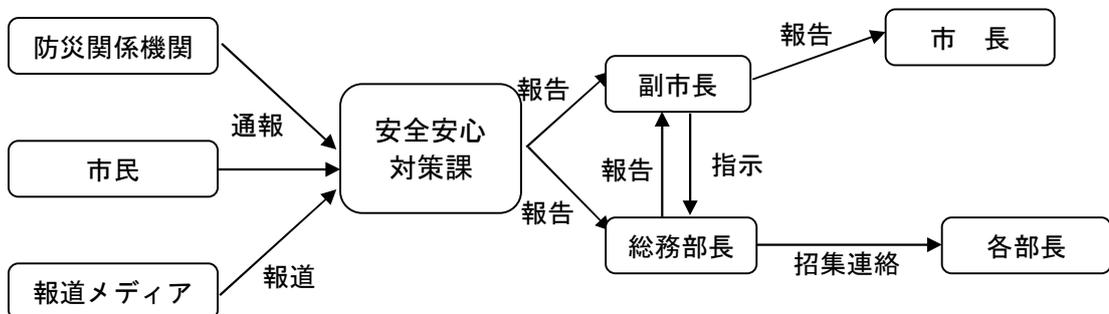
警戒本部は、市全体の被害状況等を把握し、防災関係機関と連絡をとりながら、全市的若しくは局地的対策を迅速に指示する。

(3) 警戒本部の体制

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、防災関係機関、市民からの通報、報道メディアによる情報により、状況を安全安心対策課が把握し、総務部長及び副市長に報告する。

副市長は、それを市長に報告の上、警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

なお、被害が拡大する恐れがあるときは、直ちに災害対策本部に移行する。



(4) 警戒本部の掌握事務

警戒本部における掌握事務は、以下のとおりである。

部 名	掌 握 事 務	担 当 職 員
総務部・ 政策推進部・ 財政部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部の連絡調整 ・ 県本部との連絡調整 ・ 本部内の事務 ・ 警戒本部に臨時電話を設置 ・ 発生速報・筆記用具の準備 ・ 市民からの被害状況を受け付け、災害発生即報へ転記 ・ 職員の動員 ・ 災害対策活動に関する物資（無線機、災害時優先携帯電話、雨具、懐中電灯等の準備物資）の準備 ・ 被害状況の調査 	部長及びあらかじめ定められた職員
建設部・ 都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生即報を基に応急処置の実施 ・ 危険箇所の点検 	部長及びあらかじめ定められた職員
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所の点検 ・ 火災発生状況等市内巡回による情報収集 	消 防 長
上記以外の全ての部局等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管する施設の被害・人的被害・災害発生状況の情報収集 ・ 他部からの要請に基づく応援 	上記以外にあらかじめ定められた職員

4 災害対策本部

(1) 災害対策本部の設置

市は、以下の設置基準に従い、災害対策基本法第23条、市災害対策本部条例及び市防災計画の定めるところにより、非常体制をとり災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を実施する。

【設置基準】

- | |
|---|
| <p>① 市内で震度6弱以上の地震を記録したとき。（自動的に設置）</p> <p>② 市内で震度が5弱・5強を記録し、被害の程度やさらなる被害拡大の恐れがあり、市長が設置を必要と認めたとき。</p> <p>③ その他の状況により、市長が必要と認めたとき。</p> |
|---|

(2) 災害対策本部の本部長及び副本部長

災害対策本部の本部長は市長とし、事務を総括する。副本部長は副市長とし、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

また、本部長、副本部長に事故あるときは、次の順序にてその職務を代行する。

- ① 教育長
- ② 総務部長
- ③ 上記に事故あるとき又は連絡不能の場合は、市災害対策本部に到着した職制上の上位者が職務を代行する。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎新館 301 及び 302 会議室に設置する。

ただし、災害対策本部に予定した場所が被害を受け、災害対策本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、以下の代替場所にて本部を設置する。

【災害対策本部代替場所】

- ・ 消防本部 災害対策室

(4) 災害対策本部の職務

災害対策本部は、市防災計画に定めるところにより、市域の災害予防、災害応急対策、応急復旧対策を実施する。また、全体的な被災状況を収集・把握するとともに、次の事項を協議し、全市的対策を迅速に指示する。

- ① 本部の配備体制の切り替え及び廃止に関する事。
- ② 避難指示、警戒区域の設定に関する事。
- ③ 自衛隊、県及び他の市町村への応援要請に関する事。
- ④ 災害対策経費の処理に関する事。
- ⑤ 災害救助法の適用に関する事。
- ⑥ 市民向けの声明の発表に関する事。
- ⑦ 国、県等への要望及び陳情に関する事。
- ⑧ その他災害対策の重要事項に関する事。

(5) 災害対策本部の必要準備備品

災害対策本部には、以下の備品等を用意する。

- ① 有線電話及びファクシミリ
- ② 防災行政無線、消防無線
- ③ テレビ・ラジオ
- ④ パソコン及びパソコン用バッテリー
- ⑤ 複写機・プロジェクター
- ⑥ 庁内放送設備
- ⑦ 被害状況図板、住宅地図及びその他地図類
- ⑧ 災害時優先電話、災害時優先携帯電話、災害時の市内応援協力業者名簿
- ⑨ 防災関係機関一覧表
- ⑩ 災害処理票その他書式類一式

- ⑪ 筆記用具等事務用品
- ⑫ ハンドマイク
- ⑬ 懐中電灯・投光機
- ⑭ カメラ・ビデオテープ等記録機器
- ⑮ その他必要資機材

(6) 災害対策本部の弾力的運営

大地震災害においては、様々な応急対策が並行して実施される。また、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態も予想されるため、災害の状況によっては掌握事務にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入する等、弾力的に運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

(7) 国の現地対策本部との連携

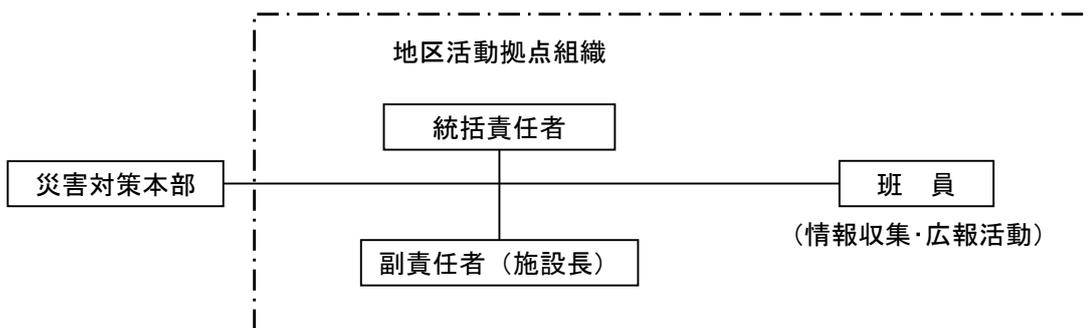
本部長は、国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

(8) 現地災害対策本部

本部長は、局地的な災害の状況により、災害対策本部の事務の一部の組織として災害対策本部の設置に準じて、災害現地に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(9) 地区活動拠点

本部長が必要と認めた場合は、地区活動拠点を設置して、地域の情報収集、広報等を行う。地区活動拠点の組織及び活動内容は、以下のとおりとする。



- ① 地区活動拠点の責任者
 - ・ 市長があらかじめ任命した総括責任者が地区活動拠点の責任者となる。
 - ・ 総括責任者が不在のときは、副責任者（施設長）がその責務を代行する。
- ② 活動内容
 - ・ 被害情報（人的被害、道路・排水路の損壊、倒壊した家屋・塀等）の収集
 - ・ 避難者、被災者情報の収集
 - ・ 住民に対する広報活動

③ 設置場所

地区活動拠点は、災害の状況に応じて以下の場所に設置する。

- ・小文間地区：旧小文間小学校
- ・東 部地区：取手小学校
- ・中 部地区：取手第二中学校
- ・西 部地区：戸頭中学校
- ・北 部地区：藤代庁舎

④ 本部との連絡体制

- ・地区活動拠点に集まった被害情報、支援要請は、災害対策本部事務局に連絡する。
- ・連絡手段は、原則として災害時優先携帯電話又は市防災行政無線を使う。
- ・災害時優先携帯電話、市防災行政無線での連絡が取れない場合は、班員自らが本部に徒歩、自転車、バイク等で連絡する。

『資料編 「様式 災害発生即報」』参照

(10) 災害対策本部の閉鎖基準

災害対策本部の閉鎖は、以下の基準により市長の権限のもとに行う。

- ① 災害応急対策が概ね完了したとき。
- ② その他市長が必要なしと認めたとき。

(11) 災害対策本部の設置及び閉鎖の通知並びに公表

災害対策本部の設置及び閉鎖を行った場合は、本部の担当班は庁内及び市の各機関、市民及び各関係機関に対し、連絡、周知をする。

通 知 先	連絡担当者	通 知 方 法
市各部	本部事務局	電話、口頭、庁内イントラ
防災関係機関	本部事務局	電話、口頭、県防災システム
市民	情報班	ホームページ、各種 SNS
市議会・報道機関	情報班	文書、メール
隣接市町	本部事務局	県防災システム

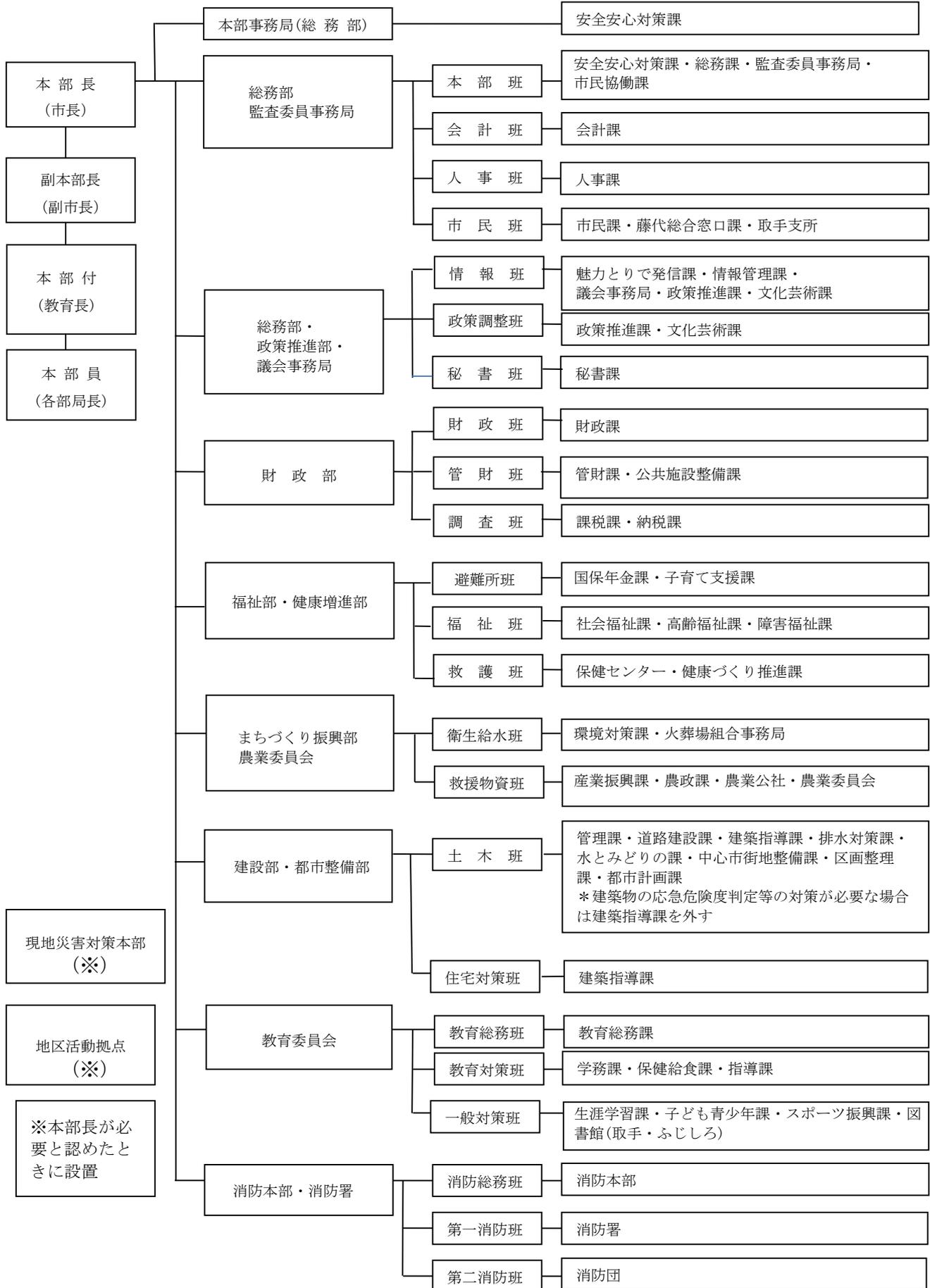
本部長は災害対策本部を設置及び閉鎖した場合、知事に対して電話等によりその旨を通知するとともに、速やかに文書による報告を行う。

(12) 災害対策本部の組織体制

① 災害対策本部の組織及び各部の編成

災害対策本部の組織は、次に示すとおりとする。

① 災害対策本部の組織体系



各部の掌握事務内容（1）

災害対策本部の組織		行政上の課名	事務分掌
部名	班名		
本部事務局		安全安心対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災会議 ・災害対策本部の設置及び運営 ・災害対策本部の総合調整
総務部 会計課 監査委員事務局	本部班	安全安心対策課 総務課 市民協働課 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、近隣市町村、自衛隊、防災関係機関への応援要請及び連絡調整 ・自主防災組織及び各自治会への協力要請等 ・県本部との連絡及び報告 ・気象情報の収集及び伝達 ・防災無線の運用統制 ・被害状況の記録 ・議会関係との連絡調整 ・部内の連絡調整 ・建設業協会への協力要請及び連絡調整等 ・り災証明に関すること ・災害に関する相談窓口
	会計班	会 計 課	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭の出納及び保管 ・部内対策の応援
	人事班	人 事 課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員 ・部外職員の派遣要請 ・災害派遣職員の受入 ・災害対策従事職員の名簿作成及び給食、給与の支給
	市民班	市 民 課 取手支所 藤代総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に伴う戸籍事務 ・死亡者等の帳簿作成
総務部 政策推進部 議会事務局	情報班	魅力とりで発信課 情報管理課 議会事務局 政策推進課 文化芸術課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集及び広報 ・被害状況の記録 ・報道関係機関との連絡 ・庁内及び出先機関の情報通信ネットワークの点検復旧 ・基幹業務システムの復旧及び稼働確認 ・ホームページ公開サーバー・メールサーバー等、情報系システムの復旧及び稼働確認
	政策調整班	政策推進課 文化芸術課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復興計画の策定 ・国、県への災害に係わる要望、陳情 ・部内の連絡調整
	秘書班	秘 書 課	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の日程調整 ・他市町村長との連絡調整 ・国際交流協会との連絡調整
財政部	財政班	財 政 課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の応急財政措置 ・国、県等の補助金 ・部内の連絡調整
	管財班	管財課 公共施設整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・車両等の配車及び借上げ ・ガソリン、灯油、軽重油の調達、配給の手配 ・庁舎施設の機能保全、応急復旧 ・市有財産の被害調査 ・非常用備品及び消耗品等の購入 ・応急措置のための土地収容 ・公共施設の応急復旧 ・被災建築物応急危険度判定に関する協力 ・被災宅地危険度判定に関する協力 ・り災証明における家屋被害調査の支援
	調査班	課 税 課 納 税 課	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋及び土地の被害状況の調査 ・被害者の税金の減免 ・り災証明における家屋被害調査の支援

各部の掌握事務内容

災害対策本部の組織		行政上の課名	事務分掌
部名	班名		
福祉部 健康増進部	避難所班	国保年金課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の避難及び安全確保 ・避難所の開設及び維持管理 ・避難所入所記録及び物品受払簿等の作成 ・避難所備蓄食糧、寝具、日用品等の生活必需物資の受取に関する調整及び配給
	福祉班	社会福祉課 高齢福祉課 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・受水槽災害弔慰金、障害見舞金等の支給 ・死体の収容・災害救助法による救出 ・災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付 ・災害弔慰金死体の収容及び処理 ・避難所、福祉避難所の開設及び維持管理 ・福祉関係団体との連絡調整 ・福祉関係被害状況の調査報告 ・ボランティアとの連絡調整、コーディネート ・日赤茨城支部との連絡調整 ・要配慮者の緊急保護 ・被服、寝具その他生活必需品の給貸与 ・義援金及び救援物資の受入及び配分 ・部内の連絡調整
	救護班	保健センター 健康づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・救護班の編成及び救護所の設置 ・傷病者の応急手当及び助産 ・被災者収容の医療機関との連絡調整
まちづくり振興部 農業委員会	衛生給水班	環境対策課 火葬場組合事務局担当	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保、供給、水質検査 ・防疫業務 ・応急、災害用トイレの設置及び維持管理 ・し尿、汚水の非常処理 ・斎場の使用確保及び管理運営 ・被災地における環境保全及び公害発生の防止 ・非常清掃 ・ごみの非常処理、非常清掃 ・廃棄物の処理 ・部内の連絡調整
	救援物資班	産業振興課 農政課 農業公社 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の受領、保管及び配給 ・食糧事務所、農協からの食糧調達 ・商工業関係被害状況の調査 ・り災商工業に対する緊急融資 ・農業関係被害状況の調査 ・り災農家に対する緊急融資 ・生活必需品の調達
建設部 都市整備部	土木班	管理課 道路建設課 建築指導課 排水対策課 水とみどりの課 中心市街地整備課 区画整理課 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の連絡調整 ・災害危険地域の巡視及び応急処理 ・災害時の道路占有及び通行制限 ・障害物の除去 ・都市計画道路、市道、橋梁等の被害調査及び応急修理 ・道路、橋梁等の被害調査及び応急修理 ・公園施設の被害状況の調査及び報告 ・市営住宅の保全、仮設住宅の建設 ・都市計画道路の被害調査及び応急対策 ・被災地に係わる土地区画整理事業等の対策 ・取手駅周辺の被害状況の調査及び応急対策 ・応急仮設住宅
	住宅対策班	建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定 ・り災証明における家屋被害調査の支援

* 土木班において、建築物の応急危険度判定等の対策が必要な場合は建築指導課を外す

各部の掌握事務内容

災害対策本部の組織		行政上の課名	事務分掌
部名	班名		
教育委員会	教育総務班	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育関係機関との連絡調整 ・教育関係施設の被害状況の調査及び報告 ・教育施設の避難場所避難所としての開設及び維持管理 ・所管施設の応急対策 ・文化財の被害状況調査及び応急保護対策 ・部内の連絡調整 ・被災建築物応急危険度判定に関する協力 ・被災宅地危険度判定に関する協力 ・り災証明における家屋被害調査の支援
	教育対策班	学務課 指導課 保健給食課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童、生徒の避難及び安全確保 ・教職員の動員 ・教育施設の避難場所、避難所として開設及び維持管理 ・炊き出し設備の確保及び炊き出し、配給の実施 ・災害時の応急教育対策 ・り災学童、生徒に対する学用品の配布
	一般対策班	生涯学習課 子ども青少年課 スポーツ振興課 図書館 (取手・ふじしろ)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の応急対策 ・公共施設の避難場所、避難所として開設及び維持管理
消防本部 消防署	消防総務班	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・非常招集 ・関係機関との連絡調整 ・物資の調達輸送 ・消防団との連携 ・他の班との連携 ・部内の連絡調整
	第一消防班	消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消防部隊の運用 ・災害活動 ・救急、救助活動
	第二消防班	消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・団活動の方針決定及び分団活動の統制 ・消防本部、署、分団との連絡 ・災害活動

② 災害対策本部の組織概要

本部長、副本部長、本部長付及び本部員の主な任務

災害対策本部での職名	平常時の職名	災害対策本部での主な任務
本部長	市長	① 本部会議の議長となること。 ② 避難の指示、警戒区域の設定を行うこと。 ③ 市民向け緊急声明を発表すること。 ④ 国、県、自衛隊、他自治体、事業所・団体、市民等への支援協力要請を行うこと ⑤ その他、災害対策本部が行う応急・復旧対策上の重要事項について基本方針を決定すること。 ⑥ 災害対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督すること。
副本部長	副市長	① 本部長が不在、または本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること。 ② 情報を常に把握し、本部長に対し適切な助言を行うこと。 ③ 本部長が適宜休養・睡眠を取れるように、本部長の交換要員となること。
本部長付	教育長	① 本部長及び副本部長を補佐すること。 ② 本部長、副本部長が不在または事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。
本部員	(部組織図参照)	① 部長として、担当部の所属班長をはじめとする職員を指揮監督すること。 ② 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。 ③ 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき、本部長、副本部長の職務を代理すること。 なお、本部長、副本部長の職務を代理する順序については、別に定める。
班長	—	① 部長の命を受け、所属班員を指揮監督すること。
班員	—	① 班長の命を受け、掌握事務に従事する。

なお、本部事務局には、各部長から指名された本部連絡員を1人配置し、本部事務局と各部との連絡にあたる。

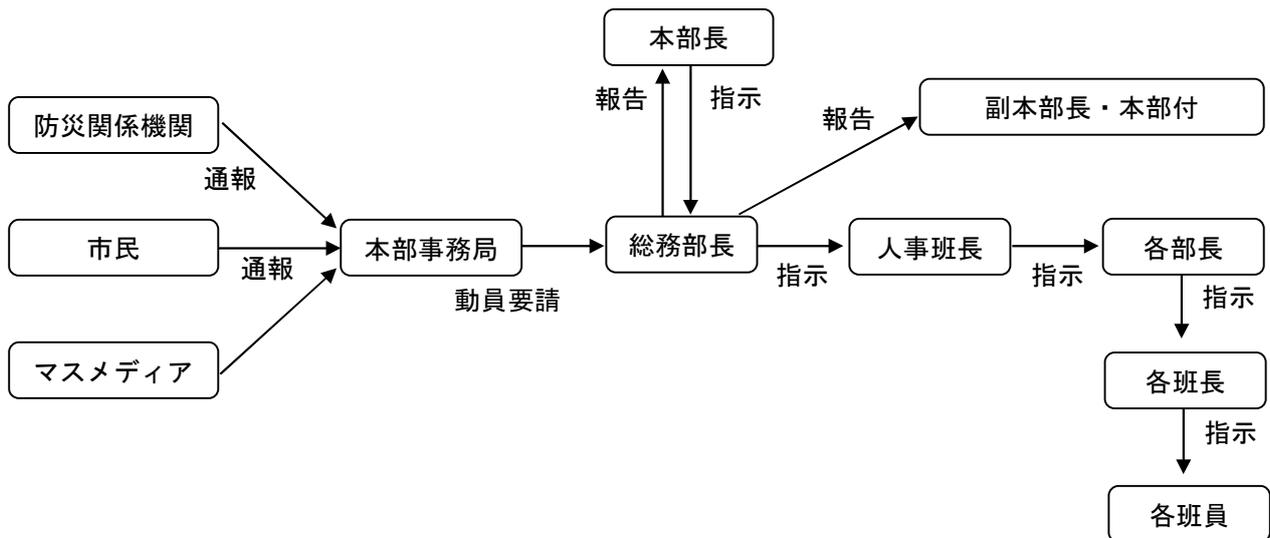
③ 災害対策本部の標識等

安全安心対策課長は、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部がある建物の前に「取手市災害対策本部」の標識を掲げるとともに、災害対策本部会議室、避難所、給水所・配給所等の設置場所一覧を掲示するなどして、市民の問い合わせに便宜を図るよう努める。

5 職員の動員・配備

(1) 職員の動員

市は、突発的な地震災害発生時でも、速やかな職員の招集を実現し、必要に応じて災害対策本部の設置等により、迅速に災害対策を実施するために、「職員初動マニュアル」に基づき、各職員の災害時の行動の補助・周知を図る。



* 夜間・休日の際も基本的に同様の流れで行う。また、不在がある場合は、不在者を省いた流れで行う。

(2) 職員の動員人員

職員の動員人員の基準は、おおむね以下のとおりとする。

① 警戒本部の配備 本編 第3章震災応急対策計画 第1節初動対応 第1職員参集・動員 2初動対応の組織及び活動体制（139ページ）参照。		
② 災害対策本部の動員		
第1次非常体制	第2次非常体制	第3次非常体制
全部長及び全班長のほか 各班長が示した者 (概ね職員の1/5)	全部長及び全班長のほか 各班長が示した者 (概ね職員の1/3)	全 員
③ 各部（班）長は、あらかじめ職員の配置計画等を立てて、所属職員に徹底しておくものとする。		
④ 各配備体制とも、災害の状況等によって各部において人員の増減ができる。		

(3) 部長の服務

各部長は、警戒体制又は非常体制の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて、次の措置をとる。

① 所属職員の掌握
② 高次の配備体制に応じるために必要な事前措置

(4) 職員の服務

全ての職員は、警戒体制又は非常体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

① 勤務時間内
・ 配備についていないときも、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
・ 行事、会議、出張等を中止する。

- ・ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- ・ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ・ 災害現場に出動する場合は、腕章を着用する。
- ・ 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意を図る。

② 勤務時間外

(ア) 登庁

災害発生時には、通信規制などにより直接の動員命令が伝達されない事態も予想される。職員はあらかじめ定められている動員計画に基づき、動員命令を待つことなく、自主的に登庁する。

震 度	体 制	登庁場所
震度 4	連 絡 体 制	市 役 所
震度 5弱	警 戒 体 制 または 第1次非常体制	市 役 所
震度 5強	第2次非常体制	市役所、勤務施設
震度 6弱以上	第3次非常体制	市役所、勤務施設、地区活動拠点

(イ) 登庁時の心得

職員は、登庁する際、次のものを携行・着用する。

- ・ 身分証明書・職員初動マニュアル
- ・ 雨着・防寒着・軍手等
- ・ 作業し易い服装
- ・ 自己用の食糧・飲料水
- ・ ラジオ・懐中電灯

登庁の途中においては、可能な限り被害状況その他必要と思われることに注意を払い、登庁後直ちにその状況を所属長に報告する。

(ウ) 登庁が不可能な場合

交通等の断絶により登庁が不可能となった場合は、登庁が不可能な旨を所属長に連絡し、次の順に参集する。

- ・ 登庁不可能の報告
職員は、交通等の断絶により登庁が不可能となった場合には、電話により、その旨を所属長に連絡する。
- ・ 電話の途絶時の連絡
電話が途絶している際には、下記の参集場所において、その旨を所属長に連絡する。
- ・ 非常参集職員の復帰
災害状況の好転に伴い、登庁可能となった職員は、その旨を所属長に連絡し、所定の参集場所に登庁する。

【通常の参集場所に登庁不可能な場合の参集場所】

最寄りの市町村庁舎、又は、防災関係機関

(5) 職員の動員伝達の方法

職員への動員伝達の方法は、以下のとおりとする。

【勤務時間内】

- ① 庁内の放送設備及び電話による伝達
人事班は、庁内放送又は庁内電話により職員に対して、状況に応じた体制の動員を図るよう伝達する。
- ② 口頭による伝達
 - ・ 庁内放送及び庁内電話が使用できないときは、人事班の口頭により各部長に動員の伝達をする。
 - ・ 庁舎から離れて勤務をしている職員については、電話、無線、使送等により伝達をする。

【勤務時間外】

必要に応じて電話等により動員伝達する。ただし通信が不可能な場合は、予め定められている基準に従い、職員自ら自発的に登庁する。

(6) 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、所定の様式により人事班長に報告するものとし、人事班長は、速やかに本部長に報告する。

また、報告の時間は本部長が特に指示した場合を除き、1時間ごととする。

【報告事項】

- ① 部、班名
- ② 動員連絡済人員数
- ③ 動員連絡不能人員数及び同連絡不能地域
- ④ 登庁人員数
- ⑤ 登庁不能のため最寄りの出先機関等に非常参集した人員
- ⑥ その他（職員の被災状況）

『資料編 「様式 出動職員報告書」』参照

(7) 災害対策要員のローテーション

大地震災害の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、総務部が災害対策要員のローテーションについて基本方針を定め、各部長が掌握事務を考慮して決定する。

① 勤務時間体制

災害対策要員のローテーションは、災害対策が長期化することから、原則として次のような勤務時間体制とする。ただし、災害の発生時間や被害状況等を踏まえて、各部署で調整することができる。

第1クール：午前	8時から午後	4時まで
第2クール：午後	4時から午前	0時まで
第3クール：午前	0時から午前	8時まで

② 災害対策要員相互の引継ぎ

各クールの災害対策要員は、当該勤務時間前に登庁し、前任要員との十分な引継ぎをし、引き続き継続した災害対応ができるようにしなければならない。

第2 応急活動

災害対策本部を設置し、応急対策活動を実施するため、被害の状況、時間の経過等の要因を総合的に把握し、迅速かつ的確、さらに効率的に活動し被害の拡大防止を図る。

■ 対策

1 応急活動の留意点 (各部共通)

2 応急活動の流れ (各部共通)

■ 内容

1 応急活動の留意点

(1) 地震直後の緊急措置

あらかじめ定める警戒本部の職員は、地震発生時、指示の有無に関わらず、自発的に市防災計画にある配備体制が指令されたものとして、行動を開始する。

また、他の職員は各自、勤務時間内外において、その状況に応じた対応を図る。

【機器機能保全】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 通信網（電話、FAX、携帯電話、庁内 LAN、その他防災関連機器等）の確保② 電源の確保③ その他庁舎機能の確保 |
|--|

(2) 初動期災害情報の収集

各部署は、所管する建築物等の被害、人的被害、火災発生の状況等、各部署が初動対応に必要な情報、自衛隊災害派遣要請、災害救助法の適用要請及び他市町村への応援要請の判断に必要な情報の収集を行う。

また、災害対策本部事務局は、各部署及び警察、その他防災関係機関と密接な連携を図るとともに、自主防災組織・市政協力員等にも情報の収集を要請し、収集された情報を精査し、被害の全体を早期に把握する。

(3) 災害対応組織の編成

市内の震度及び被害情報等から、あらかじめ定められた警戒本部、又は災害対策本部の設置を行う。

(4) 災害対策本部への動員の伝達

人事班は、災害対策本部の設置があったときは、その旨を庁内放送、電話、携帯電話、防災無線等により職員に対して伝達し、災害対策要員として動員する。

(5) 自衛隊災害派遣の要請

本部長は、大地震災害により、本市の防災体制において必要とされる応急対策すべての対応が不可能な事態と判断したときは、知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

(6) 応援部隊等の受入

本部長は、初期の災害情報から更なる応援部隊の派遣が必要であると判断した場合は、県、他市町村等に応援を要請する。これを受けて、総務部は、市内外のボランティアなどの応援等を考慮し、各部と緊密な連携を図り、これらの応援部隊の円滑な活動遂行に向けた受入体制を整える。

(7) 緊急消防援助隊調整本部の設置

本部長は、初動期の災害情報から緊急消防援助隊の派遣が必要と認めた場合は、市災害対策本部に隣接した場所に、緊急消防援助隊調整本部を設置する。

(8) 災害救助法の適用要請

本部長は、初動期の災害情報及びその後の被害調査等をもとに、市域の被害が災害救助法の適用基準に適合する場合は、速やかに知事に災害救助法の適用を要請し、応急対策に万全を期する。そのため、福祉部、健康増進部及び災害対策本部事務局は、緊密に連携し、災害救助法の適用手続等に向け迅速に対応する。

(9) 職員の行動基準

【勤務時間内】

- ① 職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。
- ② 職員は、市民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。
- ③ 職員は、被害状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所の立ち入り規制や薬物、危険物等に対して緊急に防護措置を講ずる。
- ④ 職員は、周囲の市施設や周辺の機器についての被害状況を把握し、各担当へ報告するとともに、可能な範囲でそれぞれの機能の復旧に努め、庁内機能の回復維持を図る。

【勤務時間外】

- ① 守衛当直者は、災害情報を受けたときは、直ちに防災担当課長に連絡し、受けた災害情報を伝達するとともに、防災担当課長の指示に従い、あらかじめ定める防災関係部課の職員が登庁するまでの間、情報の収集、指令の伝達にあたる。
- ② 防災担当課長は、災害情報を受けたときは、直ちに総務部長にその旨を連絡する。また、守衛当直者に対して必要な指示を行った後、直ちに登庁し、情報の収集、伝達等を行う。
- ③ 総務部長は、災害情報を受けたときは、災害時優先携帯電話で副市長に連絡し、警戒本部の設置並びに警戒体制の実施を副市長に要請する。
- ④ 副市長は、災害時優先携帯電話で市長に報告するとともに、直ちに登庁し、警戒本部を設置し応急対策の実施にあたる。
- ⑤ 他の職員は、自らの安全確保と周囲の安全を確認後、配備基準に応じた参集行動

に移る。特に夜間・休祝日においては、地震発生直後の通信規制により、職員参集の指示が伝わらない場合も想定されるので、連絡の有無に関わらず、自発的に、市防災計画にある配備体制が発令されたものとして、行動を開始する。

2 応急活動の流れ

応急活動の概略は以下のとおり。

各部において、事前に策定した詳細な応急処理マニュアルにより行動する。

主な項目	主な応急活動内容		
	地震発生～12時間位まで	地震発生12時間位～3日位まで	3日位から1週間位まで
被害情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・市民及び各部署からの被害情報の収集伝達 ・消防署、消防団からの被害情報の収集伝達 ・その他防災関係機関等からの被害情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物等の被害情報の収集伝達 ・ライフラインの被害情報の収集伝達 ・交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 ・被災者への生活情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織、市政協力員等からの被害情報の収集伝達
市民への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況(特に火災)に関する情報 ・避難指示及び安全な避難場所に関する情報 ・パニック防止を促す情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種被害状況に関する情報 ・避難所に関する情報 ・救援救護に関する情報 ・行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン等の復旧に関する情報 ・避難所に関する情報 ・救援救護に関する情報 ・各種相談窓口の開設に関する情報
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設、運営 ・避難人員及び避難状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営 ・避難所への食糧、飲料水、生活必需品等の供給 ・災害用トイレの設置及び衛生管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時無料電話等の設置 ・避難人員、生活状況の実態把握
広域応援の要請	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の派遣要請と受入 ・災害救助法適用の要請 ・県、隣接市等への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援の受入 ・教授物資の受入 ・ボランティアの受入 	
人命救出・医療活動	<ul style="list-style-type: none"> ・生き埋め者等の救出活動 ・負傷者等の救急医療活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・生き埋め者等の救出活動 ・負傷者等の救急医療活動 ・救護所の開設、運営 ・後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者等の救急医療活動 ・メンタルケア

救援救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水の確保及び供給 ・生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水の供給 ・生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道復旧による生活用水の供給 ・救援物資の配給
交通規制・緊急輸送・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制及び交通処理 ・緊急輸送路の確保 ・地域の安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制及び交通処理 ・緊急輸送路の確保 ・地域の安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制及び交通処理 ・緊急輸送路の確保 ・地域の安全対策
消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の初期消火 ・火災の延焼状況の予測 ・危険物等の火災防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の延焼拡大の防止 ・危険物等の火災防止対策 	
要配慮者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・安否の確認、緊急介護 ・避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否の確認、緊急介護 ・避難所でのケア ・重症要介護者の施設への受入 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否の確認、緊急介護 ・福祉避難所でのケア ・重症要介護者の施設への受入
遺体搬送・安置・埋火災		<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の安置、搬送 ・火葬場等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の安置、搬送 ・火葬場等の確保
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧
廃棄物・し尿・防疫対策		<ul style="list-style-type: none"> ・災害用トイレの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・し尿処理 ・がれき処理 ・防疫
生活再建		<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明等の発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明等の発行 ・応急仮設住宅建設の準備 ・被災建築物応急修理の準備 ・学校再開の準備
応急危険度判定活動		<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域・被災建築物の把握 ・被災建築物応急危険度判定に関する広報実施 ・応急危険度判定の応援要請 ・応急危険度判定の応援受入れ ・被災建築物応急危険度判定作業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定作業 ・被災宅地応急危険度判定作業

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

■ 対策

- 1 電話通信の確保 (各部共通)
- 2 代替通信機能の確保 (各部共通)
- 3 連絡責任者の設置 (各部共通)

■ 内容

1 電話通信の確保

電話での通信が困難なときには、災害時優先電話及び災害時優先携帯電話により、通信手段を確保する。

(1) 災害時優先電話の指定

市及び防災関係機関は、あらかじめ災害情報通信に使用する電話を定め、窓口の一元化を図る。

また、災害時には、災害時優先電話及び災害時優先携帯電話を平常業務に使用することを制限し、迅速かつ円滑な通信連絡体制を確保する。

(2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合は「災害時優先電話」より通話を行うものとします。

(災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条)

取手市の災害時優先電話設置場所

防災担当課 (3回線)

(3) 災害時優先携帯電話の利用

災害時には、迅速かつ円滑な通信連絡体制として活用する。なお、東日本大震災での対応にあたり、一般の携帯電話がまったく使用することができなかったことを受けて、防災関係機関との連絡のため、災害時優先携帯電話の増設を目指す。貸与者は、第2章 第1節 第4「情報通信ネットワークの整備」(57～58 ページ) 参照。

(4) ファクシミリ等による文書連絡の優先利用

災害対策本部、市各部出先機関、防災関係機関の指令の授受伝達及び報告等の通信連絡は、原則としてファクシミリによる文書連絡による。

(5) パソコンによる通信の活用

パソコンによる通信の確保について検討を進める。

2 代替通信機能の確保

総務部長は、地震災害等により有線通信施設が被災し、不通になった場合は以下のとおり、無線設備又は使送等により通信連絡を確保する。

無線施設の状況

種類・番号	設置場所	電話番号	設置所在地
市防災行政無線 防災電話 67-8-213-8400 FAX67-8-213-8450	取手市役所	74 - 2141	寺田 5139
消防無線 防災電話 88-8-580-8400 FAX88-8-580-8450			
	取手市消防本部	74 - 0119	井野 1264 - 1

(1) 防災行政無線

- ① 県との連絡は防災電話による。
- ② 市関連施設及び災害現場等に出動している各部及び防災関係機関との連絡は、防災行政無線又は災害時優先携帯電話による。また、必要に応じて消防無線、警察無線により関係機関との連絡を行う。

(2) その他の無線通信の利用

災害情報の伝達に際して、緊急通信の必要があるときは、次の無線設備を使用する。
また、災害発生時における救急措置の実施上緊急かつ特別な必要があるときにも、次の無線設備を使用することができる。

【使用可能な通信設備】

- ① 警察通信設備
- ② 消防通信設備
- ③ 自衛隊通信設備

- ④ 水防通信設備
- ⑤ 航空通信設備
- ⑥ 海上保安通信施設
- ⑦ 気象通信設備
- ⑧ 鉄道通信設備
- ⑨ 電力通信設備

(3) 放送機能の利用

情報班は、無線等により知事に対して放送要請を行い、災害に関する通知、要請、伝達等の放送についてNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に知事を通じて要請する。

『資料編「様式 放送申込書」』参照

(4) 使送による通信確保

有線及び無線通信の利用が不可能若しくは困難な際には、総務部長の責任のもとに使送により通信を確保する。

(5) 通信の統制

災害の発生時には、各種通信の混乱が予想されるため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑かつ迅速な通信の確保に努める。

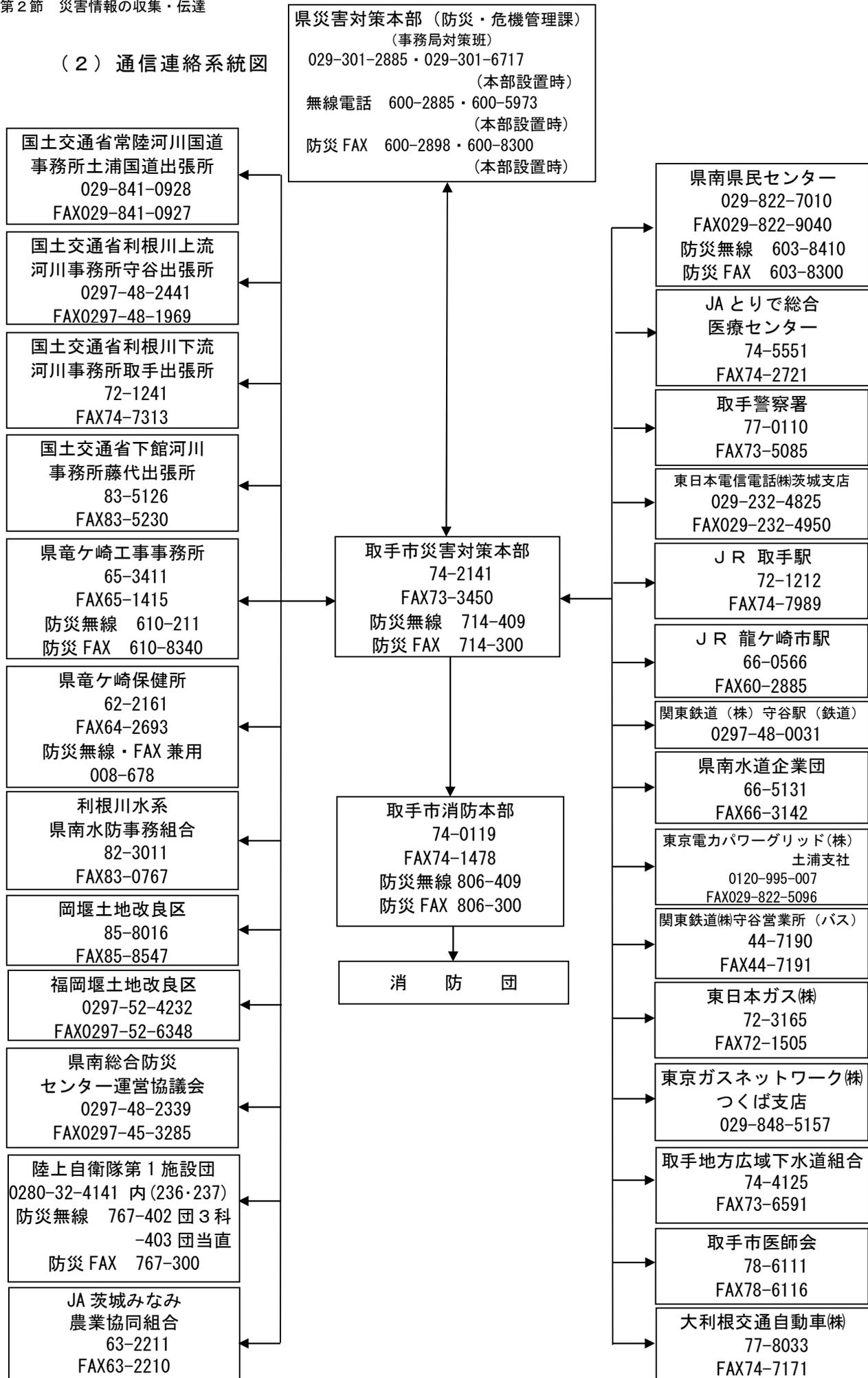
- ① 無線機器の管理
 - ・全ての携帯・可搬用無線機は災害対策本部に一旦集結させる。
- ② 無線機器の搬出
 - ・災害対策本部に集結した携帯・可搬用無線機の使用・搬出は総務部長が指示する。

3 連絡責任者の設置

(1) 防災関係機関及び連絡責任者

機関区分	機 関 名	責 任 者
指定地方行政機関	国土交通省常陸河川国道事務所土浦国道出張所	土浦国道出張所長
	国土交通省利根川上流河川事務所守谷出張所	守谷出張所長
	国土交通省利根川下流河川事務所取手出張所	取手出張所長
	国土交通省下館河川事務所藤代出張所	藤代出張所長
自衛隊	陸上自衛隊第1施設団第101施設器材隊	土木幹部
県の機関	竜ヶ崎保健所	竜ヶ崎保健所長
	竜ヶ崎工事事務所	竜ヶ崎工事事務所長
	県南県民センター	県南県民センター長
警 察	県取手警察署	取手警察署長
消防機関	取手市消防本部	取手市消防長
指定公共機関	東日本電信電話(株)茨城支店	茨城支店長
	東京電力パワーグリッド(株)竜ヶ崎支社	竜ヶ崎支社長
	東日本旅客鉄道(株)取手駅	取手駅長
	東日本旅客鉄道(株)藤代駅	龍ヶ崎市駅長
指定地方公共機関	関東鉄道(株)守谷営業所	守谷営業所長
	東日本ガス(株)	代表取締役社長
	東京ガスネットワーク(株)つくば支店	支店長
	利根川水系県南水防事務組合	組合管理者
	取手市医師会	医師会長
	岡堰土地改良区	理事長
	福岡堰土地改良区	理事長
その他	県南水道企業団	企業長
	取手地方広域下水道組合	組合管理者
	JA とりで総合医療センター	病院長
	取手医師会病院	病院長
	茨城みなみ農業協同組合	代表理事組合長
	県南総合防災センター運営協議会	協議会会長
	大利根交通自動車(株)	社長

(2) 通信連絡系統図



第2 災害情報の収集・伝達・報告

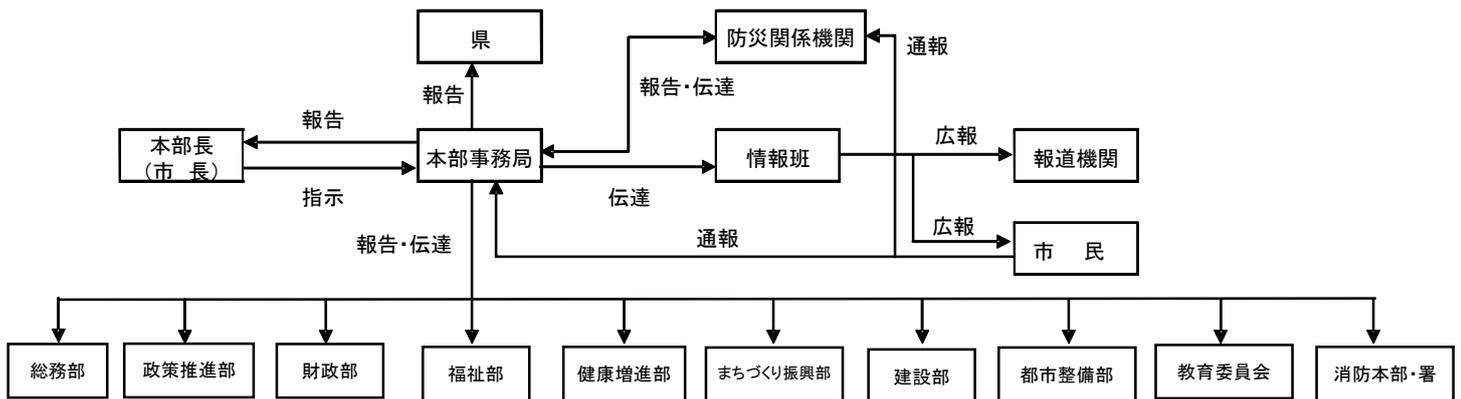
地震発生後の応急対策上不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

■ 対策

- 1 初期災害情報の収集 (各部共通)
- 2 災害情報のとりまとめ (本部事務局、総務部)
- 3 災害地の調査 (財政部、建設部他)
- 4 県への災害情報の報告 (総務部)
- 5 被害種別情報伝達方法 (本部事務局、関係事業者)

■ 内容

災害情報の報告・伝達の流れ



1 初期災害情報の収集

災害が発生したとき、担当職員は被害状況の収集活動上、必要に応じて、取手警察署、消防本部、その他防災関係機関と緊密な連携をとり、必要な情報を収集する。同時に、自主防災組織、市政協力員、自治会・町内会、民生委員等、その他市民団体からも必要な情報を収集する。

(1) 災害情報の種類

災害発生後直ちに収集する情報は、次のとおりである。

また、収集した情報は、既定の様式で報告を行う。

調査実施者	収集すべき被害状況等の内容	
市	各施設を所管する部 (管理者)	① 各所管施設への来客、入所者、職員の安否情報 ② 各所管施設の災害による被害、設備・施設機能
	職務上の関連部・課	① 商工業施設、危険物取扱施設等の物的被害の有無 ② その他関連する施設等の人的、物的、機能的被害の有無 ③ 災害時危険箇所の被災の有無と現在の様子
	参集職員、自主防災組織・市政協力員等からの情報	① 職員の参集途上の情報 ② 自主防災組織・市政協力員、自治会・町内会、民生委員等各種団体等から寄せられる情報
	災害対策本部 (情報班)	① 市内各地区における火災発生状況 ② 市内各地区における避難の必要の有無及びその状況 ③ 市内各地区における主要な道路、橋りょう等の被災状況 ④ 市内各地区における救助・救急活動の必要の有無及びその状況 ⑤ 市内各地区における救助・救護・基幹施設の現在の状況 ⑥ 市内各地区における電気・ガス・電話・上下水道の供給状況 ⑦ 市内各地区における災害危険箇所等の現在の状況
	消防本部	① すべての人的被害（他で調査した人的被害の集計） ② 住家の被害（物的被害） ③ 火災発生状況及び火災による物的被害 ④ 危険物取扱施設の物的被害の状況 ⑤ 要救援救護情報及び救急医療活動情報 ⑥ 避難道路及び橋りょうの被災状況 ⑦ 避難の必要の有無及びその状況 ⑧ 消防その他災害防止のための活動上必要ある事項
取手警察署	① 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ② 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 ③ 犯罪の防止に関し行った措置 ④ その他活動上必要ある事項	
その他防災関連機関	① 市の地域内の所管施設に対する被害状況及び災害に対し既に行った措置 ② 震災に対し今後行う措置 ※地震情報は、地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とし、市民及び関係機関に対し、具体的かつ速やかに発表するものをいう	

『資料編「様式 災害発生即報」』参照

【災害発生後直ちに収集する情報】

<p>① 人的被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者、行方不明者、負傷者、要救助者に関すること。 <p>② 物的被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所（出先機関）、消防署等の防災関係機関の建物損壊、火災に関すること。 ・ 市の施設の建物損壊、火災に関すること。 ・ 一般住宅、商店、工場、危険物取扱施設等の建物損壊、火災に関すること。
--

<p>③ 機能的被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気、水道、ガス、電話、放送、下水道等生活関連機能の状況に関する事。 ・道路・鉄道等交通施設の状況に関する事。 ・医療・保健衛生機能の状況に関する事。 <p>④ 収集する情報の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害の確認時刻 ・被害地域・場所（住宅地図等を添付） ・被害様相（程度） ・被害の要因
--

(2) 災害情報等の収集・伝達・報告方法

災害時における情報等の収集・伝達・報告の通信連絡は、通信施設の被害状況等により異なるため、次の方法のうち実状に即した方法で行う。

【伝達手段】

発信者 → 相手	電話	防災行政無線	防災ラジオ	消防無線	広報車	公共の放送	口頭	文書
災害対策要員 → 市	○	○					○	
市 → 市出先機関	○	○	○				○	○
市 → 消防機関	○	○	○	○			○	○
住民 → 市	○						○	○
市 → 住民	○	○	○		○	○	○	○
市 → 防災関係機関	○	○	○				○	○
本部内 → 本部内	○						○	○

2 災害情報の取りまとめ

(1) 情報の総括責任者

収集された情報の総括責任者は、以下のとおりとする。

<p>① 責任者 : 総務部長</p> <p>② 副責任者 : 防災担当課長</p>
--

(2) 各部から本部への報告

各部は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、災害対策本部事務局へ被害の状況及び災害応急対策活動状況を既定の様式によって報告する。

『資料編「様式 災害応急処理報告書」』参照

3 災害地の調査

(1) 災害地調査

本部長は、災害地の実態を把握するために必要な初動調査、り災証明発行の為の調査、危険度判定の為の調査など、必要に応じて総務部長、財政部長、建設部長及び都市整備部長に対して、災害地の現地調査を指示する。

また、本部長はり災証明書の再調査やその他事態の状況により、他の部長に対しても所管関係施設等の現地調査を指示する。

(2) 調査の実施

財政部長、建設部長及び都市整備部長は、本部長の指示に基づき、調査班、土木班に現地調査を命じ実施する。また、事態の状況により、本部長からの指示を受けた他の部長は、所管関係施設等の現地調査を所属班に命じ実施する。

(3) 調査事項

調査にあたっては、住宅地図等を携行し、災害地の被害の状況等を調査する。
調査事項は次のとおりとする。

【調査班】（固定資産税の減免などに関する調査）

- ① 災害の原因（地盤振動、液状化、火災、土砂崩れ等）
- ② 被害状況（家屋倒壊棟数、焼失家屋棟数等）
- ③ 応急措置状況（市民の避難、消防機関による消火等）
- ④ 市民等の動向（避難所等へ避難の状況、パニックの有無、駅帰宅困難者の有無等）
- ⑤ その他必要な事項

『資料編「様式 家屋被害調査票」』参照

【土木班】（公共施設の被害などに関する調査）

- ① 災害の原因（地盤振動、液状化、火災、土砂崩れ等）
- ② 被害状況（道路及び施設被害箇所数等）
- ③ 応急措置状況（迂回路の指定、障害物の除去等）
- ④ 現地活動に支障となる要因等の状況（道路の寸断、上水道の寸断、通信の寸断等）
- ⑤ その他必要な事項

【他部班】（その他、被害状況や危険個所の把握などに関する調査）

- ① 災害の原因（地盤振動、液状化、火災、土砂崩れ等）
- ② 被害状況（市有財産被害、福祉関係被害、商工関係被害、農業関係被害、都市施設被害、駅周辺被害、教育関係施設被害、文化財被害、その他公共施設被害）
- ③ 応急措置状況
- ④ その他必要な事項

(4) 調査の実施要領

調査は、次の要領で行う。

- ① 調査は、防災関係機関及び各地域の市政協力員（自治会・町内会）、自主防災組織その他の協力団体、市民等の協力を得て実施する。
- ② 緊急を要する場合は、災害時優先携帯電話、無線通信機等により直ちに調査の結果を、所管部長を通じて、総務部長へ報告する。
- ③ 調査中に重要と思われる情報を得たときは、直ちに財政部長又は建設部長を通じて総務部長へ報告する。

(5) 異常現象発見者の通報義務

市は、市民に対し、地割れ等、災害が発生する恐れがある異常現象を発見した場合は、速やかに市長又は警察官に通報しなければならない旨、広報を行うと共に、通報が最も迅速に到達するように協力を呼びかける。

なお、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、直ちに水戸地方気象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他関係機関に通報する。

4 県への災害情報の報告

本部長は、被害の状況の調査結果をまとめた上、以下の状況の場合には、県へ報告する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。さらに、災害発生直後の錯綜期にあっても、全ての被害の状況が把握ができない状況にあっても、入手し得た情報を、的確に報告するように努める。

(1) 報告すべき災害の状況

次のような状況のときは、県（災害対策本部）へ報告する。

- ① 災害対策本部を設置したとき。
- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ③ 災害による被害が軽微であっても、以降、被害が拡大発展する恐れがあるとき。
- ④ 地震が発生し、震度4以上を記録し、市内に被害が発生または発生する恐れがあるとき。
- ⑤ その他災害の状況、社会的影響等から見て報告する必要があると認められるとき。

(2) 報告すべき事項

報告すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 災害の原因
- ② 災害発生日時
- ③ 災害発生場所及び地域
- ④ 被害状況

- ⑤ 災害に対して、既にとった措置
 - ・ 災害対策本部の設置状況
 - ・ 主な応急措置（実施、実施予定）
 - ・ 応急措置実施上の措置
 - ・ 応援の必要性の有無
 - ・ 災害救助法適用の必要性
- ⑥ 災害に対し、今後実施しようとする措置
- ⑦ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑧ その他の必要事項

（3）報告の手続き

災害情報の報告の手続きは、次の流れで行う。

- ① 本部事務局で整理した情報を総務部長が精査する。
- ② 総務部長により県へ報告する。

（4）報告の手段

県への報告は、既定の様式に沿った形で防災ファクシミリ又は電話で報告する。

- ① 定型様式による文書（ファクシミリ）での報告
- ② 定型様式に沿った電話での報告

（5）報告の留意点

県への報告は、次のことに留意して行う。

- ① 県への報告は、第1報を報告した後は、定時に報告を行う。
- ② 災害応急対策が完了した場合は、10日以内に「確定報告」を文書で行う。
『資料編「様式 被害状況等報告」』参照

- ③ 県に報告できない場合で、直接消防庁に報告するものとする。

担当窓口	電話番号
消防庁	03-5574-7111
防災課直通	03-5574-0125
（夜間）	03-5574-0119
（夜間FAX）	03-5574-0190

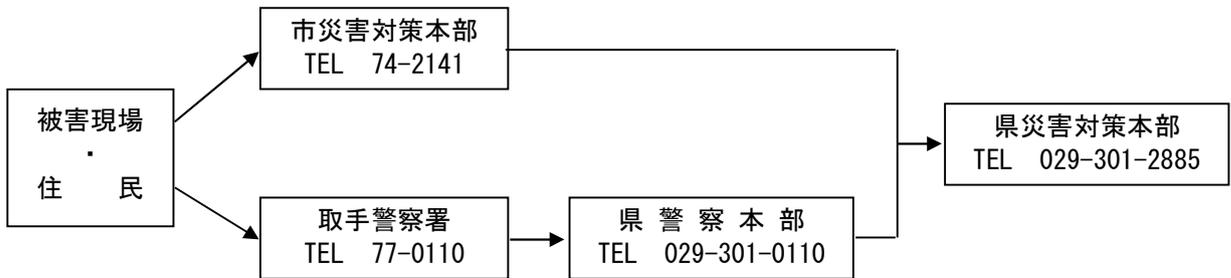
- ④ 地域住民から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に通報するものとする。

5 被害種別情報伝達方法

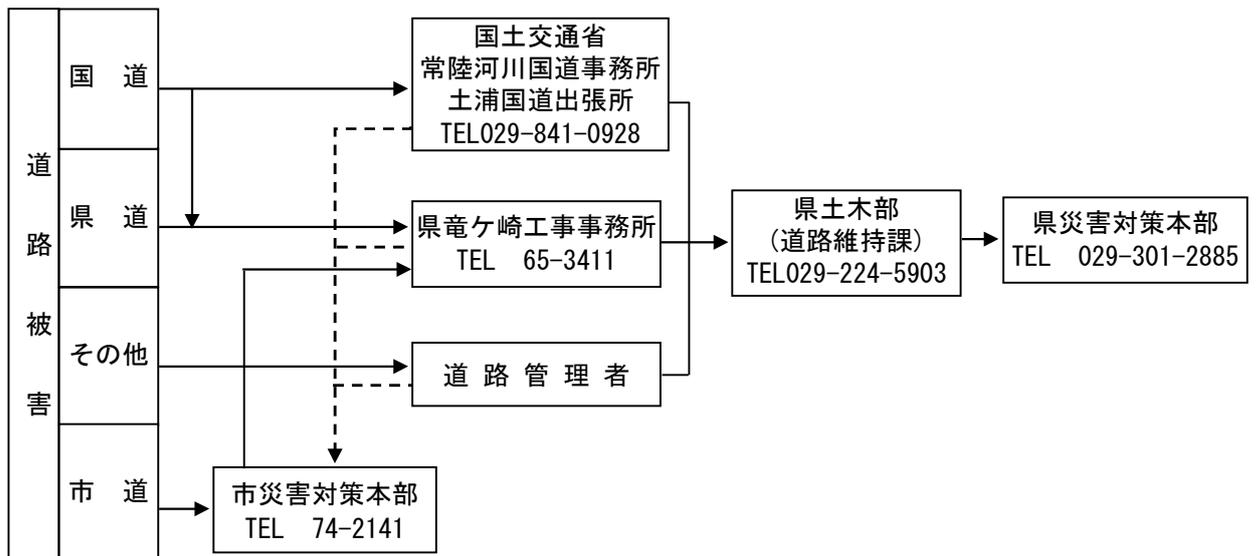
(1) 情報伝達方法

被害種別の情報収集伝達系統は、次のとおりとする。

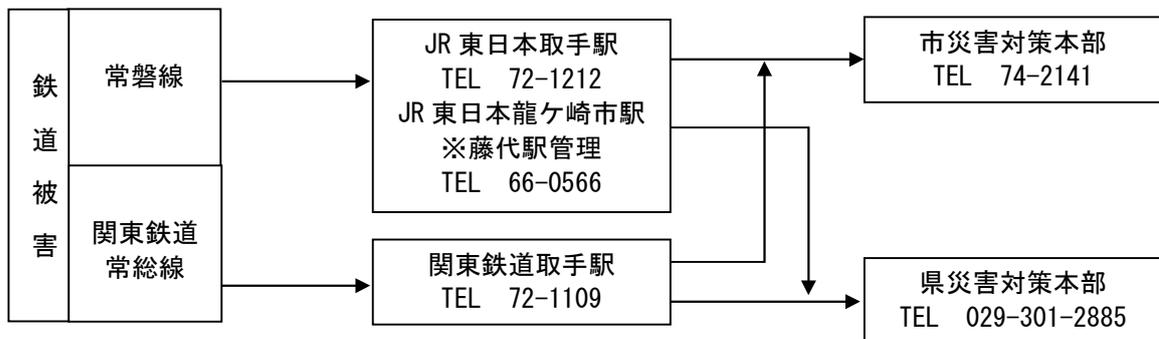
【死者、負傷者、建物被害、その他の被害】



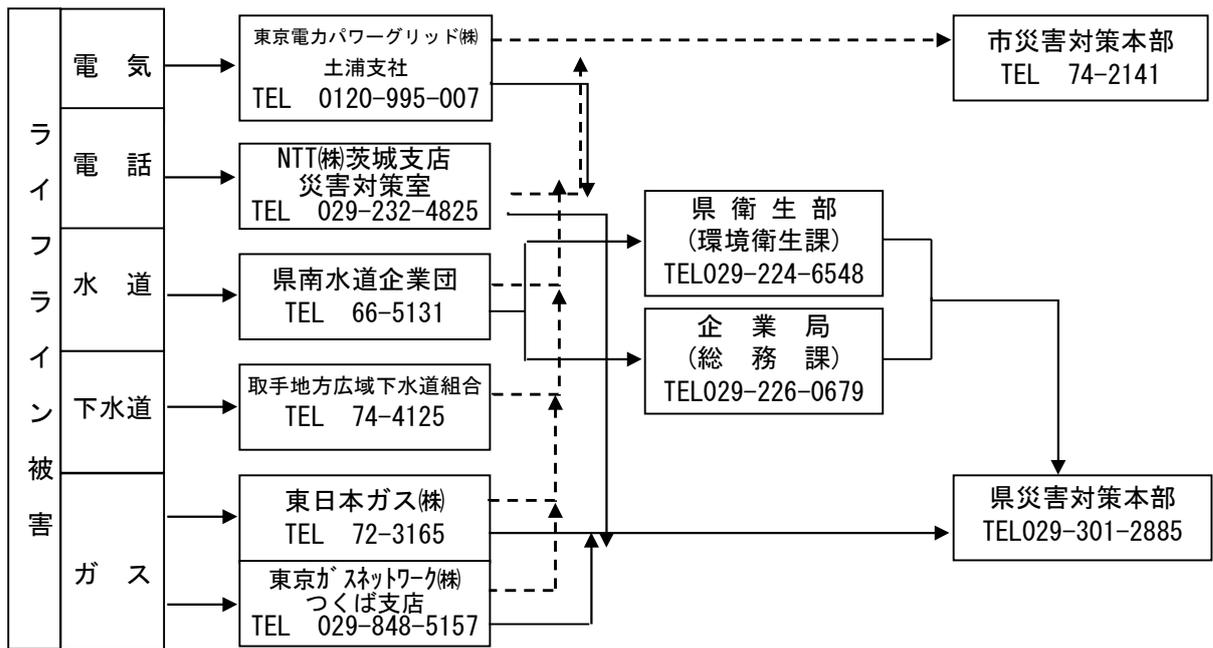
【道路被害】



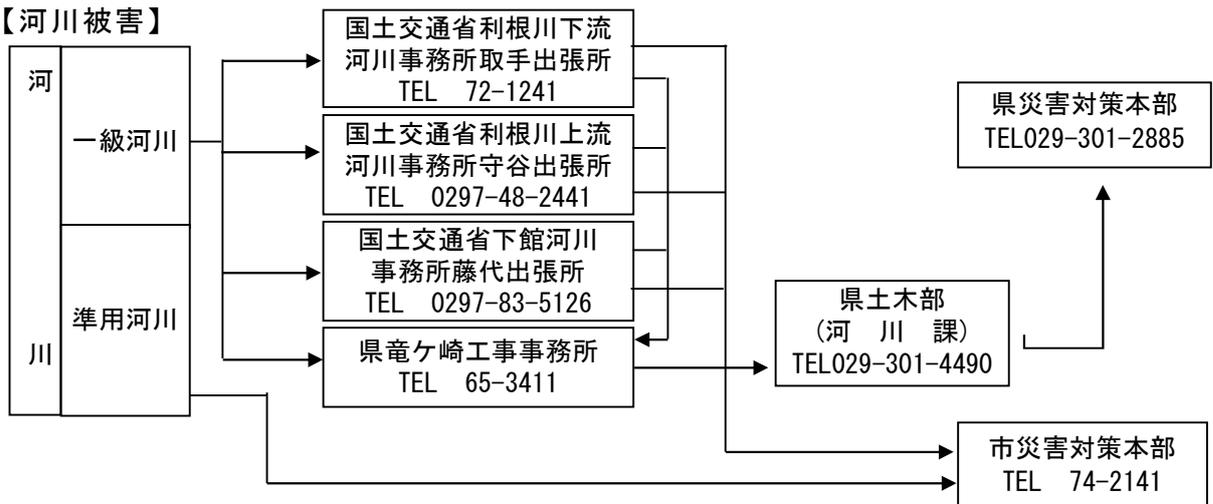
【鉄道被害】



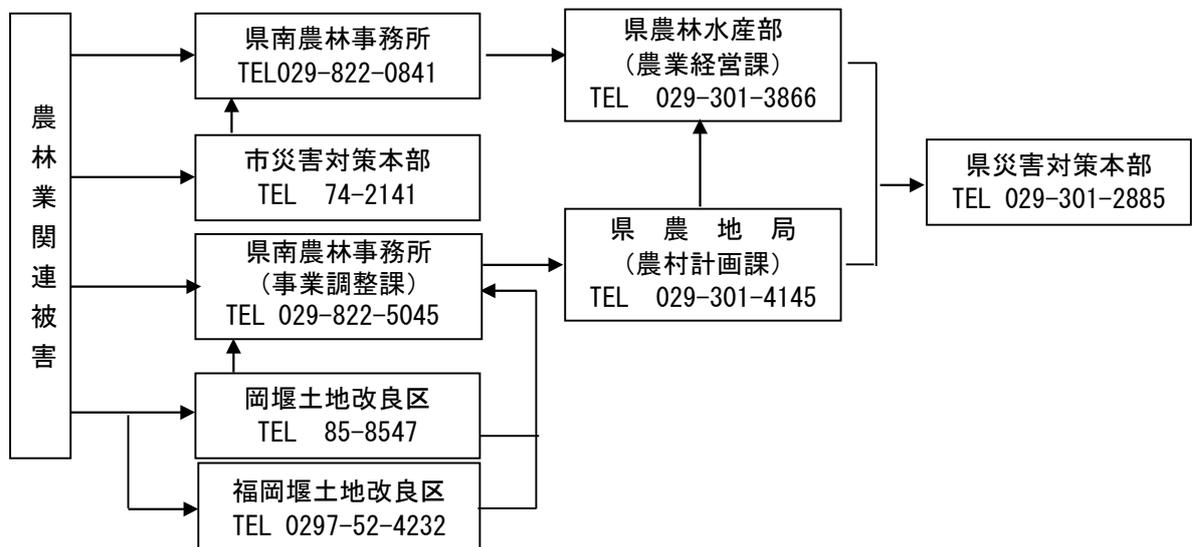
【ライフライン被害】



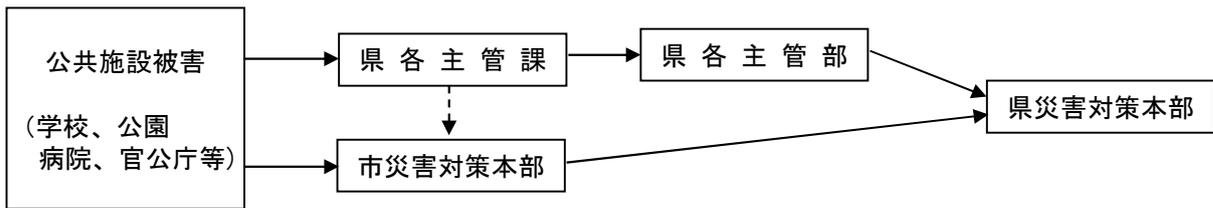
【河川被害】



【農業関連被害】



【その他公共施設被害】



【被害判定の基準】

被害区分		判定基準等
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要ある者 (重傷) 1カ月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1カ月未満で治癒できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物(社会通念上の住家であるかどうかを問わない。)
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。)
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達したものの。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。損壊部分がその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。損壊部分がその住家の延べ床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。

被害区分		判定基準等
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
	準半壊に至らない (一部破損)	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	自家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連続するために河川等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設、また、同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	
電気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。	

被害区分		判定基準等
	上水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火災発生		火災発生件数については地震の場合のみ報告する。
り災世帯		災害により全壊、大規模半壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
公共文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況(経過)要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、ため池等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道 通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣の状況

第3 広報計画

市は、流言、飛語等による社会混乱を防止し、市民の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、適切な広報活動等を実施する。

■ 対策

- 1 広報活動の実施機関とその分担 (政策推進部)
- 2 広報活動 (政策推進部、防災関係機関)
- 3 報道機関への対応 (政策推進部)

■ 内容

1 広報活動の実施機関とその分担

情報班は、本部長の決定に基づき、各防災関係機関と密接な連携を図りながら、広報活動を行う。

【広報活動の内容】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 災害発生時の広報<ul style="list-style-type: none">・ 二次災害防止情報・ 災害情報及び被災状況に関すること・ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること・ 避難情報・ その他必要な事項② リ災者に対する広報<ul style="list-style-type: none">・ 救護所、避難所の開設状況・ 医療救護、衛生知識の周知・ 給水、給食等の実施状況・ 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況・ 被災地の状況・ その他 |
|--|

2 広報活動

情報班は、広報資料の一元化を図ったうえで広報活動を行う。

(1) 広報手段

情報班は、情報班員以外の職員や資機材を効果的に活用して、市民に対して広報活動を行う。

広報手段は、原則として広報車、防災行政無線、防災ラジオ及び市ホームページ、各種SNS、メールマガジン、緊急速報メール、J:COMチャンネルによる。

【緊急な伝達の場合】

事例：避難の指示、出火防止の指示

手段：防災行政無線、防災ラジオ、広報車、災害現場等での指示及び市ホームページ、各種 SNS、メールマガジン、緊急速報メール、J:COM チャンネル（警察署、消防署、その他防災機関への協力要請）

【一斉に伝達する場合】

事例：地震発生直後の地震情報及び二次災害防止のための一般的注意事項

：安否情報

：災害対策本部、救護所等の設置、応急対策活動の実施状況

手段：防災行政無線、防災ラジオ、広報車、災害現場等での指示及び市ホームページ、各種 SNS、メールマガジン、緊急速報メール、J:COM チャンネル（テレビ・ラジオ等報道機関への協力要請）

【時期又は地域を限定した伝達の場合】

事例：復旧状況防疫清掃給水活動等に関する事項

手段：広報車、災害現場等での指示、広報誌、チラシ・ビラの配布・掲示及び市ホームページ、各種 SNS、メールマガジン、緊急速報メール、J:COM チャンネル（テレビ・ラジオ等報道機関への協力要請）

（2）広報活動の決定

広報活動においては、情報の不統一を避けるため、広報ルートの一元化を図る。

そのため、本部長は、市民や防災関係機関への広報内容を決定し、その指示のもと情報班が、広報活動を行う。

【広報活動の流れ】

- ① 各部、防災関係機関、市民から政策推進部への広報依頼
- ② 政策推進部による情報整理
- ③ 政策推進部を通じて本部長へ状況報告
- ④ 本部長による広報手段の決定、政策推進部への指示
- ⑤ 政策推進部を通じて情報班に広報活動指示
- ⑥ 各種広報手段による住民への周知

（3）広報内容

被災地の住民に向けて行う主な広報内容は、次のとおりであり、放送文案や市長の声明、呼びかけ文等はあらかじめ定めておく。

【被災地住民に対する広報内容】

- ① 出火防止の呼びかけ
- ② 避難指示の出されている地域、指示の内容

- ③ 流言、飛語防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害の状況、復旧状況
- ⑧ 鉄道バスの被害状況、連行状況
- ⑨ 救援物資、食糧、水の配給等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫ り災証明の発行
- ⑬ 遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑭ 臨時休校等の情報
- ⑮ ボランティア組織からの連絡
- ⑯ 全般的な被害状況
- ⑰ 防災関係機関が実施している対策の状況

【被災地外の住民に対する広報内容】

- ① 流言、飛語等の防止の呼びかけ
- ② 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ③ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ④ ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑤ 全般的な被害状況
- ⑥ 防災関係機関が実施している対策の状況

(4) 要配慮者に対する情報伝達手段の確保

要配慮者に対する情報伝達手段として、「共助」の観点から、自主防災組織、市政協力員（自治会）の他、近隣住民相互に協力し情報連絡体制を確保する。その際、視覚障害、聴覚障害などの要配慮者に対する情報伝達手段の確保に配慮する。なお、要配慮者に対する情報伝達に関する事項については、「避難行動要支援者支援プラン」に基づき実施する。

(5) 帰宅困難者に対する災害避難情報等の提供

災害時における交通機能の麻痺や、道路の寸断などにより、帰宅困難な状況にある被災者に対し、気象情報、防災情報、交通情報等の各種災害関連情報及び避難所の設置等について積極的な情報提供に努める。

(6) インターネット等の活用による情報提供

近年インターネット利用者の急激な増加に伴って、市民がインターネットやツイッター等を情報収集・発信手段として利用するようになってきていることから、市ホームページや市公式各種SNSを活用し、積極的に情報提供を行う。

現状は、行政からの一方向的な情報発信というシステム形態であるが、今後は、市民からの情報、市民相互の情報などが可能な防災情報プラットフォームの整備に向け、適切な対策・支援システムの実現を図る。

【主な災害情報提供システム】

- ① 防災ポータルサイト（市ホームページによる情報提供）
- ② 携帯端末向けホームページ（携帯端末への情報提供）
- ③ 緊急情報メールサービス（登録した住民へのメールによる情報提供）
- ④ ツイッター
- ⑤ フェイスブック
- ⑥ LINE
- ⑦ 緊急速報メール（市内にいる携帯電話の利用者への情報提供）
- ⑧ J:COM チャンネル

3 報道機関への対応

（1）報道機関への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供する。

【提供資料の例】

- ① 災害の種別及び発生日時
- ② 被害発生場所及び発生日時
- ③ 被害状況
- ④ 応急対策の状況
- ⑤ 住民に対する避難指示の状況
- ⑥ 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

（2）報道機関への対応

情報班は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して正確な情報を迅速に発表する。また、報道への窓口は情報班が一括して行う。

- ① 報道機関への発表
 - ・報道機関への発表は、応急活動状況災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。
- ② 発表者
 - ・本部長が、原則として発表を行う。ただし、必要に応じて、各部において発表する場合は、予め情報班長に発表内容、発表場所等について了承を得るものとし、発表後、速やかにその内容について報告する。
- ③ 指定公共機関及び指定地方公共機関の発表

- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関が情報を報道機関に発表する場合は、原則として総務部長及び政策推進部長と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合には、発表後、速やかにその内容について総務部長及び政策推進部長に報告する。

④ 発表情報の送付

- ・ 情報班長は、報道機関に発表した内容を災害対策本部各班のうち、必要と認められる班及び関係機関に送付する。

⑤ 定期災害情報の発表

- ・ 情報班は、災害情報ができる限り一定の場所及び一定の時間経過後に定期的に発表するように努める。

⑥ 報道機関の駐車場対策

- ・ 情報班は、災害対策本部に多くの災害報道関係者が取材に殺到することが予想されるので、取手記者クラブ等との連携を図る中で、適切な駐車場の確保に努める。

第3節 応援・派遣

第1 応援・派遣要請計画

本部長は、地震災害により、市民の生命、身体及び財産の保護のため、必要があると認めた場合は、知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請する。

また、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協力体制に基づき、受入体制の確保を図り、迅速・的確な応援・派遣要請を行う。

■ 対策

- 1 県に対する応援要請 (総務部)
- 2 自衛隊災害派遣要請 (総務部)
- 3 他市町村に対する応援要請 (総務部)
- 4 他消防機関に対する応援要請 (総務部、消防本部)
- 5 民間団体に対する応援要請 (総務部、福祉部、健康増進部、
社会福祉協議会)
- 6 国の機関に対する職員派遣の要請 (総務部)

■ 内容

1 県に対する応援要請

(1) 応援要請手続(応援措置、資機材、装備類等の要請)

知事に応援要請をする場合は、本部長が文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって行うことができないときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

(2) 応援要請の事項

要請は、次の事項を予め明らかにした後行う。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 災害の状況② 応援(応急措置の実施)を要請する理由③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量④ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)⑥ その他の必要な事項 |
|---|

(3) 職員の斡旋時に必要な事項

本部長は、指定地方行政機関の職員の派遣が必要となった場合、知事に派遣の斡旋を要請する。要請を行う際には、文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもって行うことができないときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

2 自衛隊災害派遣要請

(1) 自衛隊に対する災害派遣要請手続

本部長は、自衛隊の派遣が必要と判断した際に、次の要領で派遣の要請を行う。

(ア) 災害派遣の要請先

- ① 本部長が必要と判断し、派遣要請を決定する。
- ② 本部長は、決定した派遣要請の旨を知事に要請する。
- ③ 知事が自衛隊に対し応援要請する。

(イ) 災害派遣要請の手続き

本部長は、自衛隊の災害派遣を要請する場合に、次の事項を明らかにした文書をもって、知事に連絡する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。

なお、知事に対し要請ができない場合には、当該地域に係わる災害状況を、直接最寄りの陸上自衛隊に通知するものとし、その後速やかに知事に対してその旨を通知する。

- ① 災害状況及び派遣要請の理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考事項（作業用資機材、宿营地等）

『資料編「様式 自衛隊災害派遣要請書」』参照

【連絡先】

要請先	担当	電話	無線電話	無線ファクシミリ	
県庁 (県災害対策本部)	防災・危機管理部 防災・危機管理課	029-301-2885	600-82402	600-8300	
陸上自衛隊第1施設団	第3科	課業中	0280-32-4141 内線(235)	767-402	-
		課業外	0280-32-4141 内線(631)	767-403	767-300

*無線電話・ファクシミリは県防災行政無線（防災・危機管理課内）

【自衛隊の災害派遣を要請できる範囲】

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
被災者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他防火用具(空中消火が必要な場合は、航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し応急医療及び防疫を行う。薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(平成19年1月4日内閣府令2)
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報等を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(2) 自衛隊受入体制の確立

本部長は、知事より災害派遣の通知を受けたときは、総務部長に命じて次のことを行う。

① 派遣部隊の受入体制

<ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣部隊の宿泊所、車両、資機材等の保管場所及びその他受入のため、必要な措置及び準備 ・ 派遣部隊及び県との連絡調整のための市職員(総務部総務課長)の指名 ・ 作業内容、所要人員、資機材等の確保、調達、その他について派遣部隊の到着と同時に作業ができる準備 ・ 自衛隊との連絡窓口(総務部総務課長)の設置 ・ 緊急ヘリポート利用のための障害物除去、整備
--

② ヘリコプターの受入

ヘリポートは、指定臨時ヘリポートとし、障害物を除去し、整備する。

緊急用ヘリポート位置図



(3) 自衛隊受入に関する県への報告

総務部長は派遣部隊の到着後及び必要に応じて、次の事項を県（生活環境部）に報告する。なお、災害対策本部が設置されたときには、市の災害対策本部から報告する。

【報告内容】

- ① 派遣部隊長の官職名
- ② 隊員数
- ③ 到着日時
- ④ 従事している作業等内容及び進捗状況
- ⑤ 編成装備
- ⑥ その他参考となる事項

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は速やかに文書をもって知事に対しその旨を報告する。

（撤収要請の要領は、派遣要請の要領と同じ）

『資料編「様式 自衛隊災害派遣撤収要請書」』参照

(5) 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

ただし、その活動内容が他市町にまたがった場合は、当該市町と協議の上、負担割合を定める。

【経費の内容】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 派遣活動に必要な土地・建物等の使用料及び借り上げ料② 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係わるものは除く。）等の購入費、借り上げ料及び修繕費③ 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱水費・電話料等④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係わるものは除く。）の補償⑤ その他疑義が生じた場合は、自衛隊と協議する。 |
|--|

(6) 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害に対し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

3 他市町村に対する応援要請

(1) 応援要請の実施

本部長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、あらかじめ締結した「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他市町村長に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。

【応援要請文書の記載事項】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害の種別② 災害発生の日時、場所及び被害の状況③ 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員④ 応援隊の到着希望日時及び集結場所⑤ その他必要事項 |
|--|

【県が実施する他市町村への応援指示】

知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示または調整を行う。

(2) 応援要請の手段

応援要請は、被害の状況等により本部長が決定し、本部長が他市町村長へ応援を要請する。

(3) 応援受入体制の確保

他市町村等関係機関との連絡を速やかに行うため、人事班が連絡窓口となり、連絡調整にあたる。また、他市町村等関係機関からの応援を速やかに受け入れる。

(4) 経費の負担

応援に要した費用は、「災害時相互応援に関する協定」に基づき経費の負担を行う。

4 他消防機関に対する応援要請

(1) 応援要請の実施

本部長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めたときは、予め締結した「県広域消防相互応援協定」(平成7年1月1日)の他、県内外の市町村との個別消防相互応援協定等に基づき、他市町村の消防機関に対して応援を求め、応急措置の実施を要請する。

【県の支援要請】

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

【応援要請文書の記載事項】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害の種別② 災害発生の日時、場所及び被害の状況③ 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員④ 応援隊の到着希望日時及び集結場所⑤ その他必要事項 |
|--|

(2) 応援要請の手段

応援要請は、被害の状況等により本部長が決定し、本部長が他市町村長又は組合管理者へ応援を要請する。

(3) 応援受入体制の確保

応援消防機関との連絡を速やかに行うため、消防本部総務班が連絡窓口となり連絡調整にあたる。

また、応援消防機関からの応援を速やかに受け入れる。

(4) 経費の負担

応援に要した費用は、消防相互応援協定に基づき経費の負担を行う。

5 民間団体に対する応援要請

(1) 民間団体に対する応援要請

本部長は、地域内に災害が発生し、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、自主防災組織、市政協力員（自治会・町内会）、各事業所等の民間団体並びにボランティア等の民間の協力団体に応援要請を行う。

【民間団体に協力を要請する業務】

- ① （災害時）要配慮者をはじめ、負傷者の搬送等市民に対する救助・救護活動、避難誘導
- ② 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の業務
- ③ 各地域における家屋・塀の倒壊等の被害状況の調査業務
- ④ 被災地域内の住民の安否確認
- ⑤ 公共施設の応急復旧作業活動への協力
- ⑥ 応急仮設住宅の運営業務
- ⑦ 生活必需品の調達業務
- ⑧ その他の災害応急対策業務への応援協力

【ボランティアに協力要請する業務】

- ① ボランティア活動のコーディネート
- ② 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ③ 避難所生活者への支援（炊き出し、給水、支援物資の配給など）
- ④ 要配慮者及び在宅者への支援（要配慮者の安否確認、生活支援など）
- ⑤ 支援物資等配送拠点での活動
- ⑥ その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) 協力要請の方法

災害時における民間団体及びボランティアに対する協力要請の方法は、次のとおりとする。

- ① 総務部は、自主防災組織、市政協力員（自治会・町内会）、各事業所等の民間団体に対して以下のことを明らかにして、その責任者に電話（ファクシミリ）、無線又は使送により災害支援を要請する。
 - ・活動の内容
 - ・協力を希望する人数
 - ・調達を要する資機材等
 - ・協力を希望する地域及び機関
 - ・その他参考となるべき事項
- ② 社会福祉協議会は、次の手段によりボランティアに対して災害支援を要請する。
 - ・あらかじめ登録しているボランティアへの電話連絡
 - ・広報車による呼びかけ
 - ・職員による口頭呼びかけ、掲示等による呼びかけ

6 国の機関に対する職員派遣の要請

本部長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、緊急に必要があると認めるときは、直接指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の派遣を要請する。

ただし、文書をもって行うことができないときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、既に協定を締結した関東地方整備局との「災害時の情報交換に関する協定」（平成23年3月1日）に基づき、必要に応じ、職員派遣の要請を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 派遣を要請する理由② 派遣を要請する職員の職種別人員③ 派遣を必要とする期間④ その他職員の派遣について必要な事項 |
|--|

第4節 避難対策

第1 避難計画

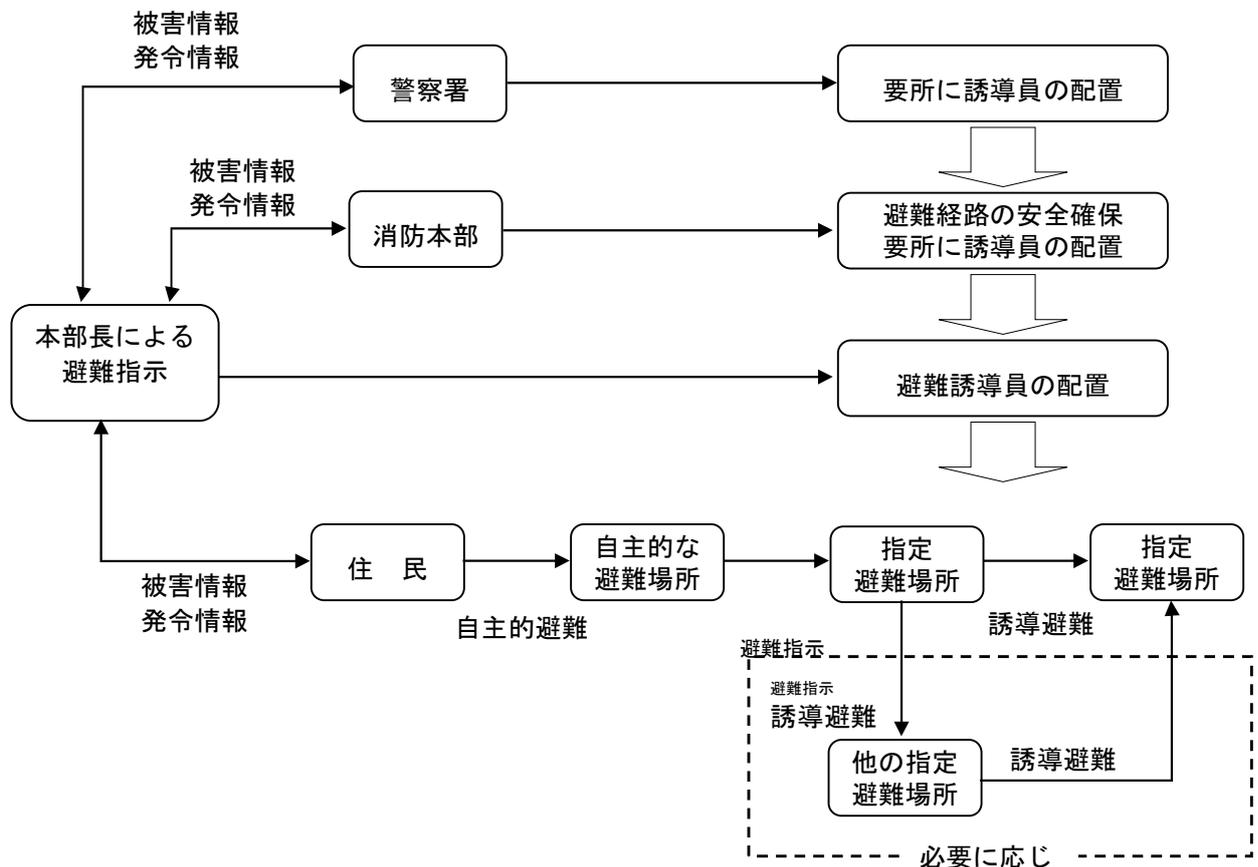
本部長は、災害により、市民の生命・身体を保護すると共に、災害の拡大を防止するため、必要があると認めた場合は、関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示を行い、また、安全に誘導して被害を未然に防止する。同時に、速やかに避難所等を開設するため、市職員を派遣し、被災者の避難誘導、収容、支援にあたらせる。

■ 対策

- 1 避難指示 (総務部、防災関係機関)
- 2 警戒区域の設定 (総務部、防災関係機関)
- 3 避難の誘導 (消防本部、防災関係機関)
- 4 帰宅困難者に対する避難対策 (総務部、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、防災関係機関)
- 5 避難所、避難地区の割り当て (総務部)

■ 内容

1 避難指示



【避難指示】

- ・被害の危険が目前に切迫している場合に発せられ、居住者等を避難のために立ち退かせるためのもの（法的強制力はない。）

（１）避難のための情報収集・報告

被害拡大の恐れのある災害について、警戒を行うとともに、積極的な情報収集活動を行い、適切な避難指示を行う。

情報班は、消防本部、警察署等から次のような情報を取りまとめて、本部長に報告する。

【報告する情報】

- ① 延焼火災（範囲、風向）
- ② 崖崩れ等、二次災害の危険（地表状況等）
- ③ 建築被害と被災者の状況
- ④ その他避難が必要と思われる状況

（２）避難の指示

避難の指示を発する権限のある者は、次のとおりとする。また、指示の最終的な判断は、本部長が総務部長からの状況報告、消防本部、警察署等防災関係機関の要請等も踏まえ決定する。

機関の名称	指示を行う要件	根拠法
市長	・市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、指示を行う。	災害対策基本法第60条
警察官	・市長から要請があったとき。 ・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき。 ・人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす恐れがあり、指示が急を要するとき。	災害対策基本法第61条、 警察官職務執行法第4条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいないとき。	自衛隊法第94条
消防長又は 消防署長	・火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認められるとき。	消防法第23条の2
水防管理者	・洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を実施する。	水防法第22条

【順序】

市長は、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるとき、指示を行う。
市長不在の時の代行者は、「副市長」「教育長」の順とする。

(3) 避難指示の基準

避難指示は、次の基準に基づき実施する。

種別	条件	伝達内容	伝達方法
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域又は建築物等に災害が発生する恐れがある場合 ・土砂災害警戒情報が発令され、人的被害が発生する恐れがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難者 ② 避難理由 ③ 避難対処地域 ④ 避難先 ⑤ その他必要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ① 広報車 ② 職員等による口頭 ③ 報道機関 ④ 防災行政無線、防災ラジオ ⑤ 自主防災組織等への連絡 <p>上記に加え、サイレン、警鐘等を併用</p>

【避難を必要とする状況】

- ① 火災が拡大する恐れがあるとき。
- ② 危険物等の爆発の恐れがあるとき。
- ③ ガス、毒劇物等の流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- ④ がけ崩れ等の土砂災害により、著しく危険が迫っているとき。
- ⑤ 大規模地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき。
- ⑥ 河川構造物等が被害を受け、浸水の危険があるとき。
- ⑦ その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

(4) 避難指示の対象者

避難指示の対象者は、居住者、市内への通勤通学者、来訪者等を含めて、避難を要すると認められる区域にいるすべての人とする。

(5) 避難指示の内容

避難指示の内容は、次の事柄を明示して実施する。

- ① 避難対象地域（地区名、町丁名、施設名等）
- ② 避難先及び避難経路（安全な方向、経路、避難場所の名称）
- ③ 避難指示の理由（避難要因、避難に要する時間等）
- ④ その他必要な事項（携行品、要配慮者優先避難等）

(6) 避難措置の周知

避難の指示を実施した者及び高齢者等避難情報を出した者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に連絡する。

【連絡方法】

① 住民への周知方法

- ・ 広報車により関係地域を巡回し周知する。
- ・ 災害現場へ派遣された職員により周知する。
- ・ 報道機関等の協力を得て、間接的な方法により周知する。
- ・ 消防本部は必要により消防団員に要請し、協力を得て関係地域に個別に周知する。
- ・ 防災行政無線、防災ラジオの放送により周知する。
- ・ 市政協力員、自治会・町内会、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者を含めた住民へ周知する。

② 避難所への連絡

- ・ 避難の指示及び解除を行った者は、その旨を避難所の管理者に対して、速やかに連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。また、避難の必要がなくなった場合も速やかに周知する。この場合、文書（点字版を含む）や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障害者への周知徹底を期するとともに、情報の混乱を防止する。

③ 県への連絡

- ・ 本部長は、避難の指示及び解除を行った場合は、その旨を知事に速やかに連絡し、以後の応援協力体制を整える。

④ 隣接市町村への連絡

- ・ 本部長は、避難の指示及び解除を行った場合は、その旨を隣接する市町村長に速やかに連絡し、以後の応援協力体制を整える。
- ・ 小堀地区で、取手市域への避難が困難となった場合は、直ちに、隣接する市長に連絡し、円滑に避難できるよう対処する。

⑤ その他関係機関への連絡

- ・ 避難の指示及び解除を行った者は、その旨を関係機関に速やかに連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。

(7) 避難措置及び解除の措置

避難の指示を行う者は、避難措置及びその解除について次の通知事項をまとめ、市民へ発表すると共に、その旨を県に報告する。

また、市民への避難措置解除の周知は、避難措置発表時同様、①住民の周知方法にある手段等を使って伝達を行う。

【通知事項】

- ① 発令者
- ② 発令理由及びその日時
- ③ 避難対象区域
- ④ 避難場所又は避難所
- ⑤ その他必要事項

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

本部長は、市域内に災害が発生し、又は災害の発生する恐れがあると認められ、住民の避難が必要な場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

警戒区域を設定する権限のある者は、次のとおりとする。

設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法
市長	・警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者について、警戒区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。	災害対策基本法第63条
警察官	・市長又はその職権を行う吏員がいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、市長の権限を代行する。この場合、直ちに市長に対して通知する。	災害対策基本法第63条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長又はその職権を行う吏員や警察官がいない場合に限り、市長権限を代行する。この場合、直ちに市長に対して通知する。	災害対策基本法第63条
消防職員 消防団員	・消防活動を確保するために、消防関係者以外の者を現場近くに近づけないように措置することができる。	消防法第28条
水防管理者	・水防活動を確保するために、水防関係者以外の者を現場近くに近づけないように措置することができる。	水防法第21条

【警戒区域の設定が必要とされる地域等】

- ① 土砂災害危険地域
 - ・崖崩れの危険のある斜面箇所
 - ・宅地造成地崩壊危険箇所のある箇所
 - ・その他本部長が必要と認めた箇所
- ② 地震水害危険区域
- ③ 倒壊危険のある大規模建築物周辺
- ④ 有毒ガスの危険が及ぶと予想される地域
- ⑤ 爆発の危険が及ぶと予想される地域
- ⑥ その他住民の生命を守るため必要と認められるとき

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域設定を行った者は、避難の指示と同様に住民への周知及び関係機関へのその旨の連絡を行う。

3 避難の誘導

(1) 避難の種類

避難は、災害の状況等により、次のように区分する。

避難区分	状況	避難先
自主避難 (自主的避難)	① 被災した場合 ② 差し迫った危険性はないが、被害の発生が予想される場合	自主的な避難場所 (あらかじめ自主防災組織等で決めた場所)
避難指示	① 被災した場合 ② 災害の危険性により避難指示が出された場合	指定避難場所 『本章、「避難場所」の表参照』

(2) 避難の誘導者

- ① 本部長が避難指示を行った場合、消防本部が、警察官、自主防災組織等の協力を得て避難誘導を行う。
- ② 学校、保育所、幼稚園、社会福祉施設については、その施設の管理者及び職員が、安全な場所へ避難誘導等の措置を行う。
- ③ 事業所、スーパーマーケット、遊技施設その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、その施設の管理者、責任者等により、自主的な統制をとるよう指導する。
- ④ 交通機関等における避難誘導は、その交通機関があらかじめ定める避難計画に基づき、必要な措置を行う。

(3) 住民等の避難準備

避難する者は、次のことに留意する。

- ① 避難に際しては、必ず電気のブレーカー、火気及び危険物等の始末を完全に行う。
 - ② 避難者は、安全に避難できる服装で、非常持ち出し袋を携行し、避難する。
【携行品内容】
 - ・貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券、車・家のスペアキー等）
 - ・手拭い、タオル、ちり紙、懐中電灯（LEDライト）、携帯ラジオ、持病の薬、救急医薬品、警笛（ふえ）、万能ナイフ、ライター、衣類等
- (時間に余裕があるとき)
- ・3食程度の食糧及び飲料水（クラッカー、パン、カップ麺、缶詰等）
 - ・日用品（石鹸、歯磨き、生理用品、下着、靴下等）

*上記の品が入った非常持ち出し袋を常備し、避難の際携行する。

- ③ 避難者は、必要に応じて防寒雨具を携帯する。
- ④ 本人の住所、氏名、年齢及び血液型等が分かるものも携行する。
- ⑤ 自動車による避難は、渋滞等により緊急輸送道路の通行に支障を生じるなど、二次災害発生防止のため、原則禁止とする。ただし、徒歩による避難所への移動が困難な場合、道路冠水が生じていない場合、災害発生まで時間的余裕があるときなどはこの限りではない。
- ⑥ 事業所等においては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気及びガス等の安全措置を行う。

(4) 避難誘導の方法

本部長は、本部事務局に収集された被害状況の情報をもとに、本部長が必要と思われる避難誘導の方法により、適切な避難誘導措置をとる。

具体的な避難方法としては、自主防災組織、市政協力員（町内会、自治会）等を核に指定避難場所に避難する集団避難方式が有効である。

しかし、避難に際して、独自の行動をとる住民や通常的生活圏外にある避難場所の存在などにより、混乱の生ずる恐れもある。

そこで、避難場所に至る前に身近な小公園等に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整えた後、避難誘導者の指示で避難場所への避難を行うものとする。

ただし、災害の状況により避難に急を要するときや、一時避難場所の確保が困難な場合は直接指定の避難場所へ避難するものとする。

(5) 避難誘導の留意点

- ① 避難経路の選定にあたっては、災害の規模、道路・橋梁の状況、落下物、危険物の状況、火災の延焼拡大の経路等を考慮して、その他パニックの起こらない、最も安全と思われる経路を選定する。
- ② 自主防災組織又は市政協力員（町内会、自治会）は、地域住民の避難を促し、避難の誘導を図る。
- ③ 地域住民は、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣住民相互の助け合いにより、全員の安全避難を図るよう努める。
- ④ 避難は、原則として自主防災組織、市政協力員（町内会、自治会）等の単位で行う。
- ⑤ 各地区の避難所は指定されているものの、災害によりその避難所が被災している場合もあるので、その安全を確認したうえで避難誘導する。

4 帰宅困難者に対する避難対策

(1) 取手市内への通勤者・通学者

- ① 事業所内において災害等にあつた場合は、各事業所が作成している「帰宅困難者事業所避難マニュアル」の規定に従って対応する。
- ② 学校教育施設において災害にあつた場合は、「学校防災マニュアル」の規定に従い避難の対応にあたる。

(2) 取手市への交通機関利用者及び来訪者

- ① 駅周辺やバス停留所周辺等で、滞留者の誘導、情報の提供などを行い、身体の変調や疲労を訴える人のため、避難所（取手駅周辺：取手一高体育館）への誘導を行う。
- ② 通勤・通学等の理由以外の来訪者は、来訪地区における避難指示者の指示に従う。また、自動車等を使って取手市内を移動中、災害等にあった者は、その地区における避難指示者の指示に従う。

5 指定避難場所

市内の指定避難場所は、次のとおりである。

広域避難場所一覧表

(安全安心対策課)

番号	名称	場所	電話番号	備考
1	とがしら公園	戸頭 8-1		
2	取手競輪場	白山 6-2	74-1111	
3	取手緑地運動公園	取手 1 丁目地先		
4	藤代スポーツセンター	櫛木 15	82-7200	
5	北浦川緑地	中田地先		
6	県南総合防災センター	櫛木 103	83-2776	
7	稲戸井調節池内硬式野球場	戸頭地先 (利根川 89.5 km付近)		災害時対応井戸

避難場所一覧表

(安全安心対策課)

番号	名称	場所	電話番号
1	市之代集会所	市之代 499-1	
2	旧戸頭西小学校	戸頭 8-10-1	74-2141
3	戸頭中学校	戸頭 7-1-1	78-0380
4	戸頭小学校	戸頭 3-21-1	78-1107
5	永山小学校	下高井 2340	78-8221
6	永山中学校	下高井 2311	78-8004
7	高井小学校	ゆめみ野 3-22-1	78-7791
8	江戸川学園取手小学校	野々井 1567-3	71-3353
9	取手西小学校	稲 70	74-3138
10	江戸川学園 取手中・高等学校	西 1-37-1	74-8771
11	取手第二中学校	寺田 5147	72 - 0102

番号	名称	場所	電話番号
12	旧白山西小学校 (前田建設工業株)	白山 8-11-6	74-2141
13	白山小学校	白山 2-3-18	74-2221
14	寺原小学校	井野台 5-14-1	72-0146
15	取手第一高等学校	台宿 2-4-1	72-1348
16	旧井野小学校	井野団地 1-1	74-2141
17	旧取手第一中学校	井野 3-15-1	74-2141
18	取手第二高等学校	東 2-5-1	73-0049
19	取手小学校	東 5-3-1	72-0059
20	取手東小学校	吉田 400	73-2351
21	取手第一中学校	吉田 470	74-2215
22	旧小文間小学校	小文間 4359	74-2141
23	取手松陽高等学校	小文間 4770	77-8934
24	小堀集会所	小堀 3894-1	—
25	成田国際航空専門学校	取手西野 1842	04-7188-7787
26	藤代小学校	藤代 53	83-3821
27	宮和田小学校	藤代南 3-11-1	83-1138
28	山王小学校	山王 380	85-8205
29	六郷小学校	清水 373-1	82-2041
30	久賀小学校	萱場 60	82-3358
31	桜が丘小学校	桜が丘 2-17-1	82-7791
32	藤代中学校	櫛木 1343	83-0260
33	藤代南中学校	中田 880	83-3215
34	藤代高等学校	毛有 640	82-6283
35	藤代紫水高等学校	紫水 1-660	83-6427
36	高須公民館	高須 2157	83-1499
37	取手グリーンスポーツセンター	野々井 1299	78-9090
38	旧高須小学校 (グラウンド)	高須 2151	—

* 指定された避難場所が被災し危険な場合、及び指定された避難場所への避難が困難な場合等は、近隣の他避難場所へ避難する。

* 地区防災組織により避難場所が定められている場合は、これを優先する。

第2 避難生活計画

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等、被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、その対策を推進する。

詳細については、『取手市避難所運営マニュアル』に従って適切に対応する。

■ 対策

- 1 避難所の開設、運営 (福祉部、健康増進部、教育委員会)
- 2 避難所生活環境の整備 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、
教育委員会)
- 3 要配慮者の支援 (福祉部、健康増進部)
- 4 健康管理・精神衛生の対応 (福祉部、健康増進部、社会福祉協議会)

■ 内容

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

市は、避難所の開設にあたって、居場所を確保できなくなった被災者の収容のため、災害の状況に応じ、下記指定の避難所から適切な場所を選んで行う。また、必要に応じて県有施設に対する避難所の開設を県に要請する。

県は、市町村から要請があった場合、あるいは市町村からの報告及び被害状況により必要と認められる場合は、他市町村に対し避難所開設を指示するとともに、野外収容施設の設置に必要な資材の調達を行う。また、県職員を避難所に派遣するとともに、他市町村に対し職員の派遣を指示する。

① 対象者

- ・ 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ・ 現に災害に遭遇（旅館の宿泊者等）した者
- ・ 災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

② 設置場所

- ・ 避難所としてあらかじめ指定している施設
- ・ 教育施設については、原則として体育館、武道館を使用する。

③ 災害救助法による設置費用の範囲及び限度額

- ・ 費用の範囲
- ・ 賃金職員等雇上費
- ・ 消耗器材費
- ・ 建物、器物等使用謝金
- ・ 燃料費
- ・ 災害用トイレ及び炊事場の設置費等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生管理費 ・ 限度額 ・ 基本額：避難所設置費 1人1日当たり300円以内 ・ 加算額 <p>冬季（10月～3月）についてはその都度定める額</p>
④ 設置期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生の日から7日以内
⑤ 実施権限者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設は、原則的には本部長からの指示により総務部、福祉部、健康増進部、教育委員会（以下避難所班という）が施設管理者の協力を得て行う。
⑥ 開設の手順
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長から総務部長、福祉部長、健康増進部長、教育部長への避難所開設の指示 ・ 総務部長、福祉部長、健康増進部長、教育部長から避難所班への開設及び管理営の指示 ・ 避難所班による避難所の開設 ・ 避難所班から災害対策本部への開設の旨の報告 ・ 避難者の受入スペースの指示 ・ 既に避難している人について指定のスペースへの誘導
⑦ 県及び防災関係機関への報告
<p>避難所を開設した際は、以下の内容を県に報告する。また、必要に応じて警察、消防等防災関係機関に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設の目的 ・ 開設した場所 ・ 開設した日時 ・ 入所した人員 ・ その他必要と思われる事項

市内の避難所は、以下のとおりとする。

避難所一覧

番号	名 称	場 所	T E L
1	旧戸頭西小学校	戸頭 8-10-1	74-2141
2	戸頭中学校	戸頭 7-1-1	78-0380
3	戸頭小学校	戸頭 3-21-1	78-1107
4	永山小学校	下高井 2340	78-8221
5	永山中学校	下高井 2311	78-8004
6	高井小学校	ゆめみ野 3-22-1	78-7791
7	江戸川学園取手小学校	野々井 1567-3	71-3353
8	取手西小学校	稲 70	74-3138
9	江戸川学園取手中・高等学校	西 1-37-1	74-8771
10	取手第二中学校	寺田 5147	72-0102
11	旧白山西小学校（前田建設工業(株)）	白山 8-11-6	74-2141
12	白山小学校	白山 2-3-18	74-2221
13	寺原小学校	井野台 5-14-1	72-0146

番号	名 称	場 所	T E L
14	取手第一高等学校	台宿 2-4-1	72-1348
15	旧井野小学校	井野団地 1-1	74-2141
16	旧取手第一中学校	井野 3-15-1	74-2141
17	取手第二高等学校	東 2-5-1	73-0049
18	取手小学校	東 5-3-1	72-0059
19	取手東小学校	吉田 400	73-2351
20	取手第一中学校	吉田 470	74-2215
21	旧小文間小学校	小文間 4359	74-2141
22	取手松陽高等学校	小文間 4770	77-8934
23	小堀集会所	小堀 3894-1	—
24	成田国際航空専門学校	取手西野 1842	04-7188-7787
25	山王小学校	山王 380	85-8205
26	藤代紫水高等学校	紫水 1-660	83-6427
27	藤代中学校	櫛木 1343	83-0260
28	六郷小学校	清水 373-1	82-2041
29	藤代高等学校	毛有 640	82-6283
30	久賀小学校	萱場 60	82-3358
31	藤代小学校	藤代 53	83-3821
32	宮和田小学校	藤代南 3-11-1	83-1138
33	藤代南中学校	中田 880	83-3215
34	桜が丘小学校	桜が丘 2-17-1	82-7791
35	高須公民館	高須 2157	83-1499
36	取手グリーンスポーツセンター	野々井 1299	78-9090

※避難所の開設が長期化した場合は、福祉会館、市民会館、公民館、保育所等の公共施設を避難所として開設する。

福祉避難所一覧

番号	名 称	場 所	T E L
1	つつじ園	戸頭 1299-1	78-3211
2	あけぼの	寺田 4723	74-5157
3	かたらいの郷	長兵衛新田 193-2	73-8333
4	さくら荘	岡 1025	85-8733
5	障害者福祉センターふじしろ	藤代 730-1	83-5666
6	めぐみの杜	稲 29-1	84-6155
7	取手ウェルネスプラザ	新町 2-5-25	71-2122
8	水彩館	小文間 5720-1	77-1317
9	身障者ポニーの会	高須 2148	83-2266

(2) 避難所の運営

市は、避難所の開設に伴い、福祉部、健康増進部、教育委員会の職員を配置する。また、避難者は、住民の代表者からなる避難所運営委員会を設置し、自主的な避難所の運営を行う。

なお、必要により、県及び近隣市町村等に応援を要請するとともに、避難所の安全確保及び秩序の維持のため、警察官の配置についても考慮する。

① 避難所運営委員会の設置

- ・ 避難所の運営にあたっては、安全で秩序あることが求められるため、自主防災組織及び自治会・町内会が中心となって、平常時からあらかじめ各地区ごとに避難所運営委員会の構成メンバーを決めておく。なお、そのメンバーの配置には、女性メンバーの配置を考慮する。
- ・ 避難所運営委員会は、原則として各地区の自主防災組織、行政担当者、施設管理者及び自治会・町内会の役員がその構成メンバーとなり、委員長等の役員は構成メンバーの互選とする。
- ・ 災害時には、同一の避難所に複数の自主防災組織及び自治会・町内会の役員も避難することも考えられる。この場合には、必要に応じて各地区の避難所運営委員会が相互に協議して、当該避難所における避難所運営委員会の構成メンバー及び代表となる委員長を選出する。

② 避難所運営委員会の役割

- ・ 避難所における避難者の代表となり、円滑な避難所運営に努めるとともに、市との連絡調整を行う。
- ・ 避難所内の区割り（部屋割り）について、可能な限り各地区ごとに避難者を割り振るよう努める。
- ・ 避難生活に必要な物資の配布活動等の補助を行う。
- ・ 各地区の避難者の要望・苦情を取りまとめ、市職員へ報告する。
- ・ 施設管理者との協力体制を整える。

③ 避難所運営の流れ

市は、避難所運営委員会を支援するため、福祉部、健康増進部、教育委員会の職員を配置する。配置された職員は、避難所の運営状況の報告、避難状況の把握、避難者名簿の作成等を行い、避難所運営委員会とともにその円滑な運営にあたる。

『資料編「様式 避難所開設状況」』参照
『資料編「様式 避難状況一覧」』参照
『資料編「様式 避難者名簿」』参照

① 食糧、生活必需品の請求、受け取り、配布

避難所班は、必要とされる生活必需品等の必要数を取りまとめ、福祉部長、健康増進部長、教育部長へ報告する。各部長は、本部長を通じて救援物資班へ当該生活必需品等の支給を要請する。避難所班は、その都度到着した食糧や物資を消耗品受払簿に記入の上、避難所運営委員会の協力をえて避難者に配給する。

『資料編「様式 消耗品受払簿」』参照

② 避難所の運営記録の作成

避難所班は、避難所の運営状況について1日に1回災害対策本部へ報告する。

『資料編「様式 避難所日誌」』参照
『資料編「様式 避難所生活状況報告書」』参照

(3) 避難所における住民の心得と周知

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心がける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、市民に周知する。

- ① 避難所運営委員会への協力
- ② ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの遵守
- ③ 要配慮者への配慮
- ④ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

2 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

まちづくり振興部は、被災者が健康状態を損なわずに生活を維持するために必要な各種の生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、災害用トイレ、間仕切りの管理、消毒及びし尿処理を行う。

- ① 物資等の提供
 - ・健康を損なわず生活をするために必要な各種生活物資
 - ・石鹼、うがい薬、マスク、消毒液、体温計
- ② 衛生保持
 - ・男女の性差を十分配慮し、かつ安全性を考慮し、災害用トイレ、間仕切り等を設置する。
 - ・着替えスペース、授乳スペース、物干し場（プライベートに配慮）の確保
 - ・トイレの手指消毒薬の設置
 - ・消毒及びし尿処理
 - ・移動入浴車の活用による入浴の提供
 - ・その他、避難所内の防疫対策
- ③ 県の協力

県は、市町村からの要請があった場合、入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場、及び公衆浴場の管理者等へ協力を依頼する。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等の知識の普及を図る。

また、男女のニーズにおける違い等、それぞれの視点に配慮した避難所の運営を図る。

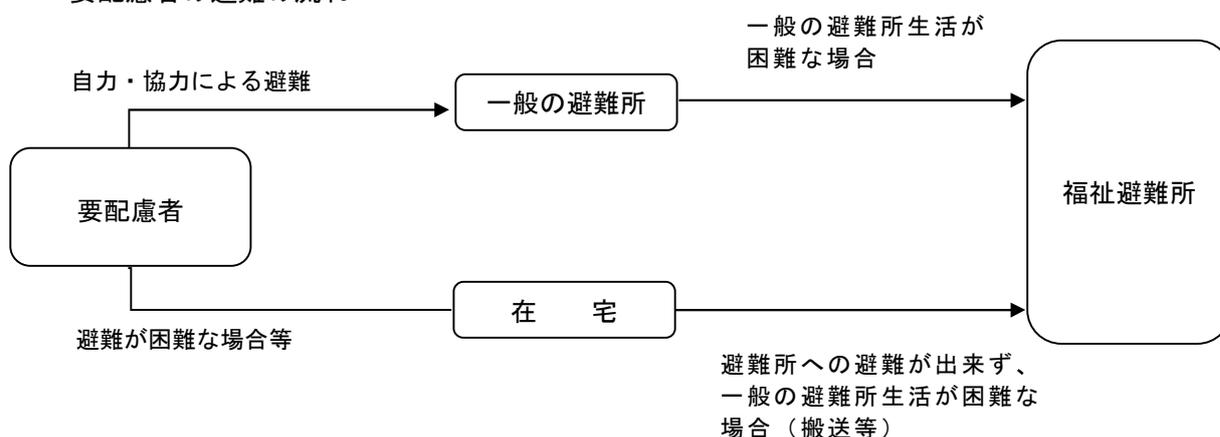
3 要配慮者の支援

福祉部、健康増進部は、災害時、特に支援を必要とする要配慮者のうち、一般の避難所での避難生活が困難と思われる高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器使用者含む難病者等を福祉避難所に入所させ、避難生活による身体的、精神的負担の軽減を図る。

【避難行動要支援者】

- (1) 立ち上がりや歩行などが自力でできない高齢者（要介護認定3～5の認定を受けている者）
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- (5) 市の生活支援を受けている難病患者
- (6) 上記以外で自治会等が支援の必要を認めた者
- (7) 前各号に関わらず、本人や家族等により自ら避難することが困難な状態にあると判断された者で、避難行動要支援者台帳への登録を希望する者

要配慮者の避難の流れ



【福祉避難所】

- ① つつじ園
- ② あけぼの
- ③ かたらいの郷
- ④ さくら荘
- ⑤ 障害者福祉センターふじしろ
- ⑥ めぐみの杜
- ⑦ 取手ウェルネスプラザ
- ⑧ 水彩館
- ⑨ 身障者ポニーの会

4 健康管理・精神衛生の対応

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所を開設して一時的に収容保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾病や食中毒の発生、あるいは、プライバシー保護の困難性に伴う精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避

難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営にあたっては、健康管理等に関する業務を積極的に推進していく。

(1) 被災者の健康状態の把握

福祉部長は、本部長を通じ、取手市医師会に対して医師及び看護師で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとに避難者の健康状態を把握するよう要請する。

巡回相談チーム及び避難所班、救護班は、個別健康相談表の作成により、チームカンファレンスにおいての効果的な処遇の検討を行う。

また、災害時における非常時の生活環境から発生する、エコノミー症候群（深部下肢静脈血栓症）などに対する予期せぬ発病対策と、疲労やストレスなどに対するメンタルケアとして、医師、看護師、保健師などの巡回や、専門知識を有するカウンセラーを派遣するなどの対策に努める。

(2) 被災者の精神状態の把握

避難所班は、社会福祉協議会と連携しボランティア等の協力を得て、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象としてレクリエーションの開催、それによるストレスの軽減を図る。また、避難所班は、ボランティア等と協力して、避難所に遊び場等を確保し幼児や児童の保育支援を行う。

(3) 継続的要援助者リスト

巡回相談チーム及び避難所班、救護班は協力して、継続的に援助が必要な者に対する個別的健康管理表及びリストを作成し、継続的な援助を実施する。

(4) 要配慮者に対する心のケア対策の実施

避難所班は、社会福祉協議会と連携してボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等、児童精神医学等の専門家によるカウンセリングを実施する。

また、社会福祉協議会と連携して聴覚障害者には手話通訳、要点筆記のボランティアの配置、外国人に対しては、通訳者の配置や外国語表記の情報掲示等に努め、言葉の問題等不安要素の解消による適切なケアを行う。

(5) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の開設

県の対応として、心の救護活動の情報集約と救護活動を行う関係者への情報提供については、原則として保健センターが一元管理し、センターが市の対策班との連絡調整を行う。

市は、避難所班、救護班及び保健センターと協力して被災者の心理的ケアに対応するため「心のケア」、「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」に対するパンフレットを被災者へ配布する。また、「心のケア」に対する相談窓口を開設する。

(6) 避難所での感染症対策

市は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、パーティション等の備蓄を促進し、平常時から感染症対策を考慮した訓練を実施する。また、自宅療養者等への情報共有や被災自治体への応援職員等の感染症対策に努める。

避難所班は、避難所開設時に感染症対策用の備蓄品を活用し、避難者や職員の感染症対策を行う。

第5節 被害軽減対策

第1 緊急輸送

災害応急対策にあたっては、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことが極めて重要である。震災時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送を行う。

また、輸送車両、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、輸送路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施する。

■ 対策

- 1 緊急輸送の実施 (建設部、都市整備部、警察署、防災関係機関)
- 2 緊急輸送道路の確保 (建設部、都市整備部、警察署、防災関係機関)
- 3 車両等の確保 (財政部)
- 4 物資等の輸送手段及び輸送活動の範囲 (各部、防災関係機関共通)

■ 内容

1 緊急輸送の実施

災害時には、次にあげる緊急輸送道路、災害時連絡道路を指定し、緊急輸送を行う。

【緊急輸送道路】

緊急輸送道路とは、災害発生後、特に緊急を要する救急・救助活動、医療活動、消防活動のほか、災害応急復旧活動等を行うため、県が広域的に指定した輸送道路をいう。

<市内>

① 国道6号	: 一次緊急輸送道路
② 国道294号	: 一次緊急輸送道路
③ 取手市道0114号線(都市計画道路3・4・3号線)	: 一次緊急輸送道路
④ 取手つくば線	: 一次緊急輸送道路
⑤ 取手東線	: 二次緊急輸送道路
⑥ 守谷藤代線	: 二次緊急輸送道路
⑦ 取手市道0106号線	: 二次緊急輸送道路
⑧ 常総取手線	: 三次緊急輸送道路
⑨ 長沖藤代線(一部区間)	: 三次緊急輸送道路
⑩ 長沖藤代線(一部区間)	: 三次緊急輸送道路
⑪ 取手谷中線	: 三次緊急輸送道路
⑫ 守谷藤代線	: 三次緊急輸送道路
⑬ 取手市道0134号線	: 三次緊急輸送道路
⑭ 谷田部藤代線	: 三次緊急輸送道路
⑮ 取手停車場線	: 三次緊急輸送道路

⑯ 藤代停車場線	: 三次緊急輸送道路
⑰ 取手市道 0203 号線	: 三次緊急輸送道路
⑱ 取手市道 1-3282・3453 号線	: 三次緊急輸送道路
⑲ 取手市道 1-1526 号線	: 三次緊急輸送道路
⑳ 取手市道 2-3102 号線 (一部区間)	: 三次緊急輸送道路
㉑ 取手市道 2-3102 号線 (一部区間)	: 三次緊急輸送道路
㉒ 取手市道 2-4405 号線	: 三次緊急輸送道路

【災害時連絡道路】

県が指定した緊急輸送道路以外で、市内で災害応急復旧活動等を行うため、必要となる道路を示す。

① 上新町環状線
② 取手東口・城根線
③ その他、避難場所に通ずる道路

【東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、JRバス関東株式会社等、鉄道事業者の措置】

市は、県に対して東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、JRバス関東株式会社等の鉄道事業者が列車の特発、災害応急対策人員の輸送等の措置をとるよう要請する。

(1) 総括的に優先させるもの

地震災害が発生した場合、迅速かつ的確に応急対策活動を行うため、輸送に関して、次の活動を優先的に行う。

① 人命の救助及び安全の確保
② 被害の拡大防止
③ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

応急対策活動を円滑に行うため、地震発生後各段階における優先順序は次のとおりとする。

① 第1段階 (地震発生直後の初動期)
・ 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
・ 消防、水防活動等、災害の拡大防止のための要員、物資
・ 被災地外の後方医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者
・ 初動期の応急対策要員及び物資、ライフライン応急復旧要員等
② 第2段階 (応急対策活動期)
・ 第1段階の続行
・ 食糧、飲料水等、生命の維持に必要な物資
・ 傷病者及び後方医療施設へ搬送する被災者
・ 輸送施設の応急復旧等に必要な要員、物資

- ③ 第3段階
 - ・ 第2段階の続行
 - ・ 災害復旧に必要な要員、物資
 - ・ 生活用品
 - ・ 郵便物
 - ・ 廃棄物の搬出

2 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

建設部及び都市整備部は、市域内の緊急輸送道路及び災害時連絡道路の被害状況、道路上の障害物の状況等を把握する。緊急輸送道路については、災害対策本部事務局を通じて、常陸河川国道事務所土浦国道出張所及び竜ヶ崎工事事務所に速やかに調査結果を報告する。

(2) 緊急輸送道路の啓開実施

緊急輸送道路の啓開は、道路管理者が作業にあたるが、市における災害対策実施上必要な場合は、道路管理者にその旨を通知した上で、取手市建設業協会等の協力を得て、建設部及び都市整備部が実施する。また、啓開作業を行う時には、警察、消防機関及び占有工作物管理者等の協力を得て実施し、必要に応じて自衛隊の応援を要請する。

① 市内緊急輸送道路の啓開作業の実施者

- ・ 県指定の緊急輸送道路（国道6号、国道294号）
道路管理者：国土交通省 常陸河川国道事務所、竜ヶ崎工事事務所

② 国土交通省 常陸河川国道事務所の対応

- ・ 国道（6号）について、市から被害報告を受けた時は直ちに必要な指示若しくは関係機関への通報を行い、状況に応じて所属職員を現場に派遣し、必要な対策をとる。
- ・ 応急対策活動及び救助活動の基幹となる主要道路を最優先に、道路上に散在する破損物、倒壊危険物等、交通上障害となる物の除去を行い、救助活動のための車両用走行帯を確保する。
- ・ 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。

③ 竜ヶ崎工事事務所の対応

- ・ 国道（294号）及び県道について、市から被害報告を受けた時は直ちに必要な指示若しくは関係機関への通報を行い、状況に応じて所属職員を現場に派遣し、必要な対策をとる。
- ・ 応急対策活動及び救助活動の基幹となる主要道路を最優先に、道路上に散在する破損物、倒壊危険物等、交通上障害となる物の除去を行い、救助活動のための車両用走行帯を確保する。
- ・ 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。

④ 市（建設部及び都市整備部）の対応

- ・ 緊急輸送道路の被害状況の確認及び本部への報告を行う。
- ・ 本部から指示された必要箇所を確保する。ただし、被害の状況により応急修理が不可能と判断したときは、取手警察署等と連絡の上、通行止め等の必要な措置をとる。

- ・道路確保作業中の安全と円滑な道路交通の確保に努める。
 - ・人員、車両、資機材等に不足があるときは、他部又は「同章 第3節応援・派遣（179 ページ）」に基づく応援要請を総務部に求める。
 - ・片側の通行確保が完了したときは、必要に応じて交通整理及び誘導を行う。
 - ・緊急輸送道路の確保作業が完了したときは、速やかに本部にその旨を報告する。
 - ・必要に応じて道路管理者に通知した上で作業を実施する。
 - ・道路管理者からの要請による応援作業を実施する。
- ⑤ 取手警察署の対応
- ・取手警察署は、交通確保の観点から交通障害となっている倒壊樹木、垂れ下がった電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともにこれに協力する。

（3）市内主要道路の啓開

建設部及び都市整備部は、取手市建設業協会等の協力を得て、災害時連絡道路の啓開作業を優先して行い、順次その他の道路の啓開作業も実施する。

3 車両等の確保

（1）車両等の調達

財政部は、災害対策にあたり全車両の運用状況を把握し、効率的な管理及び必要な車両の確保を行う。

- ① 車両調達方法の優先順位
- ・各班専用管理車両の利用
 - ・財政部管理の市有車両の運用
 - ・各部専用管理車両の他部への運用
 - ・外部からの車両の調達
 - ・県への要請若しくは調達斡旋の依頼
- ② 車両の不足時の対応
- 市保有車両に不足が生じる場合は、市内の運送業者等から車両を調達する。
また、必要に応じて、県に対し車両の斡旋や調達を要請する。借り上げ車両の用途は次のとおりとする。
- <借り上げ車両の用途>
- ・生活必需品及び食糧等の輸送
 - ・除去障害物の運搬
 - ・処理塵芥の運搬
 - ・その他必要な物資等運搬
- ③ 運送業者の対応
- 市内の各運送業者等は、市から車両調達の要請がある場合に備え、供給可能台数の把握に努めるとともに、各事業所に待機させる。
- ④ 借り上げ料金
- 借り上げに要する費用は、市が当該運送業者等との団体若しくは当該業者等と協

議して定める。

⑤ 燃料の調達

財政部は、「災害時における燃料の優先供給に関する防災協定」（平成24年2月14日締結）に基づき調達可能な市内のガソリンスタンドの状況を把握し、各部の専用管理車両、借り上げ車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

(2) 車両等の配車

災害時における各班の所掌事務が、効率的に行われるように財政部において、調達車両の配分、災害規模に応じた車両の運用に努める。

また、災害時における各班に配分する車両は、配車計画に基づいて行う。

① 配車基準

- ・市保有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等、災害の状況に応じた車両の運用計画をたて、輸送力の確保に万全を期する。
- ・災害の状況に応じて必要とする車両を各部、関係防災機関及び市内の輸送関係業者等に対し、車両の待機を要請する。

② 配車手続き

- ・各部長は、車両を必要とする場合は、次の事項を明示し、財政部に請求する。
- ・財政部は、必要台数を調達したときは、速やかに請求した各部に引き渡しを行う。
- ・明示するもの

車両及び積載量（トン数）、台数、日時及び引き渡し場所

③ 運転日誌

車両運行者は、配車車両の運行記録、燃料の受け払いについて記録し、財政部に報告する。

『資料編「様式 運転日誌」』参照

(3) 緊急輸送車両の確認

緊急輸送車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申請書」に輸送目的、経路その他所定の事項を記載し、緊急通行車両であることの確認を求める。

緊急輸送車両として確認を受け、標章及び証明書を得たときは、当該車両の前面の見やすい部分に表示する。

【緊急輸送車両確認の流れ】

- ① 緊急輸送車両の使用又は実施責任者は、知事又は公安委員会に対して申請する。
- ② 知事又は公安委員会は、内容を確認の上、災害対策基本法施行令第33条に規定する標章及び証明書を交付する。
- ③ 緊急輸送車両の使用者は、交付された標章及び証明書を該当車両の全面に表示し車両を使用する。

『資料編「様式 緊急輸送車両確認申請書」』参照
『資料編「様式 緊急輸送車両標章」』参照
『資料編「様式 緊急通行車両確認証明書」』参照

4 物資等の輸送手段及び輸送活動の範囲

市、県及びその他防災関係機関が行う物資等の輸送及び輸送活動の範囲は、次のとおりとする。

(1) 物資等の輸送手段

災害応急対策や救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する班に配車された車両で行う。また、市が掌握する班に配車された車両により物資の輸送が困難な場合は、物資輸送業務協定を締結している社団法人茨城県トラック協会県南支部（平成22年10月12日締結）に協力を要請し、円滑な被災者及び避難者の救援活動を行う。

なお、車両による輸送が困難な場合があるため、市はヘリポートを確保する。

(2) 緊急輸送活動の範囲

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 被災者に支給する生活必需品、救急及び防疫資機材等② 医療又は助産のための救護員③ 食糧、飲料水確保のため必要な要員、供給に必要な資機材等④ 被災者の救出及び救護のため必要な要員⑤ その他本部長が必要と認めたとき |
|---|

5 緊急輸送状況の把握

市は、県と連携し、緊急輸送路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況を収集し、効率的な緊急輸送を実施する。

6 交通規制

市は、県及び関係機関と連携し、速やかに被災地内への車の流入を規制する。

また、災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急車両以外の通行を禁止又は制限する。

第2 消防水防活動計画

地震発生による火災、浸水災害及びこれらの災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

■ 対策

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 消防活動 | (消防本部) |
| 2 救急・救助活動 | (消防本部) |
| 3 水防活動 | (建設部、防災関係機関) |

■ 内容

1 消防活動

(1) 初期活動

消防本部は、市内の地震計で震度4以上を観測した場合は、取手市消防計画に基づき体制を整え、市内巡回を行い、被害状況を確認する。

また、勤務時間外における消防職員に対する動員については、消防計画に定める招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

【初期活動の内容】

- | |
|---------------------|
| ① 活動体制の確立 |
| ② 庁舎の保全 |
| ③ 車両の保全 |
| ④ 無線開局、試験通話の実施 |
| ⑤ 有線通話の試験 |
| ⑥ 出火防止と初期消火対応 |
| ⑦ 消防自動車が出動できない場合の措置 |
| ⑧ 出動中の消防隊の措置 |

(2) 消防活動

消防活動は、次の原則に基づき、全消防力をもって行う。

【情報収集・伝達】

① 被害の状況把握

- ・ 消防本部及び消防団は、119番通報、かけ込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整え、市内巡回を行い、被害状況を確認する。

② 災害状況の報告

- ・ 消防長は、災害の状況を本部長に対して報告する。

【同時多発火災への対応】

① 避難地及び避難路確保優先の原則

- ・ 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難経路確保の消火ための活動を行う。

② 重要地域優先の原則

- ・ 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度が高い地域を優先して消火活動を行う。

③ 市街地火災消火活動優先の原則

- ・ 大規模工場施設、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とするときは、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、部隊を集中して消火活動にあたる。

④ 重要対象物優先の原則

- ・ 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の消火活動を優先する。

⑤ 火災現場活動の原則

- ・ 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とする。さらに、延焼拡大の阻止及び救急・救助活動の状況を総合的に把握して判断し、行動を決定する。

* 火災現場と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により、火災を鎮火させる。

* 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物を活用し、守勢的現場活動により、延焼拡大を阻止する。

(3) 消防団活動

消防団は、消防活動の原則に基づき地域住民の中核的存在として、市民に対する出火防止、初期消火活動等の指導を行うことを任務とし、消防隊の活動を補完して大規模地震による二次的な被害の発生及び拡大を最小限にとどめるよう努める。

また、要配慮者の安全確保、避難誘導等の対策や、合同の防災訓練等を通して、自主防災組織と連携した対策に努める。

【消防団の消防活動の重点】

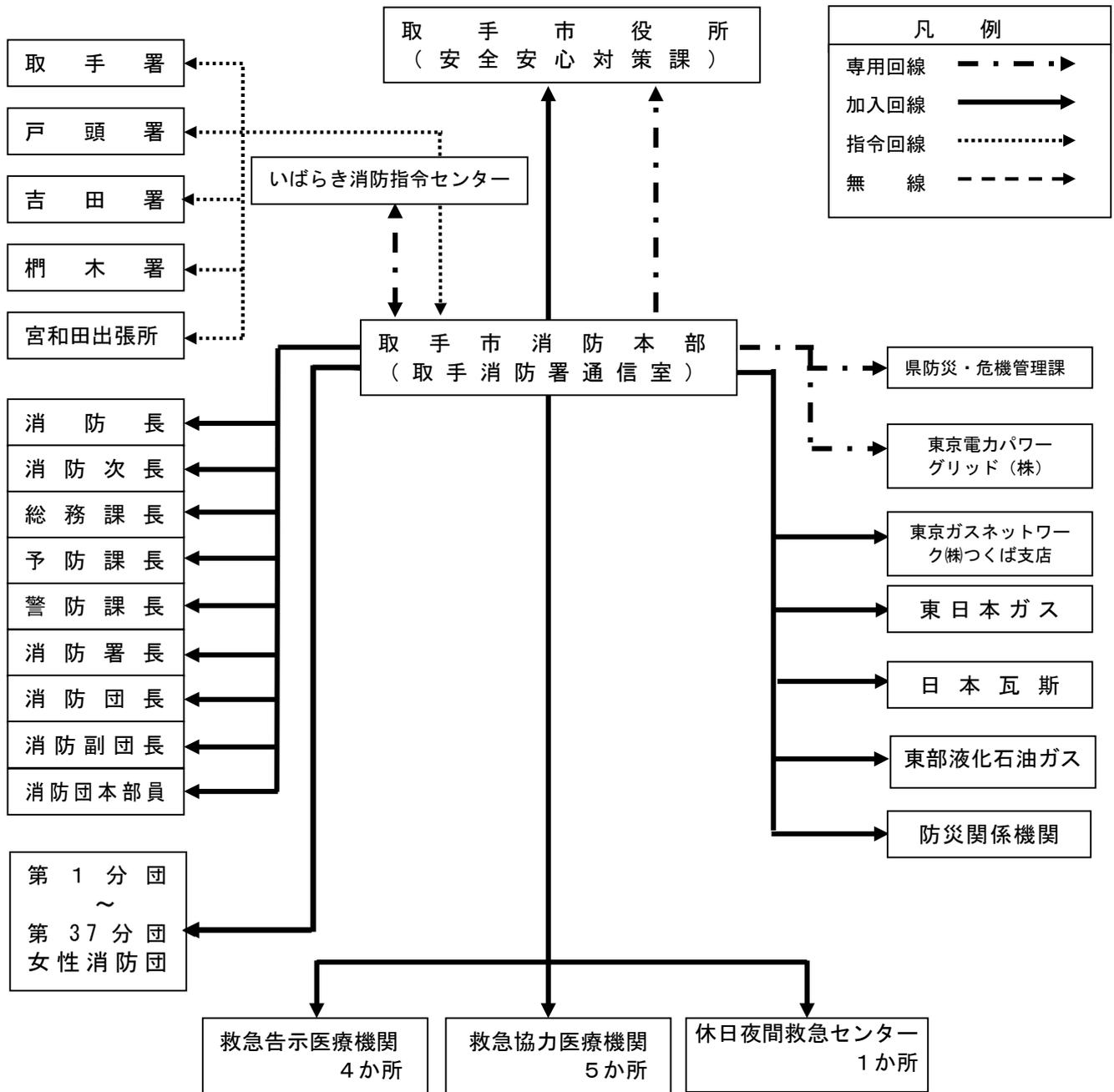
- ① 出火防止
 - ・地震発生により、火災等の災害発生が予想される場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止の呼びかけをする。
 - ・火災が発生した場合には、住民と協力して、初期消火にあたる。
- ② 消火活動
 - ・消防隊の出動が不能または困難な地域における消火活動、あるいは、消防隊と協力して主要避難路確保のための消火活動を行う。
- ③ 情報収集、伝達
 - ・火災発見が困難な地区の発見通報、道路障害の状況、その他必要と思われる情報を収集し消防本部へ通報する。
 - ・消防本部からの指示命令を住民に伝達する。
- ④ 救急救助
 - ・救助が必要な者の救助、救出と、負傷者に対しての応急処置及び安全な場所への搬送を行う。
- ⑤ 避難誘導
 - ・避難の指示が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに、防災関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(4) 市民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う他、近隣者が協力して、バケツリレー等により初期消火活動を行う。

ただし、消火が困難な場合には、直ちに通報を行う。

消防機関の連絡体系



2 救急・救助活動

消防本部・消防署は、市内で震度4以上の地震が記録されたときは、市消防計画に基づき体制を整える。

(1) 災害状況の把握

消防本部・消防署は、119番通報、かけ込み通報、動員職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報を総合し、災害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 被害状況の報告

消防長は、被害の状況を本部長に対して報告するとともに、応援要請手続に遅れのないよう努める。

(3) 救急・救助活動

地震後、多発すると予想される救急・救助要請に対して、あらかじめ市消防計画に定めた救急・救助計画に基づき、次のことを考慮した対策を実施する。

【救急・救助活動の原則】

- ① 消防活動は、傷病者の救出・救護活動を最優先とし、消防隊が相互に連携し効率的な活動を行う。
- ② 救急・救助活動は、救命処置を必要とする重症者を最優先し、傷病者の迅速かつ安全な搬送を行う。
- ③ 災害現場の市、医療機関、警察、その他防災関係機関との連携を図り、傷病者の効率的な救護にあたる。
- ④ 延焼火災が同時多発的に起きた際は、火災現場付近を優先して救急・救助活動を行う。
- ⑤ 延焼火災は少ないが、多数の救助又は救急事象があるときには、多数の人命救助を優先とする。
- ⑥ 同時に小規模な救急・救助事象が併発しているときは、救命効率の高い事象を優先して行う。

救急告示医療機関

番号	病院名	電話番号	住所
1	医療法人社団宗仁会病院（告示・二次）	85-8341	岡 1493
2	取手北相馬保健医療センター医師会病院（二次・告示）	78-6111	野々井 1926
3	JA とりで総合医療センター（二次・告示）	74-5551	本郷 2-1-1
4	東取手病院（二次・告示）	74-3333	井野 268

(4) 救急・救助の実施

① 消防署の役割

消防長は、災害対策本部より救急・救助指令を受けたときは速やかに出動隊を決定し、出動させる。

【出動途上の留意事項】

- ・救急・救助出動途上において交通障害に遭遇した場合は、消防本部へ連絡し、応急措置により通行可能な場合は、適切な方法を施し通行する。
- ・救急・救助出動する場合は、火災の発生及び他の救急・救助事象の発見に努める。
- ・他の重大と判断される救急・救助事案を発見したときは、その旨を消防本部へ報告し、活動に従事する。

② 消防団の役割

通信室から救急・救助の指令を受けた消防分団は速やかに出動する。

【出動途上の留意事項】

- ・火災に遭遇した場合は、速やかにその延焼拡大を阻止する一方で、活動拠点の分団長等、又は自主防災組織等に報告し出動を要請する。
- ・他の重大と判断される救急・救助事案を発見したときは、その旨を消防本部へ報告し、活動に従事する。

(5) 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応が困難な被害が生じた場合、消防長は、災害対策本部を通じて建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(6) 応急救護所の設置

消防本部・消防署は、災害現場では必要に応じて、応急救護所を設置し、取手市医師会、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当等を行う。

(7) 応援派遣要請

市自らの消防力では対応が困難な場合には、消防相互応援協定により消防長は、他の消防本部に対して応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応が出来ない場合は、知事に対して消防庁長官への応援要請を依頼する。

(8) 応援隊の派遣

他市町村で被害が発生した場合は、消防本部・消防署は消防相互応援協定に基づき、市長又は知事の指示により、被災地に消防隊等を派遣する。

(9) 自主防災組織等による救急・救助活動

市民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力する。

また、装備の充実を図り、閉込者の救出や負傷者の応急処置などを支援する。

3 水防活動

(1) 市及び水防管理団体の措置

地震発生時に、河川等の堤防の決壊、又は放流による洪水の発生が予想されるため、水防管理者及び本部長は、震度4以上が発生した場合は、水防計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

また、水防活動にあたって建設部及び利根川水系県南水防事務組合は、堤防等の施設管理者、警察、消防の各機関及び自主防災組織等との連携を密にし、避難及び被害者の救出に重点をおく。

(2) 施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する

また、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

(3) 水防警報の周知

国・県及び利根川水系県南水防事務組合は、洪水予報及び水防警報が発せられたときは、「風水害対策編 第3章 風水害等応急対策計画 第2節 情報の収集、伝達 第2 気象情報等計画 2 警報の伝達系統 (3) 水防警報の伝達系統 (58 ページ)」に基づいて、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。

(4) 県の水防に関する指示等

知事は、水防上緊急の必要があると認めるときは、水防法第23条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、水防管理者又は市長に対し必要な指示又は助言を行う。

第3 応急医療

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護活動を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに迅速な医療救護活動を行う。

■ 対策

- 1 応急医療・助産の活動体制 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、医療機関)
- 2 搬送及び後方支援体制 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、医療機関)
- 3 医薬品・資機材の確保 (福祉部、健康増進部、医療機関)

■ 内容

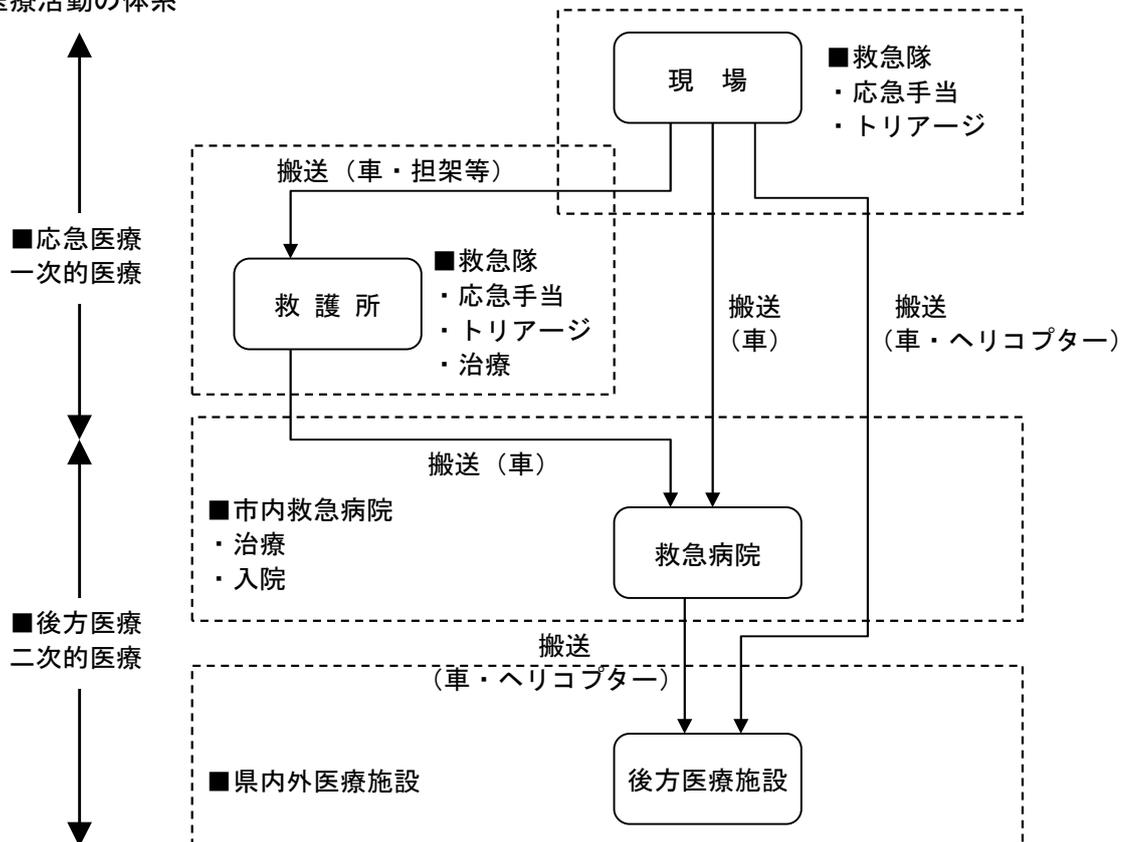
1 応急医療・助産の活動体制

(1) 医療救護班の編成

大規模地震等により災害が発生し、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその機能が停止したときは、本部長は、被害の状況をできる限り詳しく把握し、取手市医師会長に対して、状況に応じた医療救護班の編成及び出動を要請する。

また、県及び日赤茨城県支部は、状況に応じ速やかに医療救護チーム・災害派遣医療チーム（DMAT）を編成し、被災地内の現地対策本部又は竜ヶ崎保健所等に派遣するよう努める。

医療活動の体系



また、取手市医師会長は自らが必要と認めるときは、本部長の要請を待たずに、医療班を編成し出動させ、傷病者の医療救護活動にあたる。この場合、医師会長は直ちに本部長にその旨を通報するとともに、看護要員及び事務、連絡要員（救護班）の派遣を要請する。

① 取手市医師会医療班

- ・ 医師会医療班の編成については、医師会が定めた「救護計画」に基づく。
- ・ 「救護計画」に基づき応急医療・助産活動を行う。

② 市の救護班

- ・ 保健センターの保健師は、医師会の要請又は本部長の指示に従い、医師会医療班の補助業務を行う。
- ・ 医師会医療班の医療行為の補助、事務的作業の援助及び災害対策本部との連絡、必要資機材の調達を行う。

(2) 救護所の設置及び開設、運営

本部長は医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、健康増進部長に命じて、消防本部、取手市医師会の協力を得て救護所を設置する。救護所の開設及び運営は、健康増進部長の指揮により救護班が行う。

設置場所は以下のうち被害の状況から、被災者にとって最も安全で交通便利と思われる場所を本部長が選定する。

① 取手北相馬保健医療センター医師会病院

② JA とりで総合医療センター

③ 保健センター

④ その他本部長が必要と認めた場所

(3) 医療救護及び助産活動

医療救護及び助産の活動は、原則として医師会の医療班が救護所において、以下のとおり実施し、市の救護班の保健師はその医療活動の補助にあたる。

ただし、被災地の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

【医療救護】

① 対象者は、災害により傷病者及び災害により医療の途を失った者とする。

② 医療対象者の居住範囲は、災害区域内とする。

③ 医療班の救護医療業務

- ・ トリアージ（被災者の症状判別）の実施

傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、医療施設へ緊急連絡事項等を簡単に記したメモを傷病者に装着するもの

- ・ 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ・ 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ・ 死亡の確認

- ・ 遺体の検案
- ・ その他、状況に応じた処置

『資料編「トリアージ・タッグ」』参照

【助産救護】

- ① 対象者は、妊婦及び産褥婦（さんじょくふ）とする。
- ② 助産対象者の居住範囲は、災害区域内とする。
- ③ 助産の方法は、指定病院及び助産所に収容の上、医師又は助産師により行う。

2 搬送及び後方支援体制

（1）搬送体制

傷病者等の搬送は、次のように行う。

- ① 被災地から救護所まで
 - ・ 原則として消防本部が警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。
 - ・ 搬送手段は、原則として担架及び救急車両とする。
- ② 救護所から市内救急医療施設まで
 - ・ 福祉部、健康増進部及び消防本部が防災関係機関の協力を得て行う。
 - ・ 搬送手段は、原則として救急車両を利用する。
- ③ 救護所から後方医療施設まで
 - ・ 福祉部、健康増進部及び消防本部が防災関係機関の協力を得て行う。
 - ・ 搬送手段は、原則として救急車両とし、必要に応じてヘリコプター等を利用する。

（2）後方支援活動

- ① 患者受入先病院の確保
 - ・ 医療救護所では対応できない重傷者については、被災を免れた市内救急医療施設に搬送し治療を行う。
 - ・ 市内の医療施設で対応できない場合は、「県救急医療情報コントロールセンター」を活用して後方医療施設に搬送し、入院・治療を行う。
 - ・ 救護班は、病院が被災した場合は、入院患者や被災による重傷者を転院させる市内外の医療施設へ当該病院の要請に基づき医療手段を確保する。
- ② 搬送体制の確保

後方医療施設に搬送する場合は、後方医療施設の状況、搬送経路の安全状況等を考慮した上で次の手段により行う。

 - ・ 病院が自己所有する搬送車
 - ・ 消防機関の救急自動車
 - ・ 防災機関等のヘリコプター

(3) 人工透析の供給

福祉部、健康増進部は、慢性的患者のほか、地震のクラッシュ・シンドロームによる急性な患者にも人工透析が必要となるため、被災地域内における人工透析患者の状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等に情報を提供する。

3 医薬品・資機材の確保

(1) 市救護班及び医師会医療班の対応

医療救護及び助産救護に必要な医療資機材等の使用、調達確保については原則として次のとおり行う。

- ① 救護班は、市が現在保有する医療資機材等及び医薬品を携行する。
- ② 本部長の要請により出動した医師会医療班が使用する医療資機材等及び医薬品については、携行する医薬品等をもって対応するが、不足する場合は、県等に供給を要請する。

(2) 救護班が常備する医薬品等

救護班が常備する主な必要医薬品は、次のとおりである。

医薬品等

種 類	内 容
医 薬 品 及 び 資 機 材	整腸剤・鎮痛剤 目薬 軟膏薬・湿布薬 消毒用エタノール 創面消毒薬（オキシドール） 脱脂綿（カット面） 滅菌ガーゼ・包帯（伸縮性） 紙テープ（サージカルテープ） 救急絆創膏・止血帯 三角巾・体温計 はさみ・ピンセット 安全ピン（三角巾止め用）

(3) 不足のときの調達方法

健康増進部は、医師会医療班が医療及び助産救護のために使用する医療器具及び医薬品等が不足しているときは、県医薬品等指定備蓄者から供給を要請する。輸血用血液製剤については、県赤十字血液センターから供給を受ける。

- ① 医師会等から医薬品等不足による調達の要請
- ② 健康増進部は県保健福祉部に要請
- ③ 県保健福祉部から医薬品等指定備蓄者に対し供給要請
- ④ 医薬品等指定備蓄者は医師会に対して供給

第4 危険物等災害防止対策計画

地震による危険物等災害を最小限にとどめるため、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図り、関係機関が相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

■ 対策

- 1 石油類等危険物施設の安全確保 (各事業者、防災関係機関)
- 2 高圧ガス取扱施設の安全確保 (各事業者、防災関係機関)
- 3 毒劇物取扱施設の安全確保 (各事業者、防災関係機関)
- 4 危険物等輸送車両の安全確保 (各事業者、防災関係機関)

■ 内容

1 石油類等危険物施設の安全確保

石油類等、危険物施設の各事業所及び防災関係機関の応急対策は、以下のとおりである。

(1) 事業所の対応

- ① 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者は、当該危険物施設の実態に応じて応急措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの消防署に通報する。
- ② 危険物の流出あるいは爆発の危険性がある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火の防止を行う。
- ③ 混合・触発等発火の防止装置と、初期消火活動要領、並びにタンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ④ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

(2) 消防本部の対応

- ① 必要に応じて保安措置等について指導を実施する。
- ② 災害状況の把握、状況に応じた従業員・周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動を行う。

2 高圧ガス取扱施設の安全確保

高圧ガス取扱施設の各事業所及び防災関係機関の応急対策は、以下のとおりである。

(1) 事業所の対応

- ① 高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所の管理者は、当該危険物施設の実態に応じて応急措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの消防署等に届け出る。
- ② 直ちに製造作業を中止し、同じ設備内のガスを安全な場所へ充填し、又は放出し、当該作業の作業員以外を退避させる。
- ③ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときには、直ちに充填容器を、安全な場所へ移す。
- ④ 充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充填容器とともに、他に被害を及ぼす恐れのない水中に沈め若しくは地中に埋める。
- ⑤ 上記の措置を講ずることが出来ない時は、直ちに従業者及び必要に応じて周辺の地域住民を退避するよう警告する。

(2) 消防本部の対応

- ① 必要に応じて保安措置等について指導を実施する。
- ② 災害状況の把握、状況に応じた従業者・周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動を行う。

3 毒劇物取扱施設の安全確保

毒劇物取扱施設の各事業所及び防災関係機関の応急対策は、以下のとおりである。

(1) 事業所の対応

- ① 毒劇物取扱施設の事業所の管理者は、当該危険物施設の実態に応じて応急措置を講ずるとともに、速やかに最寄りの消防署等に届け出る。
- ② 危険物の流出の危険性がある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と流出の防止を行う。
- ③ 貯蔵容器等が危険な状態になったときには、安全を確認の上、直ちに容器を、安全な場所へ移す。また、中和剤、希釈剤等を用意し、毒劇物等の中和、希釈措置を講じる。
- ④ 上記の措置を講ずることが出来ない時は、従業者及び必要に応じて周辺の地域住民を退避するよう警告する。

(2) 消防本部の対応

- ① 火災に際しては、施設の管理者及び防火管理者と密に連絡をとりながら、施設の延焼阻止、汚染区域の拡大防止をする。

(3) 取手警察署の対応

- ① 中毒の防止方法の広報活動を実施する。
- ② 施設管理者に対する漏出防止及び除毒措置等の指示と援助を行う。

(4) 保健所の対応

- ① 取扱施設の責任者に対して、危害防止のため応急措置を講じるよう指示し、その毒劇物の危害の及ぶ危険区域を指定して、警察・消防が行う交通遮断、緊急避難等の措置に協力する。
- ② 危険区域は、危害の恐れが消滅するまで、関係者以外立入禁止にして、被害の拡大防止を図り、毒劇物取扱者に対し除毒策を講ずるよう命ずる。

(5) 避難指示文

避難指示文は、次の事項に留意して作成したものを使用する。

- ① 発災場所
- ② 避難区域
- ③ 避難場所
- ④ 避難に際しての注意事項
 - ・ 使用火気の閉栓を確認すること。
 - ・ 窓、出入口の戸締りを確認すること。
 - ・ 非常用持出品は、最小限度にすること。
 - ・ 避難は、警察官、消防職員、市職員の指示に従い迅速に行うこと。

【避難指示文の標準文例】

こちらは、取手市広報車です。本日、〇〇時〇〇分頃、〇〇町〇〇番地にある〇〇〇〇で有毒ガス漏洩事故が発生しました。

この有毒ガスを多量に吸うと危険ですので、〇〇町〇〇丁目の住民の皆様は、直ちに〇〇町にある〇〇公園（小学校）へ避難して下さい。

避難にあたっては、ガス等の元栓を閉め、窓・出入口の戸締りを行い、避難袋以外の荷物を持たないで、歩いて〇〇町にある〇〇公園（小学校）へ、警察官、消防職員、市職員の指示に従い、迅速に避難して下さい。

4 危険物等輸送車両の安全確保

危険物等輸送車両の応急対策の各事業所及び防災関係機関の対応は、以下のとおりである。

(1) 事業者の対応

①	トラック輸送事業所
	・輸送中に事故が発生した場合には、各事業所においてあらかじめ定められた応急措置要領等により、必要措置を講じるとともに、消防署及び警察署に通報する。
②	JR貨物事業所
	・危険物積載タンク車等の火災、漏洩等の事故が発生した場合には、事項の拡大、併発を防止するため、JR貨物における応急措置要領に基づき消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防署及び警察署に通報する。

(2) 消防本部の対応

①	災害の状況に応じて、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動を行う。
---	--

(3) その他の関係機関の措置

関係機関名	措 置
市	① 避難区域内住民に対する避難指示 ② 住民の避難誘導 ③ 避難所の設置 ④ 避難住民の保護 ⑤ 災害情報の広報 ⑥ 関係機関との連絡
警察	① 発生事故通報の関係機関への連絡 ② 市町村長が避難の指示をすることができないと認められるとき、又は市町村長からの要請があったときの避難指示 ③ 避難路の確保 ④ 避難誘導 ⑤ 避難区域内への車両の交通規制、警備 ⑥ 災害情報の広報 ⑦ 救出救護活動 ⑧ 輸送中の車両については、周囲の状況により予め安全な場所へ移動させる
県	① 関係機関への指示及び連絡調整 ② 市町村への指導・助言
関係保安団体	① 災害現場における専門的・技術的災害排除活動への協力 ② 消防・警察・担当課への情報提供

第6節 被災者生活支援

第1 生活救援物資の供給計画

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、市民の基本的な生活のためその確保が必要となる。そのため、災害が発生したときは、市は、食糧、飲料水、生活必需品等の生活救援物資について市民の適切なニーズの把握に努め、迅速な供給活動を行う。

■ 対策

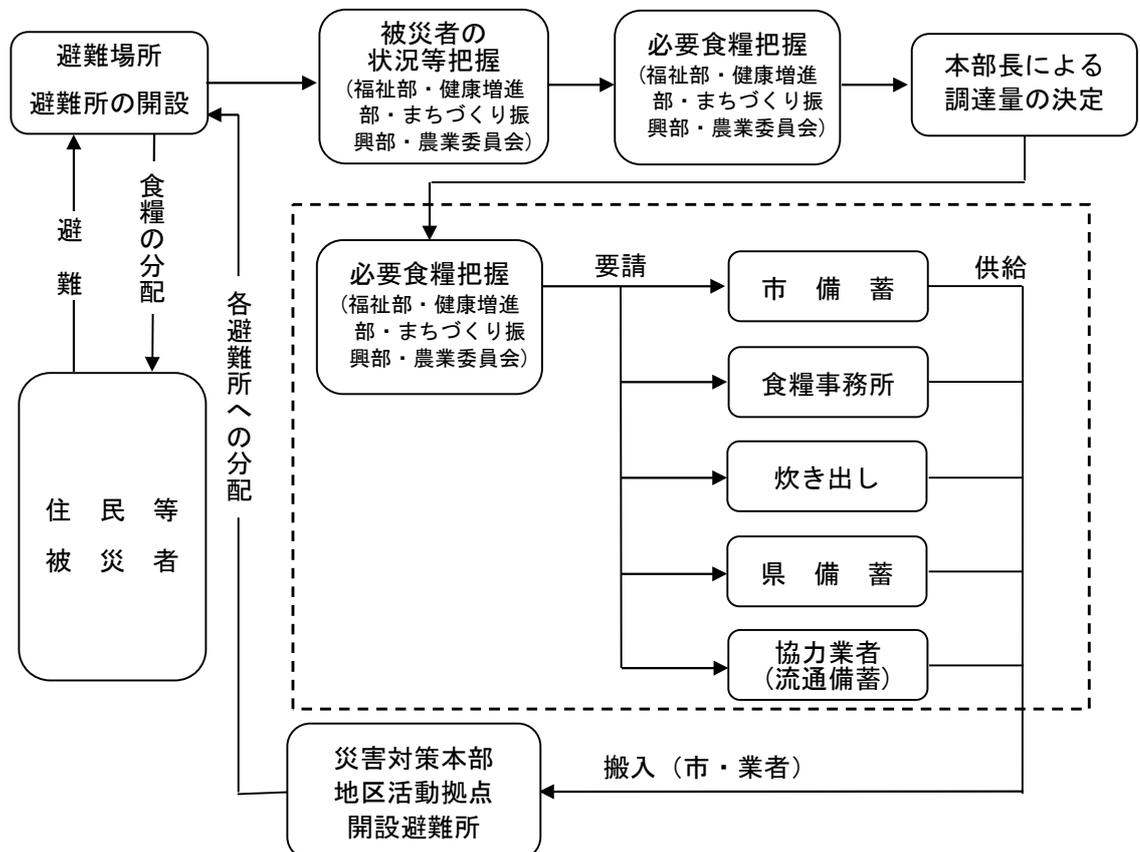
- 1 食糧の供給 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、農業委員会、教育委員会、各事業者)
- 2 生活必需品の供給・給(貸)与 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、農業委員会、教育委員会、各事業者)
- 3 応急給水の実施 (まちづくり振興部、各事業者)

■ 内容

1 食糧の供給

災害により、食糧の配給、流通等が寸断された場合、また自宅で炊飯が出来ない状態にあるときは、被災者に対して緊急的な炊き出しを行う。

食糧供給の流れ



(1) 食糧供給実施の決定

- ① 災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長は、次の条件を考慮して実施を決定する。
 - ・避難所に收容され、又は食糧の調達のための手段を失い、近隣の援助だけでは対応できない市民が一定程度の人数規模で発生し、相当程度の期間、その状態が継続する恐れがあるとき。
- ② 応急食糧の実施の対象者は、次のとおりとする。
 - ・避難所に收容された者
 - ・住宅が被害を受け、全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、半壊又は床上浸水等であって炊事のできない者
 - ・旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者
- ③ 応急食糧給与の内容
 - ・給与する応急食糧の内容は、市が備蓄する保存食及び調達による米穀、パン、弁当等の主食とする。
 - ・必要に応じて梅干し、佃煮等の副食物も調達する。

(2) 需要の把握

応急食糧の必要数の把握は、福祉部・健康増進部・まちづくり振興部・農業委員会が収集した被災者情報から総括して行う。

- ① 必要数調達の流れ
 - ・各班の情報を整理して各部長は本部長に必要数を報告する。
 - ・本部長は必要数を決定し、福祉部長、健康増進部長及びまちづくり振興部長に調達を指示する。
 - ・福祉部長、健康増進部長及びまちづくり振興部長は、本部長の指示を受け、被災者に調達する。
- ② 必要数の把握の分担
 - ・避難所の被災者数については、福祉部、健康増進部及び教育委員会がそれぞれの所管の避難所において集計の上、本部に報告する。
 - ・住宅に残留している住民の数については、福祉部、健康増進部が消防本部その他の関係部班等及び自主防災組織や自治会・町内会、ボランティアの協力を得て確認し本部に報告する。

(3) 食糧の給与

- ① 給与する食糧については、災害発生直後は、アルファ米等市の備蓄品を優先に給与する。
- ② 市備蓄食糧に限りあるときは、弁当、パン類などの流通食の調達や、炊き出し等により行う。

- ③ 乳幼児に対しては、粉ミルクや乳幼児用液体ミルクを給与する。
- ④ 給与する食糧については、アレルギーにも対応できるよう配慮する。

(4) 炊き出しの実施

- ① 教育部長は、まちづくり振興部長及び社会福祉協議会とともに、必要に応じ自主防災組織、自治会・町内会及び給食ボランティア団体等の協力を求め、学校、公民館等の給食施設を利用して炊き出しを行う。
- ② まちづくり振興部長は、市有車を使用して炊き出し給食を避難所等に運ぶ。また、状況により、タクシー会社等民間車両の協力を要請する。
- ③ 炊き出しの対象者
 - ・被災者で炊き出し給食の必要のある者
 - ・災害地の救助作業、急迫した災害の防止及び復旧作業に従事する者

(5) 炊き出し等における留意事項

- ① 現場責任者の役割
 - ・教育部長とまちづくり振興部長は、現場責任者を指名し、現場で混乱の起らないようにするとともに、責任者は次の事項を記録する。
 - (ア) 炊き出し受給者数
 - (イ) 食糧品・現品給与の内容
 - (ウ) 炊き出し、その他による食品給与物品受払の内容
 - (エ) 炊き出し用品借用の内容
 - (オ) 炊き出し、その他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- ② 災害協定企業等からの購入

災害が長期化する等、炊き出しが困難な場合であって、スーパーマーケット等、災害協定企業に注文することが実情に即すると認められる場合は、当該企業等から購入し、配給する。

食糧・飲料水等の供給に関する災害協定を締結しているスーパーマーケット等は、次のとおりである。

 - ・(株) 若しば取手給食センター (平成 18 年 7 月 24 日締結)
 - ・カスミストア (平成 24 年 2 月 20 日締結)
 - ・マスダ (平成 24 年 2 月 20 日締結)
 - ・(株) セブン・イレブン・ジャパン (平成 28 年 6 月 6 日締結)
 - ・西友 (平成 29 年 2 月 15 日締結)
 - ・ミスターマックス (平成 29 年 9 月 7 日締結)
- ③ 炊き出しの食品衛生管理について、次の点に留意する。
 - ・炊き出し施設の飲料水の確保
 - ・器具、容器の確保 ・消毒設備の保安 ・衛生害虫の駆除
 - ・原料の新鮮化及び保管 ・食材等の保存、消費期限

(6) 食糧の調達

- ① 炊き出しを行うための主要食糧が必要な場合は、必要量を把握し、米穀販売業者から購入する。
- ② 本部長は、購入量が米穀販売業者の手持ち量を超える場合は、知事に調達を要請する。県は、市から支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している食糧を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食糧を調達し供給を行う。
- ③ 災害救助に必要な物資協定者への要請
協定に基づき、茨城みなみ農業協同組合から調達する。
- ④ 災害救助法の適用
本部長は、災害救助法が適用され応急食糧が必要と認める場合は、農産局長に対し「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、災害救助用米穀等の緊急引渡を要請し、応急食糧を確保する。

(7) 食糧の搬送

まちづくり振興部長・農業委員会は、市において調達した食糧及び県から供給を受けた食糧を指定の集積地に集め、市内運送業者の協力を得て、車両により避難所等へ搬送する。また、民間販売業者から食糧の調達を行った際は、その事業者が集積地まで車両により搬送する。

(8) 食糧集積地の指定及び管理

本部長は、決定した食糧の集積地を予め設置し、これを活用して調達した食糧の集配を、効率的に行うよう努める。また、食糧の集積地では、集積地ごとにまちづくり振興部の職員やその他防災関係機関の職員のうちから、管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の徹底を期する。

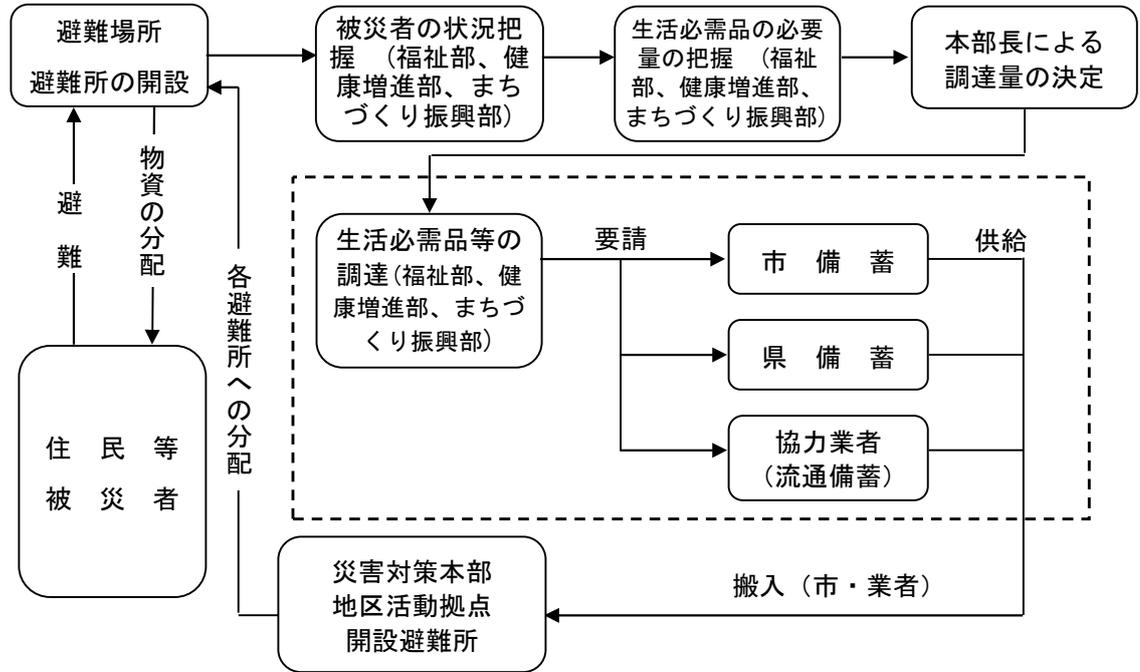
【食糧の集積地】

- ① 市役所
- ② 藤代庁舎
- ③ その他災害に応じて適切と思われる場所

2 生活必需品の供給・給（貸）与

災害のために住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難な者に対し、被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給（貸）与する。

生活必需品供給の流れ



(1) 生活必需品の供給・給与の実施の決定

① 実施者

- ・本部長は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、必要と認められたとき、生活必需品供給の実施を決定する。
- ・市自らの能力では不可能な場合は、応援協定に基づき県内各市町村、県、国その他関係機関への応援要請、さらに災害時支援協定企業等への要請を行い、生活必需品の供給を実施する。

② 対象者

- ・避難所に収容された者
- ・住宅が被害を受け、全焼、全壊、流失、半焼、大規模半壊、半壊又は床上浸水等により生活が困難な者
- ・給付にあたっては、要配慮者及び男女のニーズ等に考慮する。

③ 給付内容

生活必需品の給与又は貸与は、災害の実情に応じ、日常生活を営むために支障をきたさない最小限必要な品目について、現物をもって行う。

【給与及び貸与品目】

- ・寝具:毛布、布団等
- ・日用雑貨:石鹸、タオル、歯ブラシ、紙おむつ、生理用品、乳首、消毒剤、化粧品、ベビーバス等
- ・衣料品:作業着、下着(男女別)、靴下、運動靴等
- ・炊事用具:炊飯器、鍋、やかん、ガスコンロ等
- ・食器類:スプーン、皿、紙コップ、哺乳瓶等
- ・光熱材料:ライター、懐中電灯等
- ・その他:ビニールシート等

(2) 需要の把握

生活必需品の必要数の把握は、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部が収集した被災者情報から総括して行う。

【必要数調達の流れ】

- ① 福祉部長、健康増進部長、まちづくり振興部長及び教育部長は、総括して生活必需品の必要状況を把握する。
- ② 各部長は、各班の情報を整理して本部長に生活必需品の必要数を報告する。
- ③ 本部長は、必要数を決定し、福祉部長、健康増進部長、まちづくり振興部長及び教育部長に調達を指示する。
- ④ 福祉部長、健康増進部長、まちづくり振興部長及び教育部長は、避難所班、救援物資班等に調達を指示する。

【必要数の把握の分担】

- ・避難所施設を所管する担当責任者は、それぞれの所管の避難所において、生活必需品調達したものを集計の上、本部に報告する。

(3) 生活必需品の確保

- ① 生活必需品の確保は、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部が行う。
- ② 生活必需品の供給を行うため必要な場合は、市内・外の販売業者から調達する。
- ③ 本部長は、市自らでは供給不可能な場合は、知事に調達を要請する。
- ④ 県は、市町村からの支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している備蓄物資(毛布、飲料水等)を放出することはもとより、さらに、不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している小売業等関係業界から生活必需品を調達し供給を行う。

(4) 生活必需品の搬送

まちづくり振興部長は、市において調達した生活必需品及び県から供給を受けた生活必需品を指定の集積地に集め、(取手市役所内勤労青少年センター等)市内運送業者の協力を

得て、避難所等へ搬送する。また、民間販売業者から生活必需品の調達を行った際は、その事業者が集積地まで搬送する。

(5) 生活必需品集積地の指定及び管理

まちづくり振興部長は、災害後速やかに勤労青少年センター（市役所裏体育館）等、生活必需品の集積地を設置し、避難所等へ生活必需品を効率的に集配する。

また、生活必需品の集積地では、集積地ごとにまちづくり振興部を中心とした職員やその他防災関係機関の職員を管理責任者及び警備員等として配置し、ボランティアの協力を得ながら、生活必需品の管理に万全を期する。

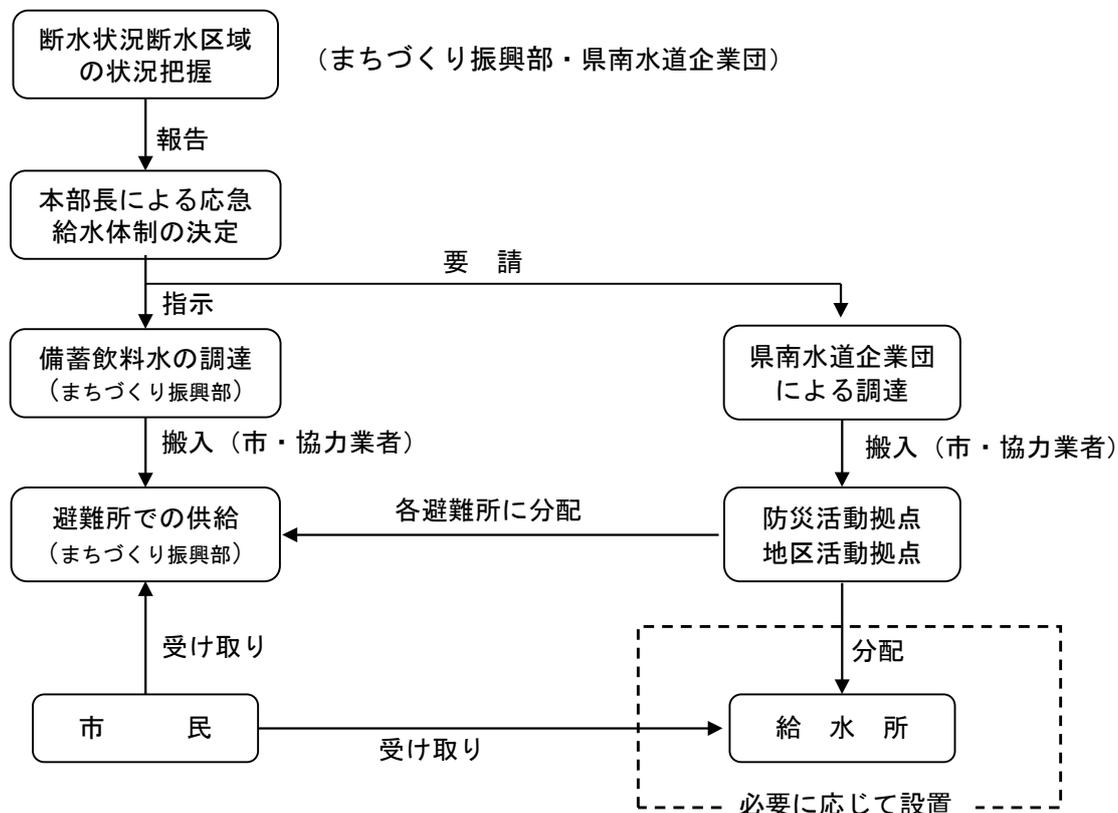
【生活必需品の集積場所】

- ① 市役所（勤労青少年センター（市役所裏体育館））
- ② 藤代庁舎
- ③ その他災害に応じて適切と思われる場所

3 応急給水の実施

応急給水は、水を得ることができない者を対象に、最小限必要な量の飲料水を供給する。

応急給水の流れ



(1) 実施体制

応急給水対策は、まちづくり振興部が県南水道企業団の協力を得て実施する。

(2) 備蓄飲料水の供給

備蓄されている飲料用水は、災害状況に応じて供給していく。

<p>① 備蓄飲料水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペットボトル等 <p>② 飲料水兼用耐震性貯水槽からの供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所本庁舎敷地、とがしら公園内、旧小文間小学校、北浦川緑地内 <p>③ 県南水道企業団の保有水の供給（戸頭、藤代配水場内タンクの残留水）</p> <p>④ 市内事業者の保有水の供給</p>

給水資機材一覧

資 機 材	数 量	場 所
給 水 車	3 台	県南水道企業団
給 水 用 ポ リ 容 器	18 リットル用 45 個	戸 頭 配 水 場
仮 設 給 水 装 置 用 エ ン ジ ン ポ ンプ	1 台	戸 頭 配 水 場
仮 設 給 水 装 置 用 ホ ー ス	1 式（3 本）	戸 頭 配 水 場
仮 設 給 水 装 置 用 給 水（蛇口）ス タ ン ド	1 式	戸 頭 配 水 場
ろ 過 装 置	2 t/時 1 台	市 役 所
	2 t/時 1 台	櫛 木 署
	4 t/時 1 台	取 手 署
	6 リットル/分 1 台	取 手 署
災害時給水用移動式給水タンク	1 台（タンク容量：1 t）	市役所本庁舎敷地内
給 水 用 ポ リ 袋	10 リットル用 2300 枚	戸 頭 配 水 場

(3) 給水量

災害時の飲料用水等給水目標量は、以下のとおりとする。

<p>① 災害発生時から3日間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生命維持に最小限必要な水量（飲料水）⇒最低1日1人あたり3リットル <p>② 災害発生時から4日～10日間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 炊事、洗面、トイレ等、最低限度の生活水準を維持することに必要な水量（飲料水、生活用水）⇒1日1人あたり20リットル

(4) 優先給水

給水は、医療施設及び社会福祉施設等を優先的に行う。

救急医療施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目
東取手病院	302-0011	井野 268	74-3333	内科, 呼吸器科, 消化器科, 循環器科, 外科, 整形外科, 麻酔科, 心臓血管外科, ペインクリニック内科
医療法人社団 宗仁会病院	300-1546	岡 1493	85-8341	内科, 消化器科, 胃腸科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, 皮膚科, 泌尿器科, リハビリテーション科
JAとりで総合医療 センター	302-0022	本郷 2-1-1	74-5551	内科, 呼吸器外科, 消化器内科, 循環器内科, 小児科, 神経内科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, リハビリテーション科, 血液内科, 産婦人科, 眼科, 耳鼻咽喉科, 歯科, 口腔外科, 皮膚科, 泌尿器科, 腎臓内科, 呼吸器内科, 放射線科, 麻酔科, 救急科, 病理診療科, 臨床検査科
取手北相馬保健医療 センター医師会病院	302-0032	野々井 1926	78-6111	内科, 呼吸器科, 循環器科, 神経内科, 外科, 整形外科, 形成外科, リハビリテーション科, 放射線科

社会福祉施設・介護保険施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目
北相寿園	300-1546	岡 1476	85-8304	特別養護 老人ホーム
取手市ふれあいの郷	302-0039	ゆめみ野 3-23-1	78-2525	特別養護 老人ホーム
さらの杜	302-0038	下高井 2148-1	70-2711	特別養護 老人ホーム
水彩館	302-0001	小文間 5720-1	77-1317	特別養護 老人ホーム
藤代なごみの郷	300-1511	櫛木 1342-2	82-7530	特別養護 老人ホーム
取手市老人福祉センター さくら荘	300-1546	岡 1025	85-8733	老人福祉 センター(A型)
取手市立老人及び 心身障害者福祉センター あけぼの	302-0021	寺田 4723	74-5157	老人福祉 センター(A型)
緑寿荘	302-0032	野々井 1926-8	78-9100	老人保健施設
はあとぴあ	302-0011	井野 253	74-3335	老人保健施設
サンライフ宗仁会	300-1546	岡 1471	85-8743	老人保健施設

(5) 飲料水の搬送

災害により水道施設が寸断されたときは、寸断地区へ飲料水の搬送による供給を行う。

飲料水の調達、市と県南水道企業団が連携し行い、市が調達した車両にて地区防災拠点や開設避難所まで緊急搬送を行う。(県南水道企業団は、破損施設、管路の被害状況の把握及び応急復旧を主体に活動をする。)

【搬送手段】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 給水車により搬送する。② トラック等の荷台に給水タンク、ポリ容器を載せて搬送する。 |
|--|

(6) 運搬車両

飲料水の運搬は、市が保有する車両で行う。なお、車両が不足する場合は、まちづくり振興部が災害応援協定を結んでいる自治体又は市内の輸送業者から車両を借り上げる。

(7) 飲料水の供給場所

飲料水の供給場所は、地区活動拠点や開設避難所とする。

ただし、水道施設の寸断地域が広範囲に及ぶときは、その状況を把握した上で当該地域の避難場所または必要とする各地区で飲料水の供給を行う。

(8) 応急給水活動の実施

① 給水所の設定

給水は、原則として各家庭への個別給水ではなく、給水所を設定して、給水車等による浄水の供給による拠点給水方式で行う。

また、給水所の設定は、指定避難場所、避難所、公園等に状況に応じて設定する。

② 給水所の周知・広報

まちづくり振興部長は、政策推進部長に被災地域の住民への給水所の設置の旨の広報・周知を要請する。また、設定した地点には、「給水所」と表示する。

③ 給水

給水にあたって、住民は、ポリタンクやバケツ、水袋等を各家庭において用意し、持参する。

給水は、給水所となった施設の応急給水担当職員、消防団、自主防災組織等の協力を得て、県南水道企業団及びまちづくり振興部が行う。

また、極端に容器が不足している地域については、市が備蓄するポリタンクを貸与するが、可能な限り自主防災組織等に対する貸与の形をとって行う。

(9) 仮設給水栓等からの応急給水

衛生給水班は、地域の被害状況に応じて、県南水道企業団の協力を得て、被災を受けていない管路から仮配管を行い、公園、避難所等に仮設給水栓等を設置して給水する。

本部長は、仮設給水栓の設置場所の選定にあたっては、県南水道企業団、まちづくり振興部からの被害状況報告をもとに判断する。

第2 要配慮者の安全確保計画

市及び県は、災害時にあたり、要配慮者に対し速やかに優先的な避難、救助を行う。

避難誘導、安否確認、救護活動、搬送に際しては、防災関係機関に避難行動要支援者名簿による情報の提供を行う。また、避難所では、要配慮者に対して、保健福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等、あらゆる段階で実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

■ 対策

1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

(福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、社会福祉協議会)

2 避難所の要配慮者に対する対策 (福祉部、健康増進部)

3 在宅要配慮者に対する安全確保対策 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部)

4 外国人に対する安全確保対策 (総務部、政策推進部、福祉部、

健康増進部、まちづくり振興部、社会福祉協議会)

■ 内容

1 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

災害時の社会施設入所者の安全は、各施設管理者の責任において確保する。

(1) 救助及び避難誘導

- | |
|---|
| <p>① 施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導する。</p> <p>② 市は、施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、福祉部、健康増進部や避難所班を中心とした職員を派遣する。</p> |
|---|

(2) 搬送及び受入先の確保

- | |
|--|
| <p>① 施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。</p> <p>② 市は、施設管理者の要請に基づき、財政部により救護用自動車を確保するとともに、受入先を確保する。</p> |
|--|

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

- ① 施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し供給する。また、不足が生じた時は、市に対して応援を要請する。
- ② 市は、施設管理者の要請に基づき、まちづくり振興部により食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

- ① 施設管理者は介護職員を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び市に対して応援を要請する。
- ② 市は、施設管理者の要請に基づき、福祉部、健康増進部により、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請し、介護職員を確保する。

(5) 巡回相談の実施

福祉部、健康増進部は、社会福祉協議会によるボランティアの派遣、自主防災組織、自治会・町内会等の協力により巡回し、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、巡回による各種サービスの提供を行う。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先的に復旧に努める。

2 避難所における要配慮者に対する対策

避難所に避難した要配慮者に対する対応策は、「第3章 震災応急対策計画 第4節避難対策 第2避難生活計画 3 要配慮者の支援（200ページ）」による。

3 在宅における要配慮者に対する安全確保対策

平常時には、在宅での介護を必要とする高齢者及び障害者等が、自宅が被災し在宅での介護が困難となった場合、または、福祉施設等での通所サービスを受けていた高齢者及び障害者等が、当該施設が被災し通所サービスが困難となった場合であって、避難施設への受け入れが望ましいときは、福祉避難所等へ避難誘導し、安全確保を図る。

(1) 安否確認、救助活動

福祉部、健康増進部は、避難行動要支援者名簿、在宅サービス利用者名簿等を活用し、自主防災会、自治会、町内会等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救護活動を行う。

具体的には、避難行動要支援者支援プラン（個別計画を含む）に基づき、個別にその支援にあたる。

(2) 避難所へ搬送体制の確保

福祉部、健康増進部は、要配慮者の搬送手段として、自主防災組織、自治会・町内会をはじめ、近隣住民等の協力を得るとともに、救急自動車、市及び社会福祉施設所有の自動車により福祉避難所等への搬送を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

福祉部、健康増進部は、民生委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得て、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対する的確なニーズ把握及び状況調査を行う。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布

福祉部、健康増進部は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。

おかゆ スープ等あたたかい食物 スキムミルク等

(5) 保健・福祉巡回サービス

福祉部、健康増進部は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師等に地域ケアシステム（在宅ケアチーム）の編成を要請し、巡回により要配慮者に介護サービス、メンタルケア等を行う。

(6) 保健・福祉相談窓口の開設

福祉部、健康増進部は、災害発生後、直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

4 外国人に対する安全確保対策

外国人は、コミュニケーションが困難な場合が多く、災害時に円滑な避難行動できず被災する可能性が高いため、次の対策により、安全の確保を行う。

(1) 外国人の避難誘導

政策推進部、福祉部、健康増進部及び社会福祉協議会は、ボランティアの協力を得て、広報を実施し、外国人の安全な避難誘導を行う。

(2) 安否確認・救護活動

政策推進部、福祉部、健康増進部及び社会福祉協議会は、警察、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、外国人の安否の確認や救護活動を行う。

(3) 情報提供

政策推進部、福祉部、健康増進部及び社会福祉協議会は、外国人の安全生活を支援するため、ボランティア等の協力を得て、避難所及び在宅外国人への生活情報の提供を行う。

(4) 外国人相談窓口の開設

政策推進部、福祉部、健康増進部及び社会福祉協議会は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

- ・外国人相談窓口を設置（地区活動拠点等）する。
- ・ボランティア（語学）へ協力を要請する。

第3 被災者支援相談計画

災害時に被災者が受ける不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期に自立した生活ができるよう、きめ細かで適切な情報提供を行う。同時に、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

■ 対策

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 ニーズの把握 | (総務部、福祉部、健康増進部) |
| 2 相談窓口の設置 | (総務部、福祉部、健康増進部) |
| 3 生活情報 | (政策推進部) |

■ 内容

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

総務部は、福祉部、健康増進部及びまちづくり振興部と連携して、自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等の協力を得ながら、避難所で生活する被災者を支援するため、被災者のニーズを把握する。

【予測されるニーズの主な内容】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 家族、縁故者等の安否② 不足している生活物資の補給③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）④ 健康管理、メンタルケア（心理的・精神的ケア）⑤ 介護サービス⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出） |
|--|

(2) 要配慮者のニーズの把握

福祉部及び健康増進部は、要配慮者のケアに対するニーズについて、保健師、ホームヘルパー、ボランティア等の巡回訪問により、ニーズの集約と早期のサービス提供に努める。

また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、ボランティア等を通じてニーズの把握に努める。

【予測されるニーズの主な内容】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）② 病院通院介助③ 話相手④ 応急仮設住宅への入居募集⑤ 縁故者への連絡⑥ 母国との連絡 |
|--|

2 相談窓口の設置

総務部は、福祉部、健康増進部と連携して被災者のニーズを把握し、被災生活を支援するため、代表する総合窓口を市役所に設置する。様々な問い合わせに対しての適切な窓口を紹介しなければならないため、県、市、その他関係防災機関等の窓口業務内容をあらかじめ把握する。なお、被災者のニーズにより、以下のような相談内容が予想される。

【予想される相談の主な内容】

- ① 生命保険、損害保険（支払条件等）
- ② 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- ③ 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- ④ 心の悩み（恐怖、虚脱感、不服、ストレス、人間関係等）
- ⑤ 外国人（安否確認、母国との連絡、避難生活等）
- ⑥ 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- ⑦ 雇用、労働、（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- ⑧ 消費（物価、必需品の入手）
- ⑨ 教育（学校）
- ⑩ 福祉（身体障害者、高齢者、児童等）
- ⑪ 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- ⑫ 廃棄物（がれき、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- ⑬ 金融（融資、税の減免）
- ⑭ ライフライン（電気、ガス、上水道、下水道、電話、交通）
- ⑮ 手続き（り災証明、死亡認定等）

3 生活情報の提供

（1）テレビ・ラジオの活用

政策推進部は、テレビ及び県内のラジオ局の協力を得て、被災者に対する生活情報の提供を行う。

（2）ファクシミリの活用

政策推進部は、避難所に対する文書情報の同時提供を行うため、NTT等の協力を得て、ファックスを活用した生活情報の提供を行う。

（3）震災ニュースの発行

政策推進部は、ボランティアの協力を得て、様々な生活情報を集約した、震災ニュースを避難所及び関係機関等に配布する。

第4 応急教育計画

災害のため、平常どおりの学校教育を行うことが困難となった場合は、市教育委員会並びに県及び私立学校設置者は緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全と教育の機会を確保する。

■ 対策

1 児童・生徒の安全確保 (教育委員会)

2 応急教育 (教育委員会)

■ 内容

1 児童・生徒の安全確保

(1) 情報等の収集・伝達

① 災害情報の収集

- ・本部長は災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には学校長に対して災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。

② 災害情報の伝達

- ・学校長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、直ちに教職員に伝達し、ラジオ、テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- ・児童、生徒への伝達にあたっては、不安及び混乱を防止するよう配慮する。

③ 災害情報の報告

- ・学校長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又はその恐れがある場合は、直ちにその状況を市教育委員会及びその他関係機関に報告する。

(2) 在学時の児童・生徒等の避難等

① 避難の指示

- ・学校長は、災害の状況を把握し、屋外への避難の要否、避難所等への避難を迅速に指示する。

② 避難誘導

- ・学校長及び教職員は児童・生徒の安全を確保するため、学校防災マニュアルに基づき避難誘導を行う。

③ 下校時の危険防止

- ・学校長は、下校時における危険を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じて、通学区域ごとの集団下校、又は教員による引率等の措置を行う。

④ 校内保護

- ・学校長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。

⑤ 保健衛生

- ・ 学校長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を行う。

(3) 休校措置

① 授業開始後の措置

- ・ 災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は必要に応じ休校の措置をとる。

② 登校前の措置

- ・ 学校長は、児童・生徒の登校前に休校の措置をした場合は、直ちに小中学校緊急連絡システム、広報車等の手段により、保護者又は児童・生徒に連絡する。
- ・ 学校長は的確に災害の状況を把握し、屋外への避難の要否、避難所等を迅速に指示する。

2 応急教育

(1) 教育施設の確保

教育委員会及び県・私立学校設置者は、相互に協力して教育施設等を確保して、教育活動を早期に再開するため、次の措置を行う。

【措置の主な内容】

- ① 校舎の被害が少ないときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ② 校舎の被害は相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。
- ③ 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧ができる場合は臨時休校とし、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合は、公民館、体育館、その他公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用して授業を行う。
- ⑤ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(2) 教職員の確保

教育委員会及び県・私立学校設置者は、災害発生時に教職員を確保するため、次の措置を行う。

【措置の主な内容】

- ① 災害の規模、被害の程度に応じて教職員の参集体制を整える。
- ② 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員を確保する。

(3) 教科書・学用品等の給付

教育委員会は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたしている児童・生徒に対して、教科書・学用品等を給付する。

また、教育委員会が給付することが困難な場合は、県へ教科書・学用品等の給付、調達について応援を要請する。

① 給付の対象者

- ・災害により教科書及び学用品を滅失又はき損した児童・生徒

② 支給の方法

- ・教育委員会は、各学校長と緊密な連絡をとり、給付の対象となる児童・生徒を調査把握し、支給を必要とする教科書・学用品等を確保し、各学校長を通し給付する。

③ 給付品目

- ・教科書、ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、画用紙、運動靴、その他
- ・被災の状況により適宜実情に応じ、調達支給する。

(4) 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するため、災害応急対策を行う教育委員会及び学校は、事前に次の措置を行う。

【措置の主な内容】

- ① 学校を避難所として指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- ② 避難所に指定する学校では、避難所を担当する教職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織、自治会・町内会等と災害時の対応を協議する。
- ③ 学校は、避難所における教職員の役割を明確にする。

(5) 応急教育等の留意点

① 児童・生徒の救護

- ・施設内における児童・生徒の救護は、原則として当該学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭等が行う。随時、最寄りの学校の校医等が求めに応じて補充要員として加わる。

② 学校給食

- ・学校給食は、一時中止するものとし、可能な限り、被災者の炊き出しを行う。
- ・教育部長は、給食施設及び給食物資搬入業者の被災状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定し本部長へ報告する。

(6) 県立高校の授業料等の徴収猶予及び免除

県は、県立高校の授業料、入学金、入学者選抜手数料、受講料、聴講料等の授業料等の納入義務者が被災により授業料等の徴収猶予若しくは免除が必要であると認められるときは、関係条例及び規則の規定により授業料等の徴収猶予若しくは免除の措置をとる。

第5 ボランティア活動支援計画

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。このため、市は社会福祉協議会と連携し積極的にボランティアの協力を得る。

■ 対策

- 1 ボランティア等「受入窓口」の設置・運営 (福祉部、健康増進部、社会福祉協議会)
- 2 ボランティア等との連携・協力 (福祉部、健康増進部、社会福祉協議会)
- 3 医療ボランティア (福祉部、健康増進部、医師会)
- 4 県内社会福祉協議会との連携、協力 (福祉部、健康増進部、社会福祉協議会)

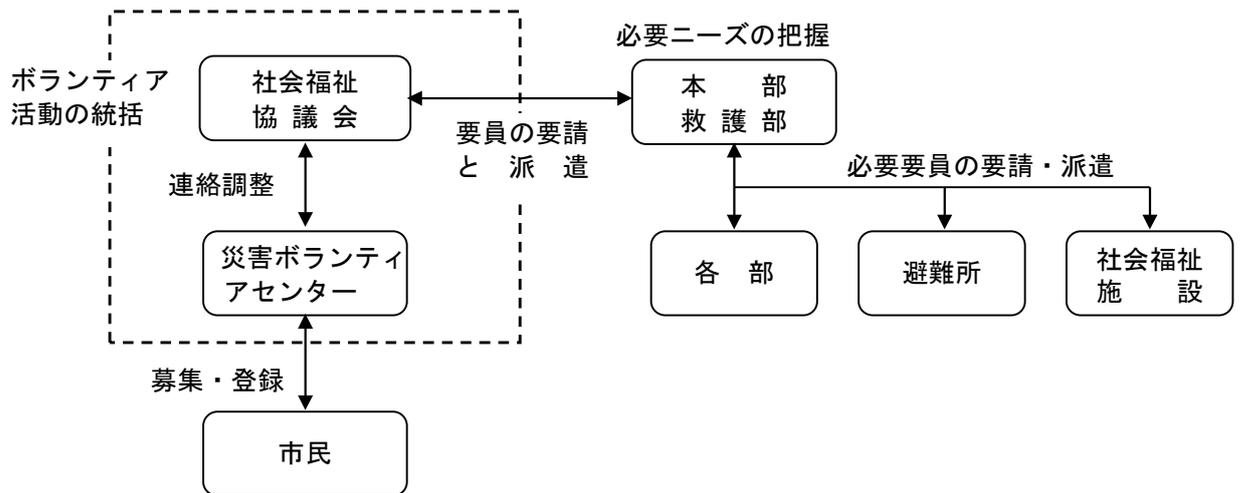
■ 内容

1 ボランティア等「受入窓口」の設置・運営

(1) ボランティア等受入体制の確保

社会福祉協議会は、福祉部、健康増進部とともに災害発生後、災害ボランティアセンターを設置するとともに、一般ボランティア、NPO及びNGO等の受入体制の確保、ボランティア活動等の統括を行う。

ボランティア等の受入・要請・派遣の体系



(2) 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターにおける活動内容は、次のとおりとする。
本部長には社会福祉協議会事務局長、コーディネーターには社会福祉協議会職員を充てる。

主な運営方法は、次のとおりである。

- ① 被災者ニーズの把握、関係機関からの情報収集
- ② ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ③ ボランティア、NPO及びNGOの受付
- ④ ボランティア連絡協議会の開催
- ⑤ 市との連絡調整
- ⑥ ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- ⑦ ボランティア支援本部（県社会福祉協議会）へのボランティアの派遣要請
- ⑧ その他被災者の生活支援に必要な活動の実施

2 ボランティア等との連携・協力

（1）災害ボランティアセンターとの連携

福祉部、健康増進部及び社会福祉協議会は、災害発生直後、ボランティア等「受入窓口」を速やかに開設するとともに、担当職員を配置し、災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動及び広報活動を行う。

（2）ボランティア等に協力依頼する活動内容

ボランティア等に協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- ① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- ② 避難所生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- ③ 在宅者の支援（高齢者の安否確認・介護、食糧・飲料水の提供等）
- ④ その他、被災者の生活支援に必要な活動

（3）活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要に応じてボランティア活動拠点を提供する。

【ボランティア活動拠点】

- ① 地区活動拠点
- ② その他、開設された避難所
- ③ その他、被災状況、希望活動内容により適宜決める。

（4）ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、社会福祉協議会に登録されたボランティアには、ボランティア保険の広報及び保険加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努める。

3 医療救護関連

災害発生後、直ちに福祉部、健康増進部及び取手市医師会を中心とした関係機関は医療救護体制を確保する。

また、その旨を災害対策本部に報告するとともに、災害対策本部に集まってきた医療ボランティアの情報を収集する。医療ボランティアの活動の主な内容は、次のとおりとする。

- ① 医師・看護師
 - ・被災地の医療機関において医療活動を行う。
 - ・後方医療施設において医療活動を行う。
- ② 薬剤師
 - ・医療救護班に加わり医療救護所で調剤業務を行う。
 - ・医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
 - ・避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。
 - ・被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。
- ③ 保健師
 - ・避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。
- ④ 歯科技師・歯科衛生士
 - ・避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を支援する。

4 県内社会福祉協議会との連携、協力

(1) 趣旨

県内の市町村社会福祉協議会が協力し、連携を図りながら、社会福祉協議会の専門性を活かした支援活動を行う。

(2) 連絡窓口

社会福祉協議会は、あらかじめ災害時の支援に関する担当窓口を定め、必要事項を県社会福祉協議会に報告する。

(3) 職員の派遣

県社会福祉協議会は、社会福祉協議会からの要請、または必要があると認めるときは、社会福祉協議会に職員を派遣する。

【主な支援の要請】

- ① 被害状況及び被害が予想される状況
- ② 支援の内容、場所及び支援場所への経路
- ③ 支援の期間
- ④ 社会福祉協議会職員の派遣及びボランティア活動の支援に必要な人員

- ⑤ 支援活動に必要な物品、資材及び機材の品名、数量等
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか必要な事項

【主な支援の内容】

- ① 県社会福祉協議会及び被災を受けなかった社会福祉協議会は、職員を派遣し、業務に従事させる
- ② 被災を受けなかった社会福祉協議会は、県社会福祉協議会に登録している防災ボランティア等に情報提供を行うと共に、被災地におけるボランティア活動を支援する。
- ③ 支援活動に必要な物品、資材及び器材の提供並びに斡旋を行う。
- ④ 社会福祉協議会の業務支援、関係機関等と連絡調整を行う。
- ⑤ その他、社会福祉協議会に必要な支援を行う。

第6 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。

また、市は災害時に備え「飼い主のためのペット同行避難マニュアル」の周知に努める。

■ 対策

- 1 愛玩動物避難対策（飼い主の役割） （まちづくり振興部）
- 2 避難所における動物の適正飼養対策 （まちづくり振興部、福祉部、健康増進部、教育委員会）

■ 内容

1 愛玩動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに戻すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札や迷子札（マイクロチップ）などで所有者明示（個別識別）を実施するよう努める。

2 避難所における動物の適正飼養対策

市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。また、被災市民に対し、保護動物に係る情報提供を行う。

市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。

動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。

第7節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の適用計画

市内に発生した災害の被害状況が一定基準以上あり、かつ応急的な救助を必要とする場合、市は、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用を図り、被災者の保護と社会の秩序の保全にあたる。

■ 対策

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1 被害状況の把握 | （総務部、福祉部、健康増進部） |
| 2 救助法の適用基準 | （総務部、福祉部、健康増進部） |
| 3 救助法の適用手続き | （総務部、福祉部、健康増進部） |
| 4 救助法による救助 | （総務部、福祉部、健康増進部） |

■ 内容

1 被害状況の把握及び認定

市は、市内における被害の状況及び認定の基準に従い、救助法の適用を行う。

（1）被災世帯の算定

被災世帯の算定は、以下のとおり行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯：1世帯② 住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯：1/2世帯③ 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯：1/3世帯 |
|---|

（1）住家の滅失等の算定

① 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの。又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

② 住家の大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。損壊部分はその住家の延べ床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表わし、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする

③ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの。

又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。

④ 住家の床上浸水

①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

住家及び世帯の単位は、次のとおりである。

① 住家

- ・現に居住のために使用している建物（ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているものは、それぞれ住家として取り扱う）

② 世帯

- ・生計を一にしている実際の生活単位

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条第1項第1号～第4号の規定によるが、本市における適用基準は、以下のとおりである。

救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家が滅失(り災)した世帯の数	100 以上	第1項 第1号
県内の住家が滅失(り災)した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯の数	2,000 以上 ----- 50 以上	第1項第2号
県内の住家が滅失(り災)した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失(り災)した世帯の数	9,000 以上 ----- 多数	第1項 第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき	知事と厚生労働大臣と協議	第1項 第4号

* 第1項第4号が適用されるのは、直接多数の者が生命、身体に被害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助活動を必要とする場合である。

【第1項第4号の適用が想定される事例】

- ① 交通事故により多数の死傷者が出た場合
- ② 有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- ③ 群衆の雑踏により多数の死傷者が出た場合
- ④ 被災者が現に救助を要する状態にある場合

3 救助法の適用手続

本部長は、市域内の被災状況が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告し、救助法適用を所定の要請書により知事に要請する。

【必要事項】

- ① 災害発生の日時及び原因
- ② 被害地域
- ③ 被害の状況
 - ・ 人的被害の状況
 - ・ 住家被害の状況
 - ・ その他
- ④ 救助法の適用を申請する理由

4 救助法による救助

救助法の適用後の救助業務は、国の責任において実施されるものであるが、実施にあたっては、県の法定受託事務となっている。

この法律による救助は、災害の発生と同時に迅速に行う必要があることから、県では救助に関する職権の一部を市町村長に委任している。

なお、市長は委任された救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

【市長が県から委任される内容】

- ① 収容施設（応急仮設住宅は除く）の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にあった者の救出
- ⑥ 災害にあった住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与

- ⑧ 遺体の埋葬
- ⑨ 遺体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって居住又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 災害対策基金の管理

県は、被災した地域の復興事業で、国庫補助や既存の税財政・金融措置だけでは対応できない分野を保管するため、災害対策基金を積み立てておく。

6 郵政事業に係る特別取扱い

日本郵政株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等、被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

第8節 応急復旧・事後処理

第1 建築物・土木施設の応急復旧計画

地震の発生により破損し、耐震性が低下した建築物が、余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの応急危険度判定を行い、被災建築物による二次災害を防止していく。

一方、地震発生時の避難、救護及びその他の応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれの応急体制を整備して、相互に連携を図りつつ、救助法に基づき迅速な対応を図る。

■ 対策

- 1 応急危険度判定 (総務部、財政部、都市整備部、)
- 2 住宅の応急修理 (都市整備部)
- 3 応急仮設住宅の建設・管理 (建設部)
- 4 道路の応急復旧 (建設部、都市整備部、防災関係機関)
- 5 その他土木施設の応急復旧 (建設部、防災関係機関)

■ 内容

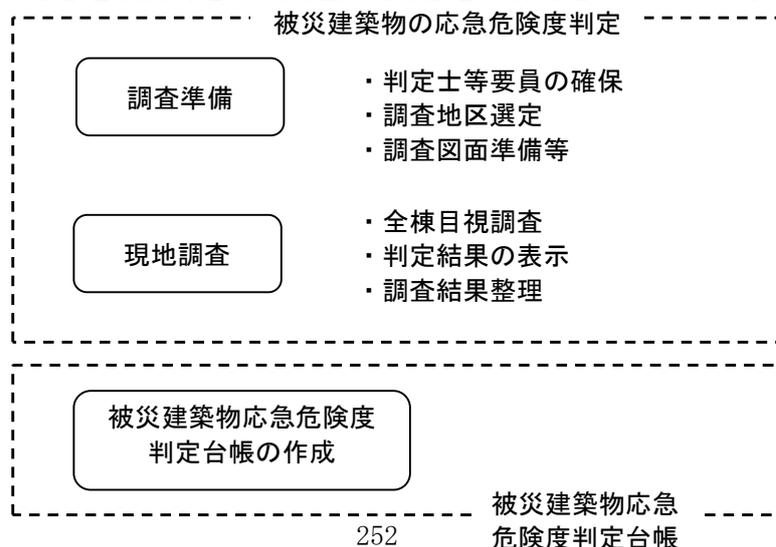
1 応急危険度判定

本部長（都市整備部）は、県や民間の建築士等の協力を得て、地震により災害を受けた建築物や宅地が、引き続き安全に居住や使用ができるか否か、及び余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かについて判定する。

(1) 被災建築物の応急危険度判定

本部長は、地震を原因とする災害対策本部を設置した場合には、併せて被災建築物応急危険度判定調査実施本部を設置し、被災建築物による二次被害を防止する。

被災建築物の応急危険度判定と被災建築物応急危険度判定台帳作成の流れ



(ア) 被災建築物応急危険度判定士の派遣要請

本部長は、余震等による二次災害を防止するため、必要に応じて応急危険度判定士の派遣を県に要請する。また、災害時支援企業団体登録名簿に登載されている応急危険度判定士へ協力要請をするとともに、判定ボランティア、建築団体等に派遣要請を行う。

(イ) 被災建築物の応急危険度判定活動

① 判定の基本的事項

- ・判定対象物は、市が定める調査区域の建築物とする。
- ・判定実施時期及び作業日数は2週間程度で、1人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- ・判定結果の責任は、市が負う。

② 判定の関係機関

- ・市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

【判定作業概要】

① 判定作業は、市の指示に従い実施する。

② 応急危険度の判定は「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」((財) 日本建築協会発行) の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別に行う。

③ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」に区分し、表示を行う。

④ 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。

⑤ 判定は、原則として目視により行う。

⑥ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には内部の調査を省略する。

(2) 被災宅地の応急危険度判定

判定の基本的事項

- ・本部長は、被災を受けた場合、宅地の危険度判定を行う。
- ・本部長は必要に応じて被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。
- ・判定結果の責任は、市長が負う。
- ・市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

【判定作業概要】

① 判定作業は、本部長の指示に従い実施する。

② 応急危険度の判定は「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。

③ 判定の結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」に区分し、表示を行う。

④ 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。

2 住宅の応急修理

(1) 民間住宅の応急処理

- ① 対象は、災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急処理をする事が出来ない世帯とする。
- ② 修理の範囲は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。
- ③ 修理の時期は、災害から1か月以内の完了とする。
- ④ 建設部長は資材が不足した場合は県に要請し、調達の協力を求める。

(2) 公営住宅の応急修理

市営住宅が災害により著しく損傷を受けた場合、当面の日常生活を営む事が出来るよう応急修理を次の通り実施する。

- ① 市営住宅または付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
 - ② 市営住宅または付帯施設の内危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。
 - ③ 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠く事が出来ない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。
- なお、その他の公営住宅については、それぞれ所管する機関・団体が被害状況を緊急に調査し、修理の必要な箇所は、応急処理にあたる。

3 応急仮設住宅の建設・管理

(1) 基本事項

応急仮設住宅の建設に関する基本事項は、次のとおりである。

- ① 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工する。
- ② その供与期間は、2年以内とする。

(2) 設置者

原則的に知事の責任において設置するものであるが、直接設置することが困難な場合には、市（建設部）にその建築を委任する。

市（建設部）は、その請負契約書、設計及び代金支払い証明書類等を整理し保管する。

(3) 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、原則として次のとおりである。

- ・ 自らの資力では住宅を得ることができない世帯

(4) 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、次のとおりである。

- ① 設置場所は、基本的に国、県又は市の公有地とする。
- ② やむを得ず私有地に建築する場合には、所有者と市の間で賃貸契約を結ぶものとする。また、生産緑地地区についても設置場所の候補地とする。
- ③ 設置場所は、飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

(5) 入居者の選定

入居者の選定は、県によって行われるが、選定するにあたっての被災者の状況調査等について、市は県に協力していく。

【選定基準】

- ① 住家が全焼、全壊、又は滅失した世帯であること。
 - ② 居住する家がない世帯であること。
 - ③ 自らの資力では、住家を確保することができない世帯者であること。
 - ・生活保護法の被保護世帯並びに要保護世帯
 - ・特定の資産のない失業世帯
 - ・特定の資産のない母子世帯、高齢世帯、身体障害者世帯等
 - ・特定の資産のない勤労世帯、中小企業世帯
 - ・前号に準ずる世帯
- * 仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置等、（災害時）要配慮者に配慮していくとともに、優先的に入居するように努める。

(6) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、基本的に県が行う。ただし、県から管理を委任された場合は、市が（建設部）が管理を行う。

4 道路の応急復旧

建設部及び都市整備部は、災害発生後、取手市建設業協会等と協力して、被害を受けた道路、排水路等を速やかに復旧し、交通確保に努める。また、必要に応じて県に自衛隊の応援を要請する。

【応急措置の内容】

機関名	応急措置
市	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカー等による巡視を行う。また、自主防災組織、地域住民等からの道路情報の収集に努める。 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。
県	
関東地方整備局	被害状況を速やかに確保するため、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報収集に努める。これらの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い、交通路の確保に努める。

5 鉄道の応急復旧

東日本旅客鉄道（株）及び関東鉄道（株）は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護を最優先に行う他、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

6 その他土木施設の応急復旧

国土交通省、土地改良区等の関係機関は、地震により河川及びその他の土木施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を進めることで、被害が拡大しないよう対策に努める。

（1）河川の応急復旧内容

① 堤防及び護岸の破壊
・ ビニールシート等を覆い、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐ。
・ 速やかに復旧計画を立てて復旧する。
② 水門及び排水機等の破壊
・ 土のう、矢板等により応急に締切を行う。
・ 移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。

（2）農業用施設の応急復旧内容

① 農業用施設の点検
② 農業用水の確保
③ 農業排水の確保
④ 農道の交通確保

第2 ライフライン施設の応急復旧計画

上・下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動、また、地震発生後における被災者の生活確保等応急対策活動において、重要な役割を果たすものである。

これらの施設が地震により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧までの間、代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、市及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

■ 対策

- | | |
|---------------|---------|
| 1 電力施設の応急復旧 | (関係事業者) |
| 2 電話施設の応急復旧 | (関係事業者) |
| 3 都市ガス施設の応急復旧 | (関係事業者) |
| 4 上水道施設の応急復旧 | (関係事業者) |
| 5 下水道施設の応急復旧 | (関係事業者) |

■ 内容

1 電力施設の応急復旧

総務部長は、地震等によって電力施設等に被害が発生した場合、東京電力パワーグリッド(株)に連絡し、応急対策を実施するよう要請する。

(1) 応急復旧の実施(東京電力パワーグリッド(株))

東京電力パワーグリッド(株)は、「防災業務計画」に基づき応急復旧対策を実施し、建設部及び都市整備部は、その対策の実施に協力していく。

【復旧対策の基本方針】

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速かつ適切に実施する。

① 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

・送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧を迅速に行う。

・変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

・配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

・通信設備

可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信を確保する。

② 災害時の危険予防措置

- ・電力需要の実態に鑑み災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(2) 災害時における広報

東京電力パワーグリッド(株)は、災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

2 電話施設の応急復旧

総務部長は、地震等により電話施設等に被害が発生した場合は、東日本電信電話(株)茨城支店に連絡し、応急対策を実施するよう要請する。

(1) 震災時の初動措置

大規模な地震が発生した場合は、東日本電信電話(株)は直ちに、以下のような手順で応急措置を講じる。

- ① 市内を巡回して電柱の倒壊や電線の切断等の有無を確認する。
- ② 被害状況に応じ、避難所等へ特設公衆電話やインターネット接続環境等を提供するとともに、災害用伝言ダイヤル171、災害用ブロードバンド伝言板WEB171を運用する。
- ③ 応急措置状況の情報を災害対策本部へ提供する。
- ④ 電話が不通となった場合には、報道機関やNTT東日本公式ホームページにて周知を図る。

(2) 応急復旧の実施(東日本電信電話(株))

東日本電信電話(株)は、防災業務計画に基づく応急復旧対策を行い、建設部及び都市整備部は、その対策の実施に協力していく。

① 電話停止時の応急措置

・通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の措置等を実施する。

・災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

・通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

・災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確

認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

② 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関

重要通信を確保する機関	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ(緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等)については、最優先での対応に努める。

③ 復旧を優先する電気通信サービス

- ・ 電話サービス（固定系・移動系）
- ・ 総合デジタル通信サービス
- ・ 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含む）
- ・ パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- ・ 衛星電話サービス

④ 復旧大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	②に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、③に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話(特設公衆電話)の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする

* 激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合(阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月)も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

3 都市ガス施設の応急復旧

総務部長は、地震等により都市ガス施設等に被害が発生した場合は、東日本ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)つくば支店に連絡し、応急対策を実施するよう要請する。

(1) 震災時の初動措置

大規模な地震が発生した場合は、直ちに、以下のような手順で応急措置を講じる。

- ① 市内を巡回して事故発生の有無を確認する。
- ② 被害状況に応じ、応急措置を施す。
- ③ 応急措置の状況を災害対策本部に連絡する。
- ④ ガスの供給が停止となった場合には、当該対象地区を巡回周知を図る。

(2) 応急復旧の実施(東日本ガス(株)・東京ガスネットワーク(株))

東日本ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)は、応急復旧対策を行い、建設部及び都市整備部は、その対策の実施に協力していく。

【災害時の活動体制】

- ① 災害対策本部の編成
 - ・災害が発生した場合には、速やかに本社に災害対策本部を設置し、災害の規模その他の状況により、緊急措置・復旧措置・その他の措置を迅速に実施する。
- ② 情報収集・連絡体制
 - ・災害時には、本社災害対策本部を被害情報収集の拠点とする。当該拠点は、移動無線、固定無線、テレメーター等の通信設備により連絡体制を取る。
 - ・外部防災関係機関との通信連絡は、災害対策本部を中心に予め定めた方法で行う。
 - ・テレビ、ラジオ等の情報にも十分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害状況や復旧状況についても把握に努める。
- ③ 復旧活動資機材等の備蓄
 - ・災害時に必要と思われる資機材は、常に備蓄し、メーカーの稼働に伴い必要な量の復旧資機材の調達を行う。

【緊急措置】

本社災害対策本部において、道路、建物や当社のガス工作物（供給所、ガスホルダー、整圧器室、主要本支管等）の被害状況を速やかに確認の上、二次災害の防止を図るため地震計のSI値（計測値）に応じて、第一次緊急停止判断（注1）ないし第二次緊急停止判断（注2）を経て下記の措置をとる。

（注）業界（日本ガス協会）の供給停止判断

- ① 供給状況の変更及び受入弁の遮断
- ② 供給所ホルダーの出入弁の遮断
- ③ 導管網のブロック化
- ④ 被害地域の中、低圧バルブの遮断
- ⑤ 被害地域の中圧ラインのガス減圧
- ⑥ 被害地域の各戸別のメーターガス栓閉止
- ⑦ その他状況に応じた適切な措置

【復旧対策】

本社災害対策本部において、供給所、整圧所等の被害状況を把握し、災害の拡大を防止するため、必要に応じ下記の措置をとる。

- ① 本社災害対策本部は、被害の状況に基づき復旧計画を策定する。
- ② 各班は、本社災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ施設の復旧にあたる。
- ③ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに必要に応じて調整修理する。
- ④ 供給停止地域については、可能な範囲で、速やかなガス供給再開に努める。
- ⑤ 復旧措置に関して、周辺住民及び関係機関等への広報を行うとともに二次災害の防止に努める。
- ⑥ その他、現場の状況により適切な措置を行う。

4 上水道施設の応急復旧

(1) 震災時の初動措置

県南水道企業団は、大規模な地震が発生した場合は、直ちに以下のような手順で応急措置を講じる。

- ① 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- ② 併せて指定給水装置工事事業者に連絡し、応急措置を施すよう指示する。
- ③ 応急措置の状況を災害対策本部に連絡する。
- ④ 断水となった場合には、当該対象地区を巡回周知を図る。

(2) 応急復旧の実施

県南水道企業団は、「地震防災応急対策マニュアル」に基づき、被害状況を迅速に把握し、速やかに復旧作業体制を確保する。また、水道施設の復旧にあたっては、県南水道企業団指定給水装置工事事業者を動員して応急復旧を図る。県南水道企業団管理者は、被害範囲が広域で、市及び県南水道企業団の能力では対応が不可能なときには、日本水道協会関東地方支部に応援要請を行う。

応急復旧作業の実施にあたっては、医療施設、避難所、福祉施設、老人福祉施設等を優先して実施し、次の事項を考慮して応急復旧作業を行う。

【応急復旧の行動指針】

- ① 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- ② 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- ③ 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員があることを想定する。
- ④ 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- ⑤ 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- ⑥ 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急御日実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

(3) 住民への広報

県南水道企業団管理者は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、県南水道の公式サイト及び広報車で住民への広報を実施する。ただし、広域的に被害が発生し、県南水道企業団のみでは広報が困難な場合は、各構成市町に通知し住民への広報を依頼する。

5 下水道施設の応急復旧

(1) 震災時の初動措置

取手地方広域下水道組合は、大規模な地震が発生した場合は、直ちに、以下のような手順で応急措置を講じる。

- ① 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- ② 関係業者に連絡し、応急措置を施すよう指示する。
- ③ 応急措置の状況を災害対策本部に連絡する。
- ④ 下水道が使用不能となった場合には、当該対象地区を巡回周知を図る

(2) 下水道停止時の代替措置

下水道が使用不能となった地域に対しては、避難場所、避難所等に災害用トイレを設置する。災害用トイレの設置にあたっては、まちづくり振興部、建設部が支援する。

- ① 災害用トイレの設置

(3) 応急復旧の実施

下水道組合は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確保する。

また、応急復旧作業の実施にあたっては、まちづくり振興部、建設部は下水道組合をサポートするものとし、次のとおり、応急復旧作業を行う。

- ① 下水管渠の排水機能の回復
 - ・ 可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等により排水機能を高める。
- ② ポンプ場、終末処理場の処理機能の回復
 - ・ ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電等による運行を行う。
 - ・ 終末処理場が被害を受けたときには、市街地から下水を排除するために、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。
 - ・ 周辺の水環境への汚濁付加を最小限にとどめるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することによる機能の確保を行う。

(4) 住民への広報

下水道組合は、下水道施設の被害状況、応急復旧の見通し等について、必要に応じて住民に対し情報提供を行う。ただし、被害が広範囲に発生するなど、下水道組合では困難な場合は、災害対策本部に連絡し、住民への広報の支援を要請する。

第3 清掃・防疫・障害物の除去計画

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに伝染病等の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、災害時の処理施設の被害、通信、交通の混乱等を十分考慮した上で、同時大量の廃棄物処理、防疫、解体・がれき処理等の活動を迅速に行い、保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていく。

■ 対策

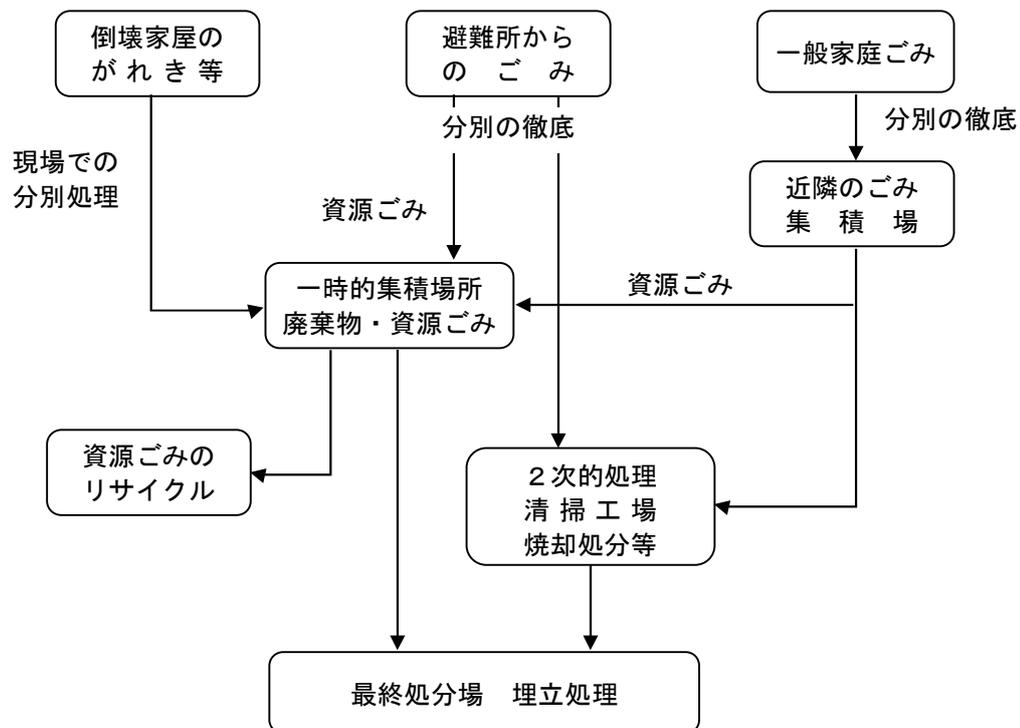
- 1 廃棄物・ごみ処理作業 （まちづくり振興部、各事業者）
- 2 し尿処理作業 （まちづくり振興部、各事業者）
- 3 防疫作業 （まちづくり振興部、各事業者）
- 4 障害物の除去作業 （建設部、都市整備部、各施設管理者）

■ 内容

1 廃棄物・ごみ処理作業

地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出量が予想される。このため、ごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。

ごみ処理の流れ



(1) ごみ排出量の推定

まちづくり振興部は、市内の被害状況から災害により排出されるものと、一般生活により発生するものとに区分し、それぞれについて排出量を推定し清掃計画を立てて清掃作業を実施する。

ごみ処理算出基準

区 分			被災世帯 1 m ² 当たり
災害発生による 予想排出量	木造建築物倒壊	全 壊	1.0 t
		半 壊	0.5 t
	水害による被害	流 出	1.0 t
		床 上 浸 水	0.2 t
	火災による延焼	焼 失 木 造 家 屋	0.2 t
	一 般 生 活 ご み 排 出 量		1 人 1 日 当 たり

(2) 作業体制の確保

まちづくり振興部は、迅速に清掃作業を行うため、平常、委託業者及び応援により作業体制を確保する。

(3) 被災地域状況の把握

まちづくり振興部による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況を把握する。

(4) ごみの一時的集積

被災地域の環境衛生の悪化防止の観点から、災害発生後収集可能な状態になったときから10日以内に、ごみの一時的集積場を指定してごみの搬出を行う。

(5) 一時集積場の選定

ごみの一時的集積地の管理は、まちづくり振興部長が行うものとし、次の点に留意して場所を選定する。

【選定要件】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 搬入が便利なこと。 ② 環境衛生に支障がないこと。 ③ 二次処理・最終処分が容易なこと。 ④ 公的で広い土地であること。 |
|---|

(6) ごみの搬送方法

ごみの搬送は、原則として以下のとおり行う。

【ごみの搬送の原則】

- ① 腐敗しやすい廃棄物は、まちづくり振興部が委託業者の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立し、清掃工場へ搬送し焼却処理する。
- ② 障害物として道路等に排出された廃棄物は、まちづくり振興部が委託業者の協力を得て一時集積所へ収集・搬送する。
- ③ 倒壊家屋からの廃棄物等は、家屋所有者等の市民に対し、一時集積場所まで直接搬送するよう協力を要請する。
- ④ 収集できずに道路空き地に置かれたごみについては、定期的な消毒を行う。

(7) 二次的ごみ処理対策

一時集積所に集められたごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分別する。

- ① 可燃ごみ→清掃工場で焼却処分
- ② 不燃ごみ→最終処分場等での埋立処分
- ③ 資源ごみ→リサイクル化

(8) 住民への広報

情報班により速やかに一時集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(9) 分別処理及び最終処分の方法

災害廃棄物は、リサイクルを考慮して、解体家屋ごとの現場において分別し、一時集積場所に搬入する。その後分別した種類ごとに最終処分する。

【分別処理の方法】

- ① 木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別後、一時集積場所に搬入する。
- ② コンクリート建築物等（ビル、マンション等）から発生するコンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別後、一時集積場所に搬入する。

【最終処分法】

- ① 木造家屋の可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルする。その他可燃物は焼却する。
- ② 不燃物は、常総環境センターと連携をとった中で処理を行う。

(10) 実施体制

災害廃棄物の除去及び処理は、原則として次のように実施する。

- ① 個人、中小企業の事業所
原則として建物の所有者が解体・処理するものとし、市は、一時集積場所、最終処分場の確保及び処理・処分に関する情報を提供する。

- ② 大企業の事業所等
自己で処理・処分する。
- ③ 公共・公益施設
施設の管理者において処理・処分する。

(11) 有害ごみの処理

廃棄物中に「アスベスト」や「その他有害な危険物等」が含まれている場合、またはその可能性がある場合は、必要な対処を講ずるものとする。

2 し尿処理作業

(1) し尿排出量の推定

まちづくり振興部は、各地域ごとに被災状況を速やかに把握して、被災家屋のくみ取り式便槽のし尿排出量を推計し、それをもとに作業計画を立てる。

(2) 作業体制の確保

まちづくり振興部長は、被害状況を迅速に把握し、委託業者等により作業体制を確保する。また、本部長を通じて、必要があれば近隣市町村への応援を要請する。

(3) 被災地域状況の把握

まちづくり振興部を中心とした職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況を把握する。

(4) 住民への広報

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導する。

また、まちづくり振興部は、下水道の使用が不可能になった場合、市民への使用禁止の広報を行う。

(5) 災害用トイレの設置

まちづくり振興部は、大規模な災害が発生し、下水道使用が不可能になったとき、本部長の指示により市の備蓄品及び調達品により、該当地域に災害用トイレを設置する。

また、被災状況に応じ、レンタル業者への手配も検討する。

【災害用トイレの設置場所】

- ① 避難場所
- ② 避難所
- ③ 集合住宅地
- ④ 住宅密集地

(6) 収集・処理の実施

し尿の収集・処理については、利用者自らが率先して行う。

災害用トイレを設置した場合の貯留したし尿の収集・処理は、原則としてし尿処理施設への搬送による。

また、収集・処理は、平常時からの全面応援及び臨時雇上げの人員機材により、避難場所及び避難所を優先して行う。

【災害用トイレ設置の際の留意点】

- ① 集量に対する処理能力が及ばないときは、当面の措置として、便槽容量の2割～3割程度のくみ取りとし、各戸の便所の使用を可能にする。
- ② 尿の処理は、竜ヶ崎地方衛生組合にて処理する。

3 防疫作業

(1) 実施

まちづくり振興部は、県と連携を図りながら防疫作業を次のとおり実施する。

- ① 防疫措置情報の収集・報告
 - ・ 災害発生直後において、警察及び消防等との連絡をとり、その被害状況等の情報を収集し、防疫措置の必要な地域、場所を把握する。
 - ・ 医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒者の発見に努める。発見した場合又は疑いのある場合には、災害対策本部及び竜ヶ崎保健所へ通報する。
- ② 実施事項
 - ・ 消毒
 - ・ ねずみ、害虫等の駆除
 - ・ 患者等に対する措置
 - ・ 避難所の防疫指導等
 - ・ 衛生指導
 - ・ 食中毒防止

(2) 方法

防疫活動は、竜ヶ崎保健所と緊密な連絡のもとに、次の方法により実施する。

- ① 防疫の方法
 - ・ 汚染した井戸はクロール石灰等により消毒する。
 - ・ 被害家屋の汚染排除、消毒。特に床下その他の汚水の滞留する箇所は、速やかに清掃し、生石灰による消毒、クレゾールの散布、その他必要な措置を講じる。
 - ・ 給水源の消毒及び飲用指導を行う。また水質検査を行う。
 - ・ 食品衛生を指導する。
- ② 医薬品等の供給
 - ・ 医薬品及び機器は、原則として本部において整備するが、必要に応じて医薬品販売業者より供給を受ける。
 - ・ 不足するときは、県に供給を要請する。

(3) 患者等の措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者もしくは無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適切な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

(4) 予防教育及び広報活動の実施

災害中の感染症や食中毒について教育を行うとともに、パンフレットや広報車等により広報活動を実施する。

4 障害物の除去作業

(1) 建築関係障害物の除去

建設部及び都市整備部は、市内の建設業協会等の協力を得て、道路等の障害となる建築関係障害物の除去について、次のとおり行う。

① 基本事項

- ・ 災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に激しく支障を及ぼす道路等の障害物については、必要に応じて除去を実施する。

② 除去の対象

- ・ 障害物によって当面日常生活が営み得ない状態にある者とする。
- ・ 自力では障害物の除去ができない者とする。
- ・ 住家が半壊又は床上浸水した者とする。
- ・ 原則として、当該災害によって住家が直接被害を受けた者とする。

(2) 道路関係障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

除去にあたっては、あらかじめ指定された緊急輸送道路、災害時連絡道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は密に行う。

第4 行方不明者の搜索・遺体処理・火葬

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ遺体の火葬を実施する。遺体の搜索、収容及び火葬は、以下のとおり本部長が行う。ただし、救助法が適用された後の遺体の処理(検案)については、知事が行うものとし、本部長は、知事の補助機関として実施する。また、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

■ 対策

- 1 行方不明者等の搜索 (福祉部、健康増進部、消防本部、警察署、自衛隊)
- 2 遺体の処理 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、消防本部、警察署、自衛隊)
- 3 遺体の埋葬 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部)

■ 内容

1 行方不明者等の搜索

福祉部、健康増進部は、消防本部、警察、自衛隊等と協力して行方不明者の搜索を行う。

(1) 搜索の依頼・届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼・届出の受付は、福祉部、健康増進部が以下のとおり行う。

- ① 市庁舎内に「行方不明者相談所」を設置する。
- ② 行方不明者の詳細情報を聞き取る。
 - ・ 住所
 - ・ 氏名
 - ・ 年齢
 - ・ 性別
 - ・ 着衣その他の特徴
- ③ 避難所収容者の内容を確認する。
- ④ 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に死亡していると推定される者の名簿を作成する。

※行方不明者・安否不明者の救出・救護活動を迅速に行うため、緊急かつやむを得ないときは、当該行方不明者・安否不明者の氏名等を公表するものとする。また、死者の氏名を公表する場合は、遺族の意向を尊重して行うものとする。

(2) 搜索対象者

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者とする。

(3) 搜索方法

災害による行方不明者ですでに死亡していると推定される者、並びに遺体の搜索にあたっては、消防職員、警察官、自衛隊等の関係機関が一致協力してその発見に努める。発見した遺体や漂着遺体、その他の事故遺体は、災害発生に伴い開設された遺体安置所に収容する。

(4) 関係市町村への要請

市のみでの搜索が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合、又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し、搜索の依頼を要請する。要請するにあたっては、次の事項を明らかにする。

- ① 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ② 遺体数及び氏名、性別、年令、容ぼう、特徴、着衣等
- ③ 応援を要請する人員又は舟艇、器具等の種別

2 遺体の処理

遺体の処理は市が行う。ただし、救助法が適用されたときには、県及び市が行う。

(1) 実施者

遺体の収容及び処理は、福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、消防本部による収容処理班を編成し、これにあたる。

(2) 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行う。

(3) 遺体の処理

遺体の処理にあたっては、次のことに留意して行う。

- ① 警察は、遺体の検視並びに撮影等を行ったのち身元不明又は引取人のない遺体については、市長に引き渡すものとする。
- ② 市長は、引き渡しを受けた遺体につき洗浄・消毒等所要の措置を行い、身元の判明した場合は遺族、親族に引き渡すものとする。
- ③ 遺体の身体識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時安置する。

(4) 身元確認

身元の確認にあたっては、次のことに留意して行う。

- ① 身元不明者の身元確認には、警察、遺族、親族の協力を得て行う。
- ② 身元確認が終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し納棺する。また、埋葬許可証を交付する。

- ③ 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合には、十分調査のうえ引き渡すものとする。
- ④ 身元確認のため、収容所に一時安置しておく期間は、概ね夏2日、冬3日程度とする。

(5) 遺体の収容(安置)、一時安置

遺体の収容・一時安置にあたっては、次のことに留意して行う。

- ① 延焼火災他により身元不明遺体が多数発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、取手グリーンスポーツセンター、藤代スポーツセンター、寺院等に集中安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
- ② 福祉部、健康増進部は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を確保する。

3 遺体の埋葬

(1) 実施者及び方法

災害の際の死亡者で本部長が必要と認めた場合、応急的に火葬を行う。福祉部、健康増進部、まちづくり振興部は、次の事項に留意し、作業にあたる。

- ① 事故死等による遺体は、警察より引き渡しを受けた後埋葬する。
- ② 身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。この場合の取り扱いは「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に準じて行う。

(2) 埋葬方法

埋葬は、次のとおり行う。

- ① 埋葬は、市が行い、原則として火葬とする。ただし、救助法適用時には県が行うこともある。
- ② 市の火葬能力を超える遺体数が発生したときには、周辺市町村に応援を要請することができる。
- ③ 身元の確認できない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時収容(安置)を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

火葬場状況

名称	所在地	電話番号	処理能力	備考
やすらぎ苑	市之代 310	78-2133	1日8体	灯油使用
常総市営斎場	常総市豊岡町乙 3140-1	0120-556-027	1日5体	灯油使用
龍ヶ崎市営斎場	龍ヶ崎市 7091	0297-64-0511	1日9体	灯油使用
ウイングホール 柏 斎場	柏市布施 281-1	0120-85-1194	1日36体	都市ガス使用

遺体安置所一覧

名 称	所 在 地
東 漸 寺	寺田 5603
光 明 寺	桑原 1133
長 禅 寺	取手 2-9-1
弘 経 寺	白山 2-9-28
念 仏 院	東 2-6-52
本 願 寺	青柳 1-1-57
昌 松 寺	井野 887
荘 厳 寺	櫛木 219
高 徳 寺	高須 2163
照 谷 寺	谷中 822

名 称	所 在 地
普 門 院	井野 994
明 星 院	小文間 3911
福 永 寺	小文間 4264
東 谷 寺	小文間 5458
高 源 寺	下高井 1306
竜 禅 寺	米ノ井 467
金 仙 寺	山王 89
高 蔵 寺	藤代 411
信 楽 寺	宮和田 393
長 福 寺	清水 375 - 1

遺体安置公共施設一覧

名 称	所 在 地
取手グリーンスポーツセンター	野々井 1299
藤代スポーツセンター	櫛木 15

第4章 震災復旧・復興対策計画

第1節 被災者生活の安定

第1 り災証明の発行

り災証明は、救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として行うもので、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明する。

■ 対策

- 1 り災証明の発行 (総務部、建設部、財政部、都市整備部)
- 2 被災証明の発行 (総務部)

■ 内容

1 り災証明の発行

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- | |
|------------------|
| ① 全壊(全焼) |
| ② 大規模半壊 |
| ③ 中規模半壊 |
| ④ 半壊(半焼) |
| ⑤ 準半壊 |
| ⑥ 準半壊に至らない(一部損壊) |

(2) り災証明の発行者

り災証明の発行者は、市長が行う。ただし、火災によるり災証明は、消防署長が行う。

『資料編「様式 り災証明書」』参照

(3) り災証明の発行

り災証明の発行は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長もしくは消防署長がり災証明における家屋被害調査を実施し、り災証明を発行する。

また、発行事務は、安全安心対策課が担当する。ただし、総務部、政策推進部、財政部、建設部及び都市整備部へ業務援助を依頼する。それでも対応が困難な場合は、他市町村職員の応援要請の活用を図る。

- ① 家屋被害調査は、原則として市職員3人（建築士有資格者1名を含む）1組の班体制により行う。
- ② リ災証明の申請が多いときには、平日5班体制で1日あたり、約100件の家屋被害調査を目途に実施する。

（4）リ災証明書発行台帳の作成

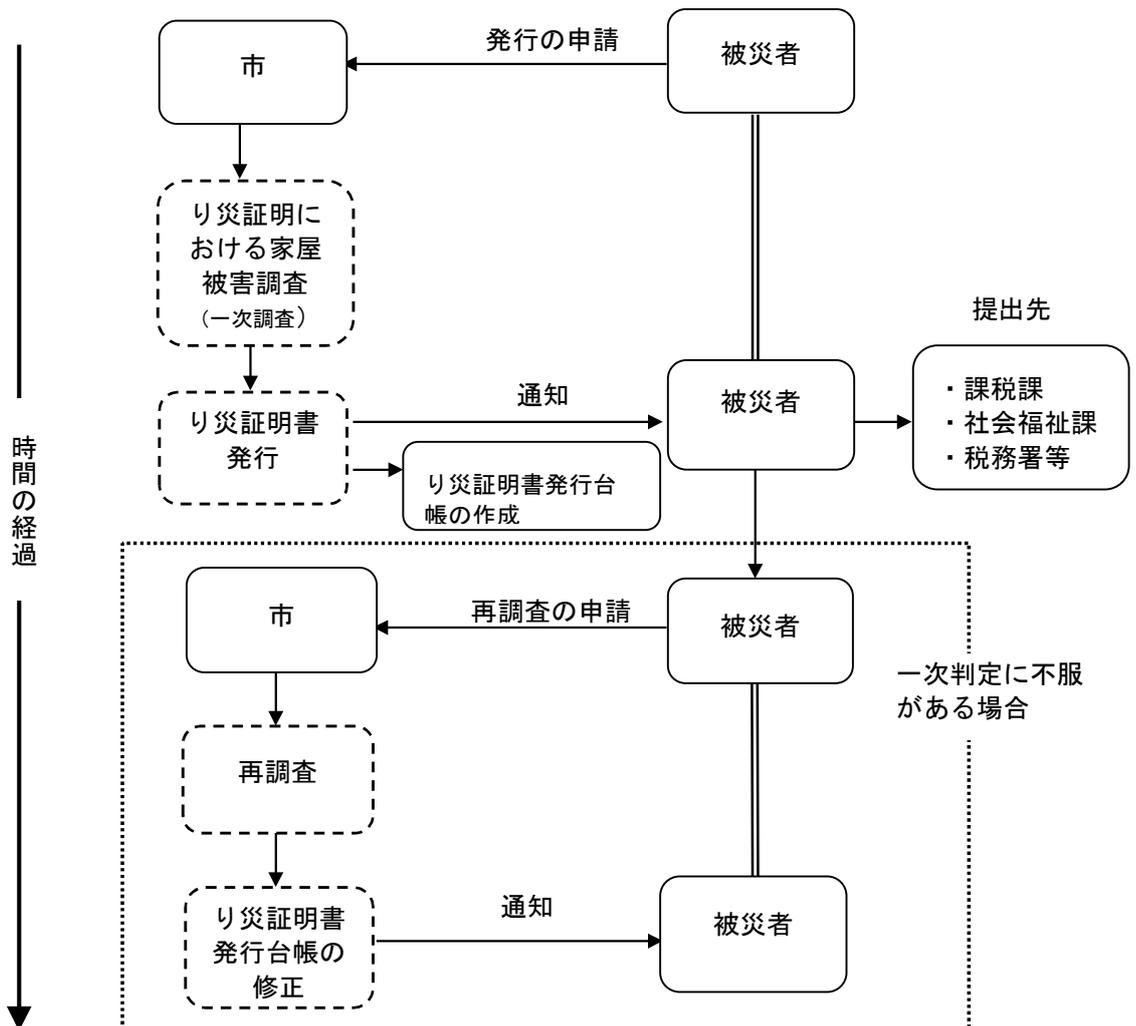
市（本部班、管財班、調査班、土木班及び住宅対策班）は被災者からの申請に基づき、リ災証明における家屋被害調査を実施する。住家の判定結果に基づき、リ災証明書発行台帳として整備する。

（5）再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、リ災証明の判定結果に不服がある場合は、一次判定から3ヶ月以内の期間内に、再調査を申し出ることができる。

安全安心対策課は、申し出のあった家屋について、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に通知するとともに、判定を変更したときは、リ災証明書発行台帳を修正し、改めてリ災証明を発行する。

リ災証明発行の手続の流れ



(6) 判定基準

り災証明の判断基準は内閣府による令和3年3月「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。

① 全壊

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。

② 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

③ 中規模半壊

居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。

④ 半壊

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

⑤ 準半壊

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

⑥ 準半壊に至らない（一部損壊）

準半壊に至らない損壊とする。

2 被災証明の発行

(1) 被災証明の対象

被災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた住民について証明を行う。

(2) 被災証明の発行者

被災証明の発行者は、市長が行う。

(3) 被災証明の発行

被災証明の発行は、被災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、被災証明を発行する。発行事務は、安全安心対策課が担当する。

第2 義援金品の募集及び配分

大規模な震災時には、多くの人々が生命又は身体に危害を受け、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が極度の混乱に陥る可能性がある。

市は、震災時における被災者の自立的生活再建を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずる。

■ 対策

- 1 義援金品の募集及び受付 (財政部、福祉部)
- 2 義援金品の保管 (財政部、福祉部)
- 3 義援金品の配分 (財政部、福祉部、まちづくり振興部)

■ 内容

1 義援金品の募集及び受付

本部長は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、直ちに義援金品の受付窓口の設置を財政部、福祉部に指示し、義援金品の募集及び受付を実施する。

また、財政部、福祉部は様々な受入ルートから入ってくる義援金品を統括的に管理し、配分する。

【想定される義援金品の受入ルート】

- | | | |
|---|------|---------------------------|
| ① | 寄託者→ | 市災害対策本部 (財政部、福祉部) |
| ② | 寄託者→ | 県災害対策本部→市災害対策本部 (財政部、福祉部) |
| ③ | 寄託者→ | 日赤県支部→市災害対策本部 (福祉部) |
| ④ | 寄託者→ | 他市町村→市災害対策本部 (財政部、福祉部) |
| ⑤ | 寄託者→ | 各種団体→市災害対策本部 (財政部、福祉部) |

なお、県に義援金配分委員会が設置された場合は、県の義援金配分委員会に引き継ぐ。

2 義援金品の保管

(1) 義援金

義援金については、財政部、福祉部が受入し、被災者に配分するまでの間、財政部が出納機関の協力や指定金融機関への一時的預託により保管する。

また、管理に関しては、受け払い帳簿を作成する。

(2) 義援品

義援品については、まちづくり振興部が災害の状況に応じ設置される一時保管場所に保管する。

3 義援金品の配分

(1) 配分計画の立案

配分計画は、被災地区、被災者の人数及び世帯、被災状況等を考慮して、世帯又は人員を単位として救護班が立案する。

(2) 配分方法の決定

義援金の配分は、被害の状況等が確定した後、配分計画を委員会が協議の上決定する。

なお、県の義援金配分委員会に引き継がれた義援金品については、義援金配分委員会が協議のうえ決定する。

(3) 義援品の活用

応急対策を実施しているうえで、現在不足している物資等で、義援品のうち直ちに活用できるものについては、本部長の指示によりまちづくり振興部によって有効に活用する。

(4) 配分の実施

被災者に対する配分にあたっては、必要に応じて日赤奉仕団、自主防災組織等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に行う。

なお、義援金配分委員会において決定された義援金品についても同様とする。

第3 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

市民の福祉及び生活の安定に寄与することを目的として、地震、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行う。また、自然災害により精神又は、身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。さらに、自然災害により被害を受けた市民に対する災害援護資金の貸付を行う。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例により、地震、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

また、同様の災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害見舞金を支給する。

① 災害弔慰金の支給等に関する内容

対象となる災害	・暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により被害を受けた者
支給対象	・上記の災害により死亡したとき
支給対象遺族	・死亡当時の配偶者、子、父母、祖父母等を対象とする。
支給額	① 主たる生計維持者の死亡 : 500万円 ② その他 : 250万円

② 災害障害見舞金の支給等に関する内容

対象となる災害	・暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な自然現象により被害を受けた者
支給対象	・上記の災害により、重度の障害を受けた者
支給対象者	・障害を受けた本人
支給額	① 主たる生計維持者の場合 : 250万円 ② その他 : 125万円

③ 支給の制限

災害弔慰金は、次の一に該当する場合には支給しないものとする。

- ・当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- ・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合
- ・災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等、市長が不適当と認めた場合

(2) 災害援護資金

災害により住居、家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない比較的規模の少ない災害時には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸付ける。

① 災害援護資金の貸付等に関する内容

対象となる災害		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法による救助が行われた災害 ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 	
貸付限度額		住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円
		①世帯主に1か月以上の負傷がある場合	
		ア 当該負傷のみ	150万円
		イ 家財の1/3以上の損害(住居の損害無)	250万円
		ウ 住居の半壊	275万円
		エ 住居の全壊	350万円
		②世帯主に1か月以上の負傷がない場合	
		ア 家財の1/3以上の損害(住居の損害無)	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
		ウ 住居の全壊	250万円
貸付条件	所得制限	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
	ただし、住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。		
貸付利率	年3%以内で条例で定める率(措置期間中は無利子)		
措置期間	3年(特別の事情のある場合は5年)		
償還期間	10年(措置期間を含む)		
償還方法	年賦、半年賦又は月賦		
貸付原資負担		国(2/3)、県(1/3)	

② 生活福祉資金の貸付に関する内容

県社会福祉協議会が生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内で、災害援護資金の貸付を行う制度で、その概要は次のとおりである。

資金種類／資金の目的	貸付対象世帯				貸付上限額	据置期間 (以内) 据置期間 中 無利子	償還 期限	利率
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	生活保護世帯				
総合支援資金	生活支援費	●	—	—	貸付期間 12 月以内 二人以上世帯 月額 200,000 円 単身世帯 月額 150,000 円	6 月以内 ※	20 年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%
	住宅入居費	●	—	—	400,000 円			
	一時生活再建費	●	—	—	600,000 円			
福祉資金	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600,000 円	6 月以内 ※	20 年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	—	技能を習得する期間が 6 月程度 1,300,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年以内 5,800,000 円		8 年	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500,000 円		7 年	
	福祉用具等の購入に必要な経費	—	●	●	1,700,000 円		8 年	
	障害者用自動車購入に必要な経費	—	●	—	2,500,000 円		8 年	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136,000 円		10 年	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	—	●	療養期間 1 年以内 1,700,000 円 療養期間が 1 年を超え、1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000 円		5 年	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	介護サービス受給期間 1 年以内 1,700,000 円 介護サービス受給期間が 1 年を超え、1 年 6 月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000 円		5 年	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500,000 円		7 年	
	冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3 年	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3 年	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3 年	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500,000 円		3 年	
緊急小口資金	●	●	●	100,000 円	2 月以内 ※	8 月	無利子	
教育支援資金	教育支援費	●	—	—	高校月額 35,000 円 高専月額 60,000 円 短大月額 60,000 円 大学月額 65,000 円	卒業後 6 月以内	20 年	無利子
	就学支度費	●	—	—	500,000 円			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	—	—	●	土地の評価額の 7 割 月額 300,000 円	契約終了後 3 月	据置期間終了時	年 3% 又は長期プライムレートのいずれか低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	—	—	●	居住用不動産の評価額の 7 割 (集合住宅 5 割) 月額/保護の実施機関が定めた額	契約終了後 3 月	据置期間終了時	年 3% 又は長期プライムレートのいずれか低い方

- ※1 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。
- ※2 福祉費の貸付金額の限度は5,800,000円以内。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、母子父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

住宅 資金	貸付対象者	母子・父子又は寡婦
	貸付限度	150万円以内。(特に必要と認められる場合200万円以内)
	償還期間	6月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)
	貸付利率	保証人 有：無利子 保証人 無：年1.0%

(4) 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資及び県農林災害対策特別措置条例並びに農林漁業金融公庫法により融資する。

① 天災融資法に基づく融資

天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

② 県農林災害対策特別措置条例に基づく融資

農林災害対策特別措置条例に基づき、必要な経営資金、運営資金、農業用施設復旧資金を融資する。

③ 農林漁業金融公庫(農林漁業施設融資)

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金を融資する。

(5) 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫)の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

(6) 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け、次に該当する者に対しては、住宅金融公庫法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市及び県は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融公庫法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

第4 租税及び公共料金等の特別措置

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の回復を図るため、租税の徴収猶予措置等を講ずるものとする。

■ 対策

- 1 租税の徴収猶予及び減免等 (財政部、福祉部、健康増進部)
- 2 その他公共料金の特例措置 (関係事業者)

■ 内容

1 租税の徴収猶予及び減免等

被災者に対し、地方税法及び市条例により、市税等の納税期間の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置それぞれの実態に応じて、適切な措置を実施する。

(1) 市税の徴収猶予及び減免

① 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出、又は市税を納付、納入することができないと認められる場合は、次の方法により、当該期限を延長する。

- ・ 災害が広範囲に発生した場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。
- ・ その他の場合、災害が治まったあと被災した納税義務者等により申請があったときは、市長が納期限を延長する。

② 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時納付し、又は納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。ただし、特別の理由があると認められる場合は、さらに1年以内の延長を行う。

③ 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、以下のとおり減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人の市民税（個人の県民税含む）	・ 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う（※市税条例の改正が必要となる。）
固定資産税・都市計画税	・ 災害により著しく価値が減じた固定資産について行う
国民健康保険税	・ 被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う
軽自動車税	
特別土地保有税	・ 災害により、区画又は形質が変化し、著しく価値を減じた土地について、被災の程度に応じて減免を行う

(2) 県税、国税等の徴収猶予及び減免

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税・地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

(3) 東日本大震災における市税等の徴収猶予及び減免

平成23年3月11日の東日本大震災では、当市は下記の市税等の徴収猶予及び減免の措置を行った。

① 納期限の延長

- ・ 固定資産税、軽自動車税、市民税、法人市民税、市たばこ税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

② 減免

- ・ 固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、介護利用料

2 その他公共料金の特例措置

(1) 郵政事業

① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

② 被災者の差し出す通常郵便物

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞用の郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

④ 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除

被災地の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会に対する寄付金の送付のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

(2) 通信事業

東日本電信電話株式会社（茨城支店）は、「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することができる。

株式会社NTTドコモ（茨城支店）は、「自動車携帯電話契約約款第 99 条」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することができる。

(3) 電気事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者を対象とする。関東経済産業局の許可が必要である。

- ① 電気料金の徴収期間及び支払期限の延伸
- ② 不使用月の基本料金の免除
- ③ 立て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る）
- ④ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- ⑤ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除
- ⑥ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- ⑦ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業（東部ガス株式会社等4社）

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。経済産業省若しくは関東経済産業局の認可が必要となる。

- ① 被災者のガス料金の早収期間及び支払期限の延伸
- ② 事業区域外の被災者が区域内に移住してきた場合も、上記①を適用する。

第2節 被災施設の復旧

災害復旧計画は、災害発生直後に被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に、その実現を図る。

第1 災害復旧事業

■ 対策

- 1 災害復旧事業計画書の作成 (各部共通)
- 2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画 (財政部)
- 3 災害復旧事業の実施 (各部共通)

■ 内容

1 災害復旧事業計画書の作成

災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

【災害復旧事業の基本方針】

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業計画

【復旧事業期間の短縮】

復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

【災害復旧事業の種類】

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画
- ② 農林水産業施設事業復旧計画、
- ③ 都市災害復旧事業計画
- ④ 上下水道災害復旧事業計画
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画

- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画
- ⑪ その他の災害復旧事業計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

(1) 財政援助及び助成計画の内容

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担、若しくは補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるようにする。

特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要項及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担、若しくは補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

【法律に基づき一部負担又は補助するもの】

- ① 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法
- ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨ 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律

(2) 激甚災害に係る財政援助助成措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第3節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（法指定昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

■ 対策

- 1 激甚災害指定の手続き (各部共通)
- 2 激甚災害に関する調査報告 (各部共通)
- 3 特別財政援助等の申請手続き (各部共通)

■ 内容

1 激甚災害指定の手続き

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

2 激甚災害に関する調査報告

知事は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせ、関係各部は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

県は、市長の報告及び前記各部の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣（国土庁）に報告する。

3 特別財政援助等の申請手続き

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係各部に提出しなければならない。

県の関係部は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けたときは、県の関係部は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きその他を実施する。

激甚法に定める事業は、次のとおりである。

- ① 第3条適用事業
 - ・ 公共土木施設災害復旧事業
 - ・ 公共土木施設災害関連事業
 - ・ 公立学校施設災害復旧事業
 - ・ 公営住宅災害復旧事業
 - ・ 生活保護施設災害復旧事業
 - ・ 児童福祉施設災害復旧事業
 - ・ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ・ 身体障害者更生施設災害復旧事業
 - ・ 知的障害者更正施設災害復旧事業
 - ・ 女性保護施設災害復旧事業
- ② 第3条及び第19条適用事業
 - ・ 伝染病予防事業
 - ・ 伝染病予防施設災害復旧事業
- ③ 第3条及び第9条適用事業
 - ・ 堆積土砂排除事業
- ④ 第3条及び第10条適用事業
 - ・ 湛水排除事業
- ⑤ 第5条適用事業
 - ・ 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業
- ⑥ 第5条及び第6条適用事業
 - ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
- ⑦ 第7条適用事業
 - ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業
- ⑧ 第8条適用事業
 - ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置
- ⑨ 第11条適用事業
 - ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑩ 第12条適用事業
 - ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ⑪ 第13条適用事業
 - ・ 小規模企業者等設備導入金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ⑫ 第14条適用事業
 - ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ⑬ 第15条適用事業
 - ・ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- ⑭ 第16条適用事業
 - ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

- ⑮ 第17条適用事業
 - ・私立学校施設の災害復旧事業に対する補助
- ⑯ 第20条適用事業
 - ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ⑰ 第21条適用事業
 - ・水防資材費の補助の特例
- ⑱ 第22条適用事業
 - ・り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑲ 第23条適用事業
 - ・産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ⑳ 第24条適用事業
 - ・公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る小災害債に係る元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入
- ㉑ 第25条適用事業
 - ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 復興計画の作成

地震により被災した市民の生活や事業所の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。

復興事業は、市民や事業所その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体と調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

■ 対策

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 事前復興対策の実施 | (政策推進部、各部共通) |
| 2 震災復興対策本部の設置 | (政策推進部、各部共通) |
| 3 震災復興方針・計画の作成 | (政策推進部、各部共通) |
| 4 震災復興事業の実施 | (政策推進部、各部共通) |

■ 内容

1 事前復興対策の実施

(1) 復興手順の明確化

過去の復興事例等を参考にして、方針の決定、計画の策定、法的手続、住民の合意形成等の復興手順をあらかじめ明記しておく。

(2) 復興基礎データの整備

復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データを予め整備し、データベース化を図るよう努める。

2 震災復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。震災復興対策本部は、政策推進部所管とする。

3 震災復興方針・計画の作成

(1) 震災復興方針の作成

- | |
|--|
| <p>① 学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。</p> <p>② 震災復興方針を策定した場合には、速やかに市民に公表する。</p> |
|--|

(2) 震災復興計画の策定

- ① 震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。
- ② 震災復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4 震災復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続き

- ① 被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。
- ② 被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 震災復興事業の実施

- ① 復興に関する担当部の設置
政策推進部は、震災復興検討委員会を円滑に運営するため、庁内に関係部課長で構成する震災復興に関する協議機関を設置する。
- ② 震災復興事業の実施
震災復興検討委員会で策定された震災復興計画に基づき、震災復興に関する担当部を中心に、震災復興事業を推進する。

第5節 被災者生活再建支援法の適用

第1 被災者生活再建支援法の適用計画

市は、被災者生活再建支援法の適用にあたって、被災者に対して制度の周知と助言を行う。

【被災者生活再建支援法】

本法の目的は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することにある。

■ 対策

- | | |
|--------------|-------|
| 1 法適用の要件 | (福祉部) |
| 2 支援金の支給額 | (福祉部) |
| 3 支援金支給申請手続き | (福祉部) |

■ 内容

1 法適用の要件

(1) 対象となる自然災害

- | |
|--|
| <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市区町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）</p> |
|--|

(2) 支給対象世帯

- | |
|--|
| <p>① 居住する住宅が全壊（全焼・全流失）した世帯</p> <p>② 居住する住宅が半壊（半焼）し、又は敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、住宅に居住するために必要な補修等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は住宅が解体された世帯</p> <p>③ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、</p> |
|--|

居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

④ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

2 支給金の支給額

支援金の支給額は以下の2つの支援金の合計額とする。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円 (75万円)			50万円 (37.5万円)

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円 (150万円)	100万円 (75万円)	50万円 (37.5万円)

※ 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高い額

() 内は、自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯（単数世帯）の支援金額（複数世帯の3/4）

(3) 支援金の申請期間

- ① 基礎支援金 災害発生日から13月以内
- ② 加算支援金 災害発生日から37月以内

3 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、支給対象者に対し、手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

①住民票等世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類（市民課）
 ②り災証明書類（安全安心対策課）

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

第6節 市外被災者支援

第1 受け入れの基本的考え方

本部長は、相互応援協定を締結している市町村の地域内に災害が発生し、当該市町村の住民の生命・身体の保護のため必要があると認めるときは、当該協定に基づき迅速な、救援物資の搬送・人材の派遣を行う。

また、当該市町村の復興に長期間要する場合は、救助法に基づき当該地住民を一定期間受け入れ、市内の避難所等に収容し、被災者の生活支援を行う。

■ 対策

1 他市町村からの派遣要請 (総務部)

(1) 派遣要請の実施

本部長は、相互応援協定市町村に災害が発生し、応急措置実施のため必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、他市町村長に対して応援要請を確認し、救援物資の搬送や職員の派遣を行う。

【派遣要請文書の確認事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害の種類② 災害発生の日時、場所及び被害の状況③ 派遣する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員④ 派遣の到着希望日時及び場所⑤ その他必要事項 |
|---|

(2) 派遣体制の確保

他市町村等関係機関との連絡を速やかに行うため、災害対策本部が連絡窓口となり、連絡調整にあたる。

(3) 救援物資等の輸送手段

救護活動に必要な物資の輸送は、各事務を掌握する班に配車された車両で行う。また、市が掌握する班に配車された車両により物資の輸送が困難な場合は、物資輸送業務協定を締結している社団法人茨城県トラック協会県南支部（平成22年10月12日締結）に協力を要請し、円滑な被災地の復旧作業及び被災者の救援活動を行う。

(4) 経費の負担

派遣に要した費用は、「災害時相互応援に関する協定」に基づき経費の負担を当該市町村に請求する。

第2 市外被災者受け入れ

相互応援協定市町村に災害が発生し、当該市町村との協議の結果、復旧までに長期の時間を要すると認められたときは、当該市町村の住民の生命、身体の保護のため、市外避難者を当市に受け入れ、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、被災者の生活支援に関わる対策等、被災者状況を十分に把握しその対策を推進する。

詳細については、『避難所開設・運営マニュアル』を準用し適切に対応する。

■ 対策

- 1 避難所の開設、運営 (総務部、福祉部、健康増進部、教育委員会、まちづくり振興部)
- 2 避難所生活環境の整備 (福祉部、健康増進部、まちづくり振興部、教育委員会、農業委員会)
- 3 健康管理・精神衛生の対応 (福祉部、健康増進部、社会福祉協議会)

■ 内容

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

市は、当該市町村に居場所を確保できなくなった市外被災者を収容するため、災害の状況や収容人数に応じ、市内の福祉施設等を利用し避難所を開設する。また、必要に応じて県有施設に対する避難所の開設を県に要請する。

① 対象者

- ・ 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ・ 状況により自主避難が困難な場合には、市所有のバス等を利用し、被災地からの輸送を行う。

② 設置場所

- ・ 避難所としてあらかじめ指定している施設

③ 実施権限者

- ・ 避難所の開設は、原則的には本部長からの指示により総務部、福祉部、健康増進部、教育委員会（以下避難所班という）が施設管理者の協力を得て行う。

④ 開設の手順

- ・ 『避難所開設・運営マニュアル』を準用し適切に対応する。

⑤ 県及び防災関係機関への報告

避難所を開設した際は、以下の内容を県に報告する。また、必要に応じて警察、消防等防災関係機関に通知する。

- ・ 避難所開設の目的

- ・開設した場所
- ・開設した日時
- ・入所した人員
- ・その他必要な事項

2 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

まちづくり振興部は、被災者が避難所において健康状態を損なわずに生活を維持し、清潔を保持するために必要な各種の生活物資を調達し提供するとともに、トイレの管理、消毒及びし尿処理を行う。

- ① 物資等の提供
 - ・健康を損なわず清潔な生活を保持するために必要な各種生活物資
- ② 衛生保持
 - ・まちづくり振興部による避難所内の衛生管理・防疫対策

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

避難所での限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関する事、プライバシー保護に関する事等の知識の普及を図る。

また、男女のニーズにおける違い等、それぞれの視点に配慮した避難所の運営を図る。

(3) 食糧供給実施の決定

- ① 短期的避難の場合
 - ・避難生活が短期的なときは、給与する応急食糧の内容は、市が備蓄する保存食及び調達による米穀、パン、弁当等の主食とする。
 - ・必要に応じて梅干し、佃煮等の副食物も調達する。
- ② 長期的避難の場合
 - ・避難生活が長期に及ぶときには、管理栄養士（市職員）が献立を作成し、炊事機能を持つ公民館・福祉施設等を利用し、市民からボランティア（給食ボランティア等）の受け入れを行い、班編成により各避難所ごとに給食の提供を行う。

(4) 需要の把握

応急食糧の必要数の把握は、福祉部・健康増進部・まちづくり振興部・教育委員会が収集した被災者情報から総括して行う。

① 必要数調達の流れ

- ・福祉部・健康増進部・まちづくり振興部・教育委員会は、避難所の情報を整理して、本部長に必要数を報告する。
- ・本部長は必要数を決定し、福祉部長、健康増進部長、まちづくり振興部長及び教育部長に調達を指示する。
- ・福祉部長、健康増進部長、まちづくり振興部長及び教育部長は、本部長の指示を受け、被災者に調達する。

② 必要数の把握の分担

- ・避難所の被災者数については、福祉部、健康増進部及び教育委員会がそれぞれの所管の避難所において集計の上、本部に報告する。

(5) 食糧の給与

① 給与する食糧については、市が備蓄するクラッカー、アルファ米等を優先に給与する。

② 市備蓄食糧に限りあるときは、弁当、パン類などの流通食の調達や、炊き出し等により行う。

③ 乳幼児に対しては、スキムミルクを給与する。

④ 給与する食糧については、アレルギーにも対応できるよう配慮する。

(6) 炊き出しの実施

① 教育部長、まちづくり振興部長、社会福祉協議会とともに、必要に応じ自主防災組織、自治会・町内会及び給食ボランティア団体等の協力を求め、学校、公民館等の給食施設を利用して炊き出しを行う。

② まちづくり振興部長は、市有車を使用して炊き出し給食を避難所等に運ぶ。

(7) 炊き出し等における留意事項

① 現場責任者の役割

- ・教育部長とまちづくり振興部長は、現場責任者を指名し、現場で混乱の起らないようにするとともに、責任者は次の事項を記録する。

(ア) 炊き出し受給者数

(イ) 食糧品・現品給与の内容

(ウ) 炊き出し、その他による食品給与物品受払の内容

(エ) 炊き出し用品借用の内容

(オ) 炊き出し、その他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

② 災害協定企業等からの購入

災害が長期化する等、炊き出しが困難な場合であって、スーパーマーケット等、災害協定企業に注文することが実情に即すると認められる場合は、当該企業等から購入し、配給する。

③ 炊き出しの食品衛生管理について、次の点に留意する。

- ・炊き出し施設の飲料水の確保
- ・器具、容器の確保
- ・消毒設備の保安
- ・衛生害虫の駆除
- ・原料の新鮮化及び保管
- ・食材等の保存、消費期限

(8) 食糧の調達

① 炊き出しを行うための主要食糧が必要な場合は、必要量を把握し、米穀販売業者から購入する。

② 本部長は、購入量が米穀販売業者の手持ち量を超える場合は、知事に調達を要請する。県は、市から支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している食糧を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食糧を調達し供給を行う。

③ 災害救助に必要な物資協定者への要請

協定に基づき、茨城みなみ農業協同組合から調達する。

④ 災害救助法の適用

本部長は、災害救助法が適用され応急食糧が必要と認める場合は、食糧事務所長又は政府指定倉庫の責任者に対し「災害救助法が適用された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領（昭和61年2月10付食糧庁長官通達）」に基づき、応急用米穀の緊急引渡を要請し、応急食糧を確保する。

(9) 食糧の搬送

まちづくり振興部長・農業委員会は、市において調達した食糧及び県から供給を受けた食糧を指定の集積地に集め、市内運送業者の協力を得て、車両により避難所等へ搬送する。

また、民間販売業者から食糧の調達を行った際は、その事業者が集積地まで車両により搬送する。

3 健康管理・精神衛生の対応

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所を開設して長期間收容し保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を收容する場合、感染性疾病や食中毒の発生、あるいは、プライバシー保護の困難性に伴う精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営にあたっては、健康管理等に関する業務を積極的に推進していく。

(1) 被災者の健康状態の把握

健康増進部長は、本部長を通じ、取手市医師会に対して医師及び看護師で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとに避難者の健康状態を把握するよう要請する。

巡回相談チーム及び避難所班、救護班は、個別健康相談表の作成により、チームカンファレンスにおいての効果的な処遇の検討を行う。

また、災害時における非常時の生活環境から発生する、エコノミー症候群（深部下肢静脈血栓症）などに対する予期せぬ発病対策と、疲労やストレスなどに対するメンタルケアとして、医師、看護師、保健師などの巡回や、専門知識を有するカウンセラーを派遣するなどの対策に努める。

(2) 被災者の精神状態の把握

避難所班は、社会福祉協議会と連携しボランティア等と協力して、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象としてレクリエーションの開催、それによるストレスの軽減を図る。また、避難所班は、ボランティア等と協力して、避難所に遊び場等を確保し幼児や児童の保育を行う。

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の開設

県の対応として、心の救護活動の情報集約と救護活動を行う関係者への情報提供については、原則として保健センターが一元管理し、センターが市の対策班との連絡調整を行う。

市は、避難所班、救護班及び保健センターと協力して被災者の心理的ケアに対応するため「心のケア」、「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」に対するパンフレットを被災者へ配布する。また、「心のケア」に対する相談窓口を開設する。

第3 被災者支援相談

長期間、被災者が受ける不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期に自立した生活ができるよう、きめ細かで適切な情報提供を行う。同時に、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

■ 対策

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 生活情報の提供 | (政策推進部) |
| 2 | 相談窓口の設置 | (総務部、福祉部、健康増進部、
まちづくり振興部、建設部、教育委員会) |
| 3 | 被災自治体への帰省計画 | (総務部) |

■ 内容

1 生活情報の提供

(1) テレビ・ラジオの活用

政策推進部は、テレビ及び県内のラジオ局の協力を得て、被災者に対する生活情報の提供を行う。

(2) ファクシミリ及びインターネットの活用

政策推進部は、避難所に対する文書情報の同時提供を行うため、NTT等の協力を得て、ファックス及びインターネットを活用した生活情報の提供を行う。

(3) 震災ニュースの発行

政策推進部は、ボランティアの協力を得て、様々な生活情報を集約した、震災ニュースを避難所及び関係機関等に配布する。

2 相談窓口の設置

(1) 被災者のニーズの把握

総務部は、福祉部、健康増進部及びまちづくり振興部と連携し、市外被災者の生活を支援するため支援チームを結成し、様々な問い合わせに対しての適切な窓口を紹介する。また、当該市町村、県、市、関係防災機関、その他団体等の窓口業務内容をあらかじめ把握しておく。

【予想される相談の主な内容】

- ① 被災地の状況（家族、縁故者等の安否及び連絡）
- ② 住居（公営住宅、空家情報等）
- ③ 雇用、労働
- ④ 児童相談・教育（学校）
- ⑤ 生活用品（家電製品、衣服、寝具等）
- ⑥ 医療・衛生
- ⑦ 心の悩み

(2) 被災者の住居の確保について

支援チームは、まちづくり振興部及び建設部と連携し、住居等を喪失し、避難所生活が長期間にわたる被災者に対して公営住宅及び空き家情報を提供する。

(3) 被災者の雇用の確保について

支援チームは、まちづくり振興部及び国、県、関係機関と連携し、被災者に対し雇用の情報を提供する。

(4) 被災者の教育相談について

支援チームは、教育委員会及び県と連携し、被災児童・生徒に対し小・中学校への編入を行う。また、高校についても市教育委員会並びに県及び関係機関の協力を得て生徒の教育の機会を確保する。

3 被災自治体への帰省計画

(1) 被災地の情報収集

支援チーム及び総務部は、被災地の自治体との連絡を緊密に行い、被災地の復興状況を把握し、避難所で生活をしている被災者に対し現地の情報を提供する。

(2) 被災者の帰省計画

支援チームは、被災自治体の情報を提供して、避難所及び公営住宅での生活を希望しない被災者に対し、被災自治体への帰省の意志があるかを確認する。

帰省を希望する被災者に対しては、被災自治体へ帰省予定日等の事前連絡を行い、受け入れ態勢を確保する。

状況により自主帰省が困難な場合には、市所有のバス等を利用し、被災地への輸送を行う。